

瀬戸市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

令和6年3月(2024年3月)
瀬戸市

-目次-

第1章 計画の基本的事項.....	1
1.1 目的.....	1
1.2 位置づけ.....	1
1.3 期間.....	2
1.4 対象.....	2
第2章 計画策定の背景.....	3
2.1 地球温暖化とは.....	3
2.2 地球温暖化に関する国内外の動向.....	4
第3章 瀬戸市の現状.....	11
3.1 本市の地域特性.....	12
3.2 市民・事業者の意識調査.....	24
第4章 温室効果ガス排出量等の現状と将来推計.....	33
4.1 温室効果ガス排出量の現状.....	33
4.2 温室効果ガス排出量の将来推計.....	40
第5章 温室効果ガス排出削減目標.....	47
5.1 温室効果ガスの削減目標.....	47
5.2 再生可能エネルギーの導入目標.....	48
第6章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組.....	49
6.1 施策・取組の方向性.....	49
6.1.1 各主体の役割.....	49
6.2 施策体系.....	50
6.3 温室効果ガス排出量の削減にむけた取組.....	52
6.3.1 基本方針1 再生可能エネルギーの利用の促進.....	52
6.3.2 基本方針2 省エネルギー対策の推進.....	54
6.3.3 基本方針3 脱炭素社会を実現する環境整備の推進.....	59
6.3.4 基本方針4 資源循環型まちづくりの推進.....	61
6.4 2050年カーボンニュートラル実現にむけたロードマップ.....	65
6.5 将来ビジョン（2050年のすがた）.....	66
第7章 計画の推進体制.....	67
7.1 計画の推進体制.....	67
7.2 進行管理.....	68

巻末資料

- ・本計画における温室効果ガス排出量（現状）の推計方法
- ・瀬戸市環境審議会委員名簿
- ・計画策定経過
- ・瀬戸市ゼロカーボンシティ宣言
- ・用語集

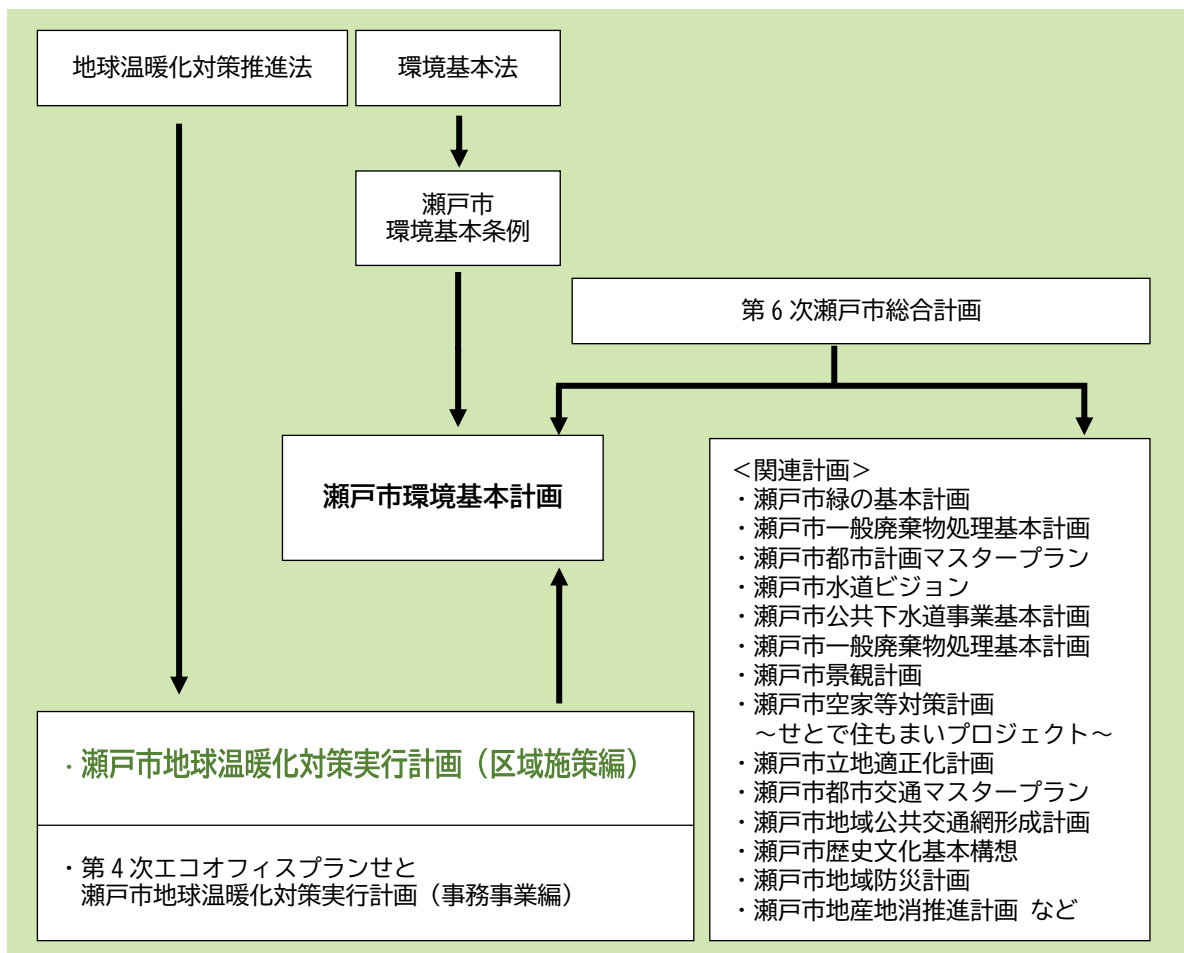
第1章 計画の基本的事項

1.1 目的

瀬戸市域から排出される温室効果ガス排出量の削減に向け、瀬戸市の現状や自然的社会的地域特性を踏まえ、市民・事業者・行政などの役割に応じた取組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

1.2 位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定しています。



1.3 期間

本計画の期間は、2024年度から2030年度までとします。

温室効果ガス排出量の基準年度は、2013年度とします。目標年度は、2030年度とし、長期目標年度を2050年度に設定して温室効果ガス排出量の削減を行っていきます*。

また、本市を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に合わせて、必要に応じて見直します。



*国の「地球温暖化対策計画」では、2013年度を基準とした2030年度及び2050年度の目標を掲げています (p.6を参照してください)。そのため、瀬戸市においても同様の基準年度と目標年度を設定します。

1.4 対象

本計画は、市域の全域を対象とします。

排出量削減の対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項で定める、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆) 及び三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類を対象とします。ただし、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素は、市内に対象となる大規模特定事業者がないため、排出量の把握及び削減目標設定の対象外とします。

温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガス	主な排出活動	排出量の把握及び削減目標設定
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用、廃棄物の焼却処分など	○
メタン (CH ₄)	耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、排水処理など	○
一酸化二窒素 (N ₂ O)	耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、排水処理など	○
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子などの製造など	—
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	アルミニウムの製造半導体素子などの製造など	—
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム合金の鋳造、電気機械器具や半導体素子などの製造など	—
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体素子などの製造など	—

第2章 計画策定の背景

2.1 地球温暖化とは

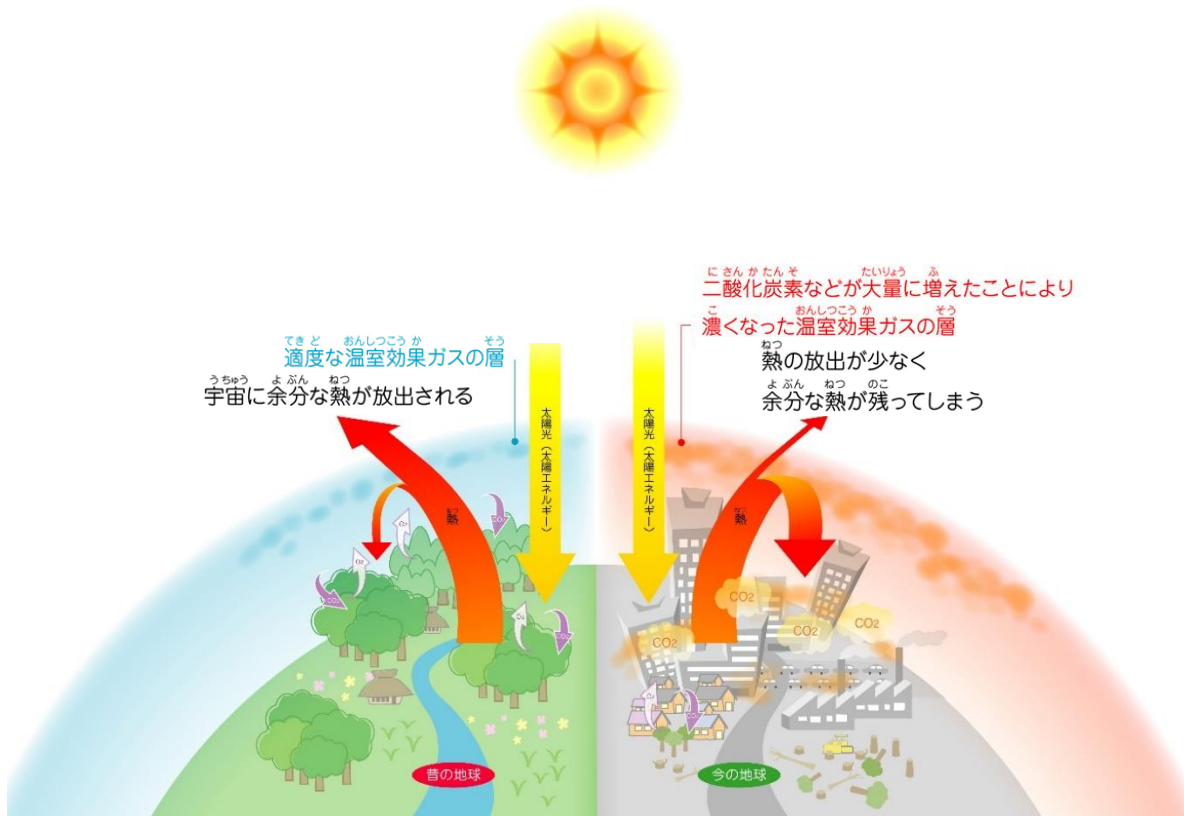
地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主な要因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。

温室効果とは、太陽エネルギーによって暖められた地表面から宇宙に向けて放射される熱エネルギーの一部が、二酸化炭素やメタンに代表される温室効果ガスに吸収されることで、大気が暖められる現象です。

18世紀以降の産業発展や生活環境の向上によって、石炭や石油などの化石燃料が大量に消費されるようになったことで、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に上昇し、地球温暖化を招くこととなりました。

地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、近年、世界各地で発生している記録的な猛暑や干ばつ、熱波、集中豪雨、台風などといった異常気象の背景には、地球温暖化の影響が指摘されています。

今後、早急に世界全体で温暖化対策に取り組む必要があります。



出典：「こども環境白書 2012」（環境省 HP）より作成

地球温暖化の概要

2.2 地球温暖化に関する国内外の動向

① 国際的な動向

【パリ協定】

2015年12月にフランスのパリで開催されたCOP21において、法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。

参加するすべての国が温室効果ガスの削減目標を掲げ、今世紀後半までの気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力の追求を目標としています。

「パリ協定」の概要

目的	世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って急激に削減。
各国の目標	各国は、貢献（削減目標）を作成・提出・維持する。各国の貢献（削減目標）の目的を達成するための国内対策をとる。各国の貢献（削減目標）は、5年ごとに提出・更新し、従来より前進を示す。
長期低排出発展戦略	全ての国が長期低排出発展戦略を策定・提出するよう努めるべき。（COP決定で、2020年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク（世界全体での棚卸し）	5年ごとに全体進捗を評価するため、協定の実施状況を定期的に検討する。世界全体としての実施状況の検討結果は、各国が行動及び支援を更新する際の情報となる。

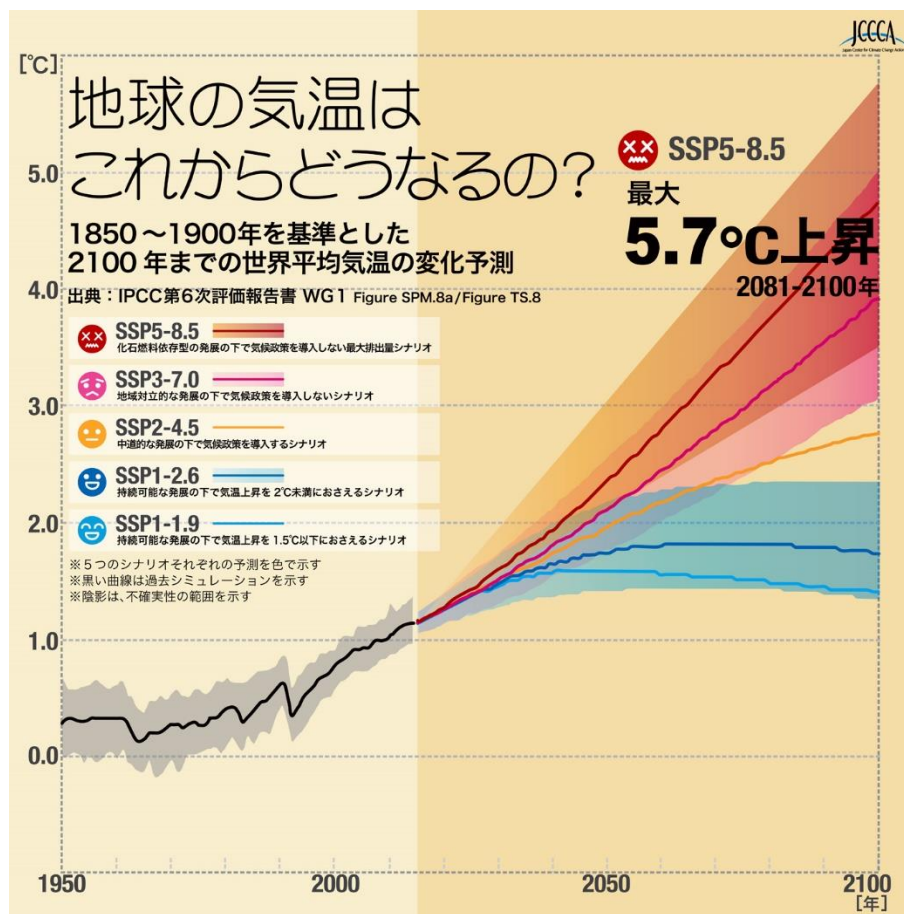
資料：環境省作成

出典：「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」（環境省HP）

【IPCC※第6次評価報告書】

2021年に公表された「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」では、「人間活動が大气・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と示されました。

世界平均気温は工業化前と比べて、2011～2020年で1.09℃上昇したとしています。気温の将来予測について、21世紀半ばに実質CO₂排出ゼロが実現する最善シナリオ（SSP1-1.9）においても2021～2040年平均の気温上昇は1.5℃に達する可能性があるとして発表しています。化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオ（SSP5-8.5）においては、今世紀末までに3.3～5.7℃の昇温を予測しています。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

世界平均気温の変化予測（観測と予測）

さらに、CO₂の累積排出量と気温上昇量の変化はほぼ比例関係にあることが記述されており、工業化前からの気温上昇を1.5℃に抑えるためには、残りの排出量上限はあと4,000億tであることも示されました。また、気温上昇をあるレベルで止めるためには、CO₂累積排出量を制限し、少なくとも正味ゼロ排出を達成し、他の温室効果ガスも大幅に削減する必要があります、としています。

※IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）は、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織です。

② 国内の動向

【地球温暖化対策計画】

2021年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとしています。また、2050年目標と統合的で野心的な目標として、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを掲げています。

「地球温暖化対策計画」における目標・目安

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：脱炭素ポータル「地球温暖化対策計画 概要」（環境省 HP）

【地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況】

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その地域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定及び実施するように努めるものとされています。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつあります。

2023年6月30日時点で、973自治体（46都道府県、552市、22特別区、305町、48村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。

③ 愛知県の動向

【あいち地球温暖化防止戦略 2030】

愛知県は、2018年2月に「あいち地球温暖化防止戦略 2030」（計画期間：2018年～2030年）を策定し、様々な取組を総合的かつ計画的に進めています。

その後、社会情勢の変化を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、2030年度までに愛知県の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げるとともに、2030年度までの間に取り組むべき施策の方向を示した「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」を2022年12月に策定しました。

【重点施策】

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 脱炭素プロジェクトの創出・支援 | 4 脱炭素型事業活動の促進 |
| 2 意識改革・行動変容 | 5 ゼロエミッション自動車の普及加速 |
| 3 建築物の脱炭素化の推進 | 6 水素社会の構築 |



【各部門における土台(基礎)となる施策】

- 家庭部門対策
- 産業・業務部門対策／県の事務事業
- 運輸部門対策
- 地域における脱炭素化
- 再生可能エネルギー等の利活用の推進
- 資源循環によるCO₂対策
- 代替フロン等の対策
- 吸収源対策
- 脱炭素社会の形成に向けた人づくり

出典：「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」（愛知県 HP）

2050年のカーボンニュートラル実現に向けたイメージ（愛知県）

④ 瀬戸市の動向

【環境基本計画】

2000年3月に「第1次瀬戸市環境基本計画」を策定し、「瀬戸市環境基本条例」（平成13年瀬戸市条例第10号）の理念に掲げられている『環境創造都市』の実現を目指して、各種取組を推進しました。その後、2011年3月に、前計画を引き継ぐ形で「第2次瀬戸市環境基本計画」を策定し、「自然を守る」、「自然と親しむ」、「安全・安心に暮らす」、「心豊かに暮らす」、「地球にやさしく暮らす・営む」、「人と地域を育む」の6つの基本方針に基づき、様々な環境施策を進めました。

2021年3月に、「第3次瀬戸市環境基本計画」を策定し、「豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある『環境創造都市』を次代につなぐ」を計画理念として掲げ、その実現に向けて基本方針を「瀬戸の“しぜん”」、「瀬戸の“くらし”」、「瀬戸の“ひとびと”」の3つに区分し、様々な環境施策を展開しています。

第3次瀬戸市環境基本計画における施策の展開

基本方針	基本的方向	施策の展開
1 瀬戸の“しぜん”	1-1 自然環境の保護・保全	1-1-1 貴重な自然環境の保護・保全 1-1-2 森林の適切な保全 1-1-3 河川などの水辺環境の保全
	1-2 生物多様性の保全	1-2-1 生物の多様な生息生育環境の保全 1-2-2 外来生物対策の推進 1-2-3 生物多様性に対する理解の促進
	1-3 自然とのふれあいの推進	1-3-1 ふれあいの場・機会の創出 1-3-2 里山の適切な維持管理と活用 1-3-3 農地の保全と活用 1-3-4 エコツーリズムの展開
2 瀬戸の“くらし”	2-1 公害対策の推進	2-1-1 大気汚染防止対策の推進 2-1-2 水質汚濁・土壌汚染防止対策の推進 2-1-3 感覚公害の未然防止の推進
	2-2 資源循環型まちづくりの推進	2-2-1 3Rの推進 2-2-2 ごみの適正処理の推進 2-2-3 産業廃棄物、不法投棄対策の推進
	2-3 まちの環境の保全・創出	2-3-1 まちの環境美化の推進 2-3-2 まちなみ環境の保全・創出
	2-4 低炭素社会の実現に向けた取組の推進	2-4-1 賢い選択（COOL CHOICE）の展開 2-4-2 温室効果ガスの排出削減 2-4-3 気候変動の影響に対する適応策の推進 2-4-4 再生可能エネルギーの活用促進 2-4-5 省エネルギーの促進
3 瀬戸の“ひとびと”	3-1 多様な主体の連携・協働	3-1-1 多様な主体の連携・協働の強化 3-1-2 地域の自発的な取組の支援
	3-2 グリーンな経済システムの構築	3-2-1 地域資源を活用した環境ビジネスの支援 3-2-2 事業者の環境情報の発信の促進
	3-3 市民・事業者の環境意識の向上	3-3-1 環境教育・環境学習の推進 3-3-2 環境情報の共有、発信 3-3-3 環境イベントの開催

出典：第3次瀬戸市環境基本計画

【地方公共団体実行計画】

2008年度に「エコオフィスプランせと(瀬戸市地球温暖化防止実行計画)」を策定しました。その後、2013年度に「第2次エコオフィスプランせと」、2018年度に「第3次エコオフィスプランせと」を策定し、温室効果ガスの排出量削減のため職員全員で積極的に取り組んできました。

2023年3月には、「第4次エコオフィスプランせと(瀬戸市地球温暖化対策実行計画(事務事業編))」を策定しました。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出量を削減するために、瀬戸市が行う事務及び事業の省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進することで、2030年度に温室効果ガス排出量を50%削減(2013年度比)する目標を定めています。

【ゼロカーボンシティ宣言】

瀬戸市は、2024年3月に「ゼロカーボンシティ宣言[※]」をしました。

将来にわたり瀬戸市の豊かな環境を次世代に引き継ぐため、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)」を目指し、市民・事業者の皆さまとともに脱炭素社会の実現に向けて取り組みを進めていきます。

※環境省では、2050年に二酸化炭素(CO₂)を実質ゼロにすることを目指す旨を表明した地方自治体を「ゼロカーボンシティ」と位置付け、国内外に発信しています。

【地域気候変動適応計画】

気候変動に対する取組として、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、現在及び将来予測される影響に対処する「適応策」があります。

「緩和策」とは、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策による温室効果ガスの排出削減、森林などの吸収源の増加などによって、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止するための取組をいいます。一方で「適応策」は、既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない気候変動の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組をいいます。

本計画は、「緩和策」として市域の温室効果ガスの排出を抑制する施策について具体的に定めています。「適応策」については、別途計画の策定を検討します。

緩和

とは？

原因を少なく

2

つの

気候変動対策

適応

とは？

影響に備える

緩和策の例

節電・省エネ
エコカーの普及
再生可能エネルギーの活用
森林を増やす

CO₂
温室効果ガスを減らす

適応策の例

感染症予防のため
虫刺されに注意
熱中症予防
災害に備える
高温でも育つ農作物の
品種開発や栽培
水利用の工夫

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォームHP

緩和策と適応策

第3章 瀬戸市の現状

瀬戸市は、名古屋市の北東約 20km に位置し、周囲を標高100～300mの小高い山々に囲まれ、気候も温暖なまちです。

「せともの（瀬戸物）」という言葉が、やきものの代名詞として広く知られています。

良質で豊富な陶土に恵まれたこの地で、先人たちは新しい技術や文化を柔軟に取り入れ、「せとものまち」を発展させてきました。

長年受け継がれてきたやきものづくりの卓越した技は、多種多様なやきものづくりに繋がり、陶器と磁器が共存する稀有な産地であるだけでなく、ノベルティ（置物・装飾品）、ファインセラミックスなどが生産され、今も新しいものづくりが続けられています。

先人たちより引き継がれてきた「歴史」「伝統」「文化」、そして豊かな「自然」が、今もなお、瀬戸の暮らしに息づいています。

また、市域の約 6 割を森林が占め、その面積の約 4 割が自然公園などとして保護・保全されており、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息するほか、湧水湿地が多く点在するなど希少な動植物が生息・生育する豊かな自然が残されています。



海上の森



自然環境保護・保全特定地区
(下半田川町蛇ヶ洞川エリア)

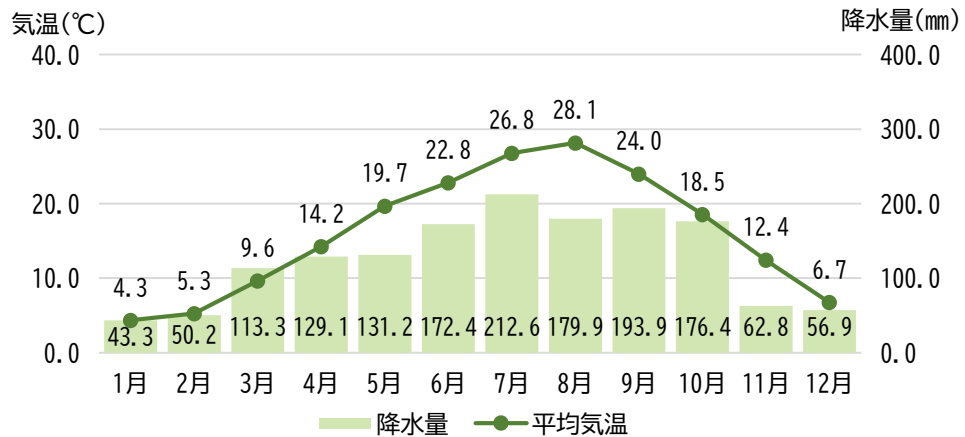
出典：第3次瀬戸市環境基本計画

3.1 本市の地域特性

環境

● 気温・降水量

月平均気温は、1月が最も低く、8月が最も高い、一山型となっています。降水量は、夏季～秋季に多く、冬季に少ない太平洋側気候の特徴が表れています。

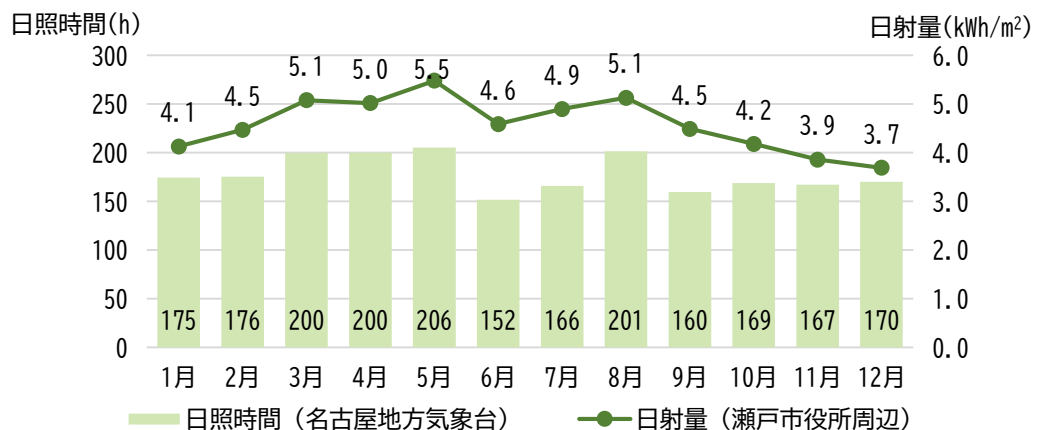


※2013年から2021年までの月別平均
出典：「消防年報」（瀬戸市HP）より作成

瀬戸市の気温・降水量

● 日照時間・日射量

瀬戸市役所周辺の日射量は、5月が最も多く、年間を通じての変動はそれほど大きくありません。



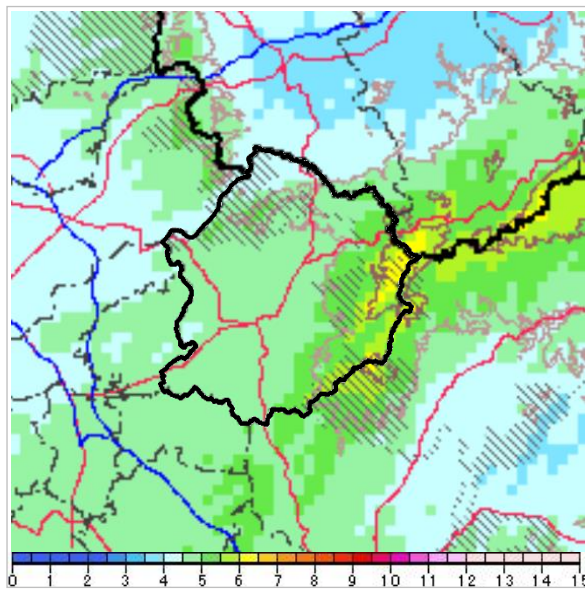
出典：日照時間は気象庁HPより作成
名古屋地方気象台における平年値（1991～2020）
日射量はNEDO日射量データベース（web版）MONSOLA-20より作成
瀬戸市役所を含むメッシュにおける南向き傾斜角30°の値

日照時間・日射量

●風況

地上 70m における瀬戸市の年平均風速は、ほとんどの地域で 4.5～5.0m/s です。

「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」（環境省）によると、風力発電の開発不可条件は平均風速 5.5m/s 未満とされており、瀬戸市のほぼ全域がこの範囲に該当します。また、瀬戸市は、保護・保全された森林や自然観光資源を多数有しており、風力発電施設を設置する際は、開発が規制される区域や景観に配慮する必要があります。



出典：「局所風況マップ」（NEDO HP）より加工
地上高 70m の年平均風速

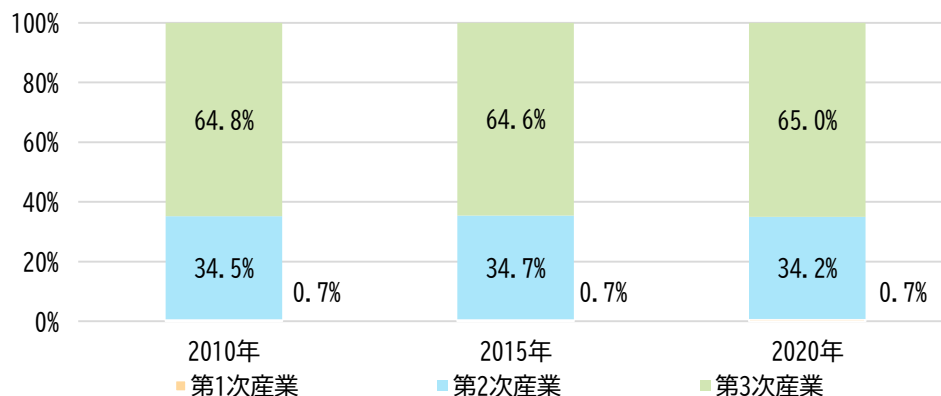
局所風況マップ

経済

●産業構造

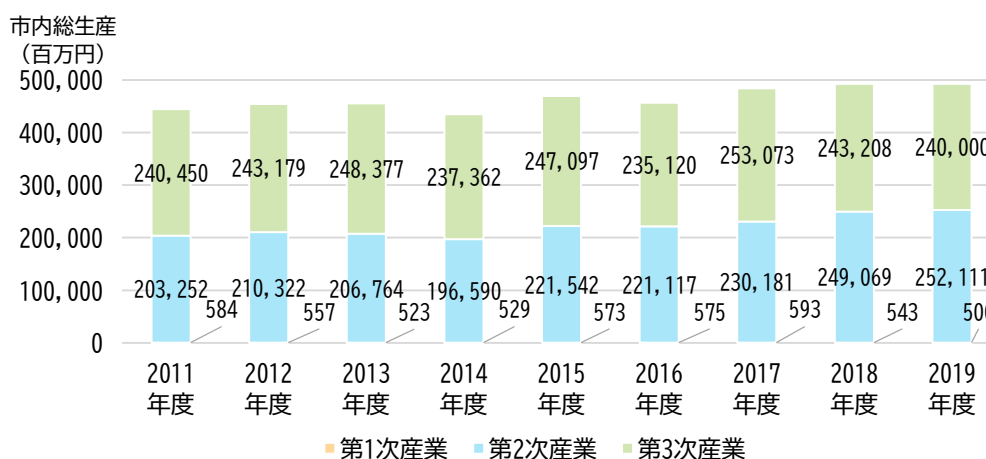
産業別就業者数は、第3次産業が最も多く約7割を占めています。
市内総生産は、第2次産業と第3次産業で占められています。

従業者比率 (%)



出典：瀬戸市統計書（瀬戸市 HP）より作成

産業大分類別就業者比率



出典：瀬戸市統計書（瀬戸市 HP）より作成

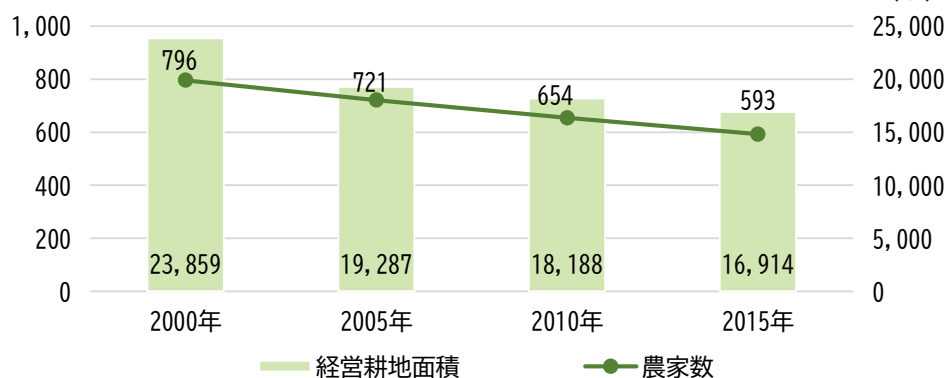
市内総生産

●第一次産業

農家数及び経営耕地面積は、ともに減少しています。

農家数 (戸)

経営耕地面積 (a)

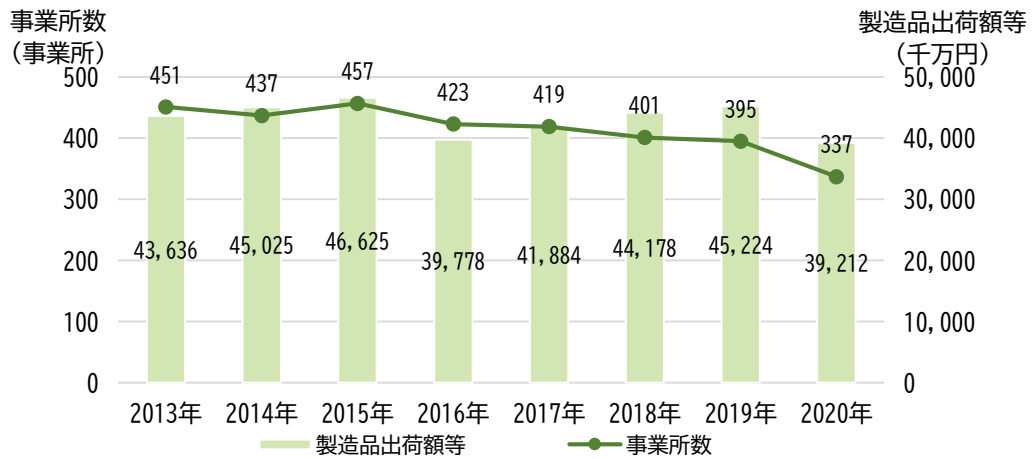


出典：瀬戸市統計書（瀬戸市 HP）より作成

農家数・経営耕地面積

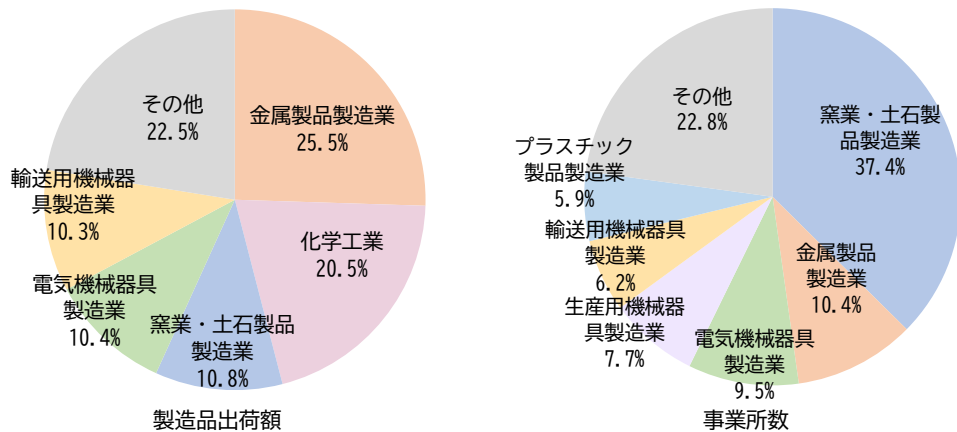
● 第二次産業

製造品出荷額は、ばらつきがあるものの概ね横ばいで推移しています。



出典：2013年～2019年 工業統計（経済産業省 HP）より作成
2020年 経済センサス活動調査（総務省統計局 HP）より作成（工業統計廃止のため代替）

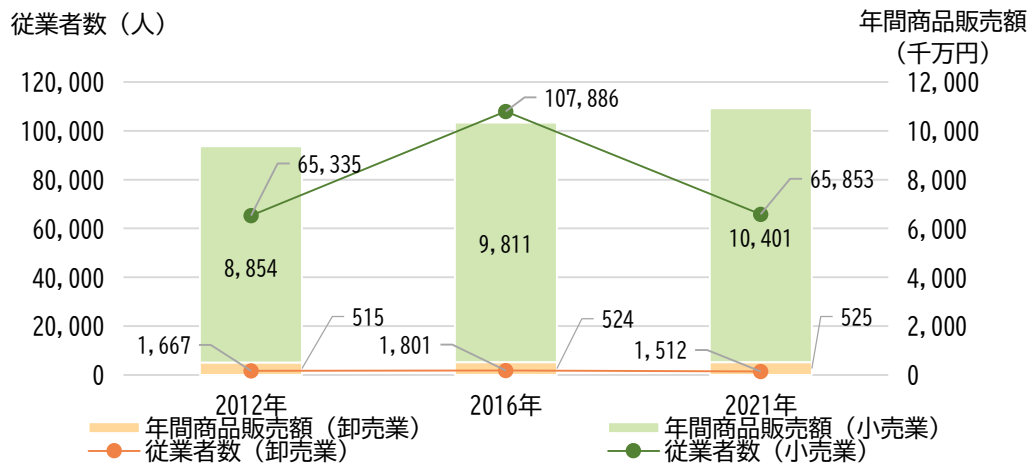
製造品出荷額・事業所数



出典：経済センサス活動調査（総務省統計局 HP）より作成
製造品出荷額・事業所数比率（2020年）

● 第三次産業

卸・小売業における年間商品販売額及び従業者数は、ともに小売業が多くを占めています。



出典：経済センサス活動調査（総務省統計局 HP）より作成

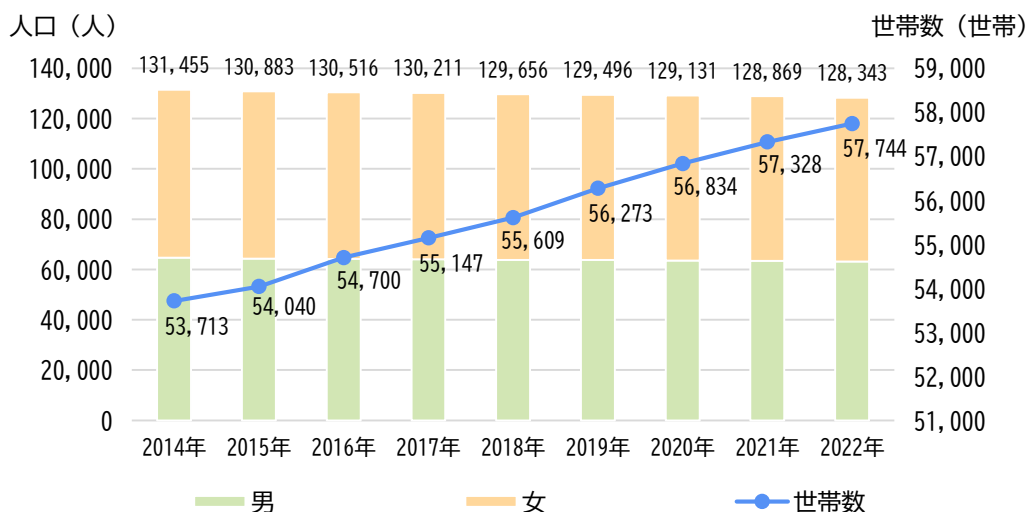
卸・小売業の年間商品販売額と従業者数

社会

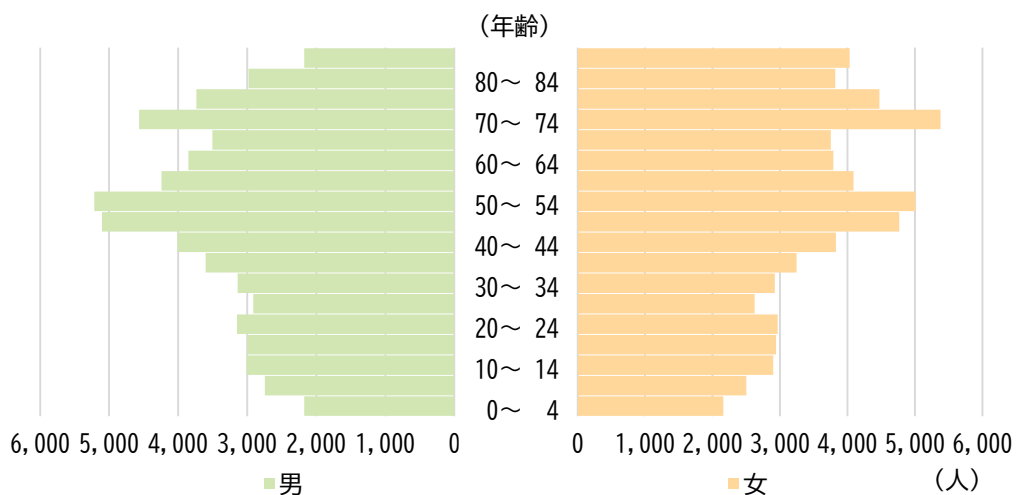
●人口・世帯数

人口は緩やかに減少していますが、世帯数は増加しています。

2021年の年齢別人口は、男女ともに45歳～54歳、70歳～74歳が多く、40代以下は、年齢が低下するにあたって減少する傾向にあります。



出典：瀬戸市統計書（瀬戸市 HP）より作成
人口・世帯数



出典：瀬戸市統計書（瀬戸市 HP）より作成
年齢別人口（2022年）

●土地利用状況

愛知高原国定公園を含む豊かな森林が市域のおよそ6割を占めており、市域の中央を流れる瀬戸川に沿って市街地が形成されています。

2021年の土地利用は、市域11,140haの内、市街化区域が2,655ha、調整区域が8,485haです。都市化区域の内、住宅用地が最も多く35.8%です。

土地利用状況（2021年）

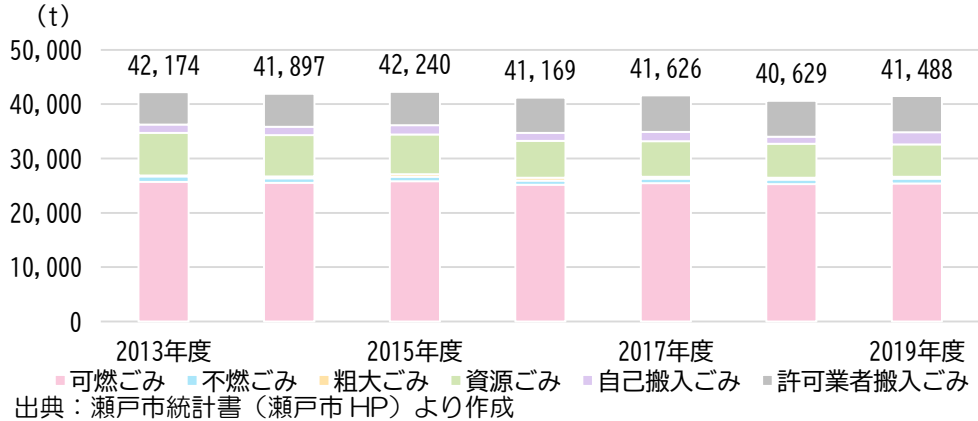
土地利用				面積 (ha)	
市域	市街化区域	自然的土地利用	農地	田	23
				畑	54
			山林		246
			水面		33
			自然地		151
		都市的 土地利用		住宅用地	950
				商業用地	117
				工業用地	270
				公的・公益用地	177
				道路用地	405
	調整区域		交通施設用地	19	
			公共空地	71	
			その他空地	139	
	合計		2,655		
調整区域		8,485			
合計		11,140			

出典：瀬戸市統計書（瀬戸市HP）より作成

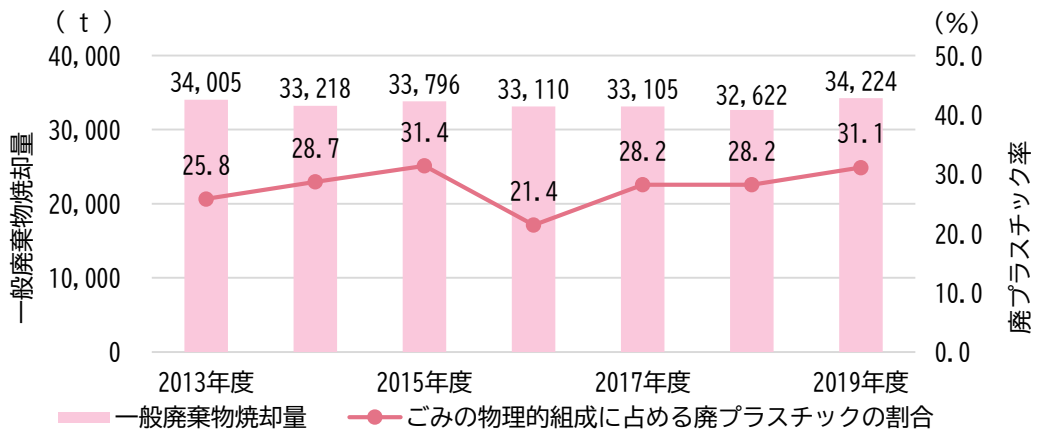
● 廃棄物

〔ごみ処理状況〕

ごみの内訳は、可燃ごみが最も多く、約 60%を占めています。一般廃棄物の焼却量は、年度によって変動していますが、概ね横ばいで推移しています。また、温室効果ガスの排出に大きく寄与する、廃プラスチックの割合は概ね増加する傾向にあります。



ごみ収集状況

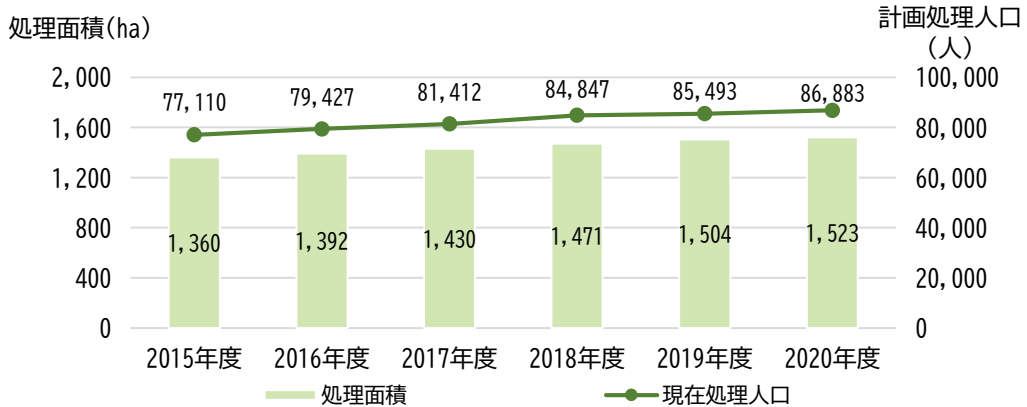


出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省 HP）より作成
 ※一般廃棄物の焼却量は、尾張東部衛生組合晴丘センターの焼却量を、瀬戸市の分担金で按分した値です。
 ※廃プラスチック率は、尾張東部衛生組合晴丘センターにおけるごみピットから採取した試料について環整 95 号に基づくごみ組成分析結果を示したものです。

一般廃棄物焼却量と廃プラスチックの割合

〔下水道整備状況〕

下水道の処理面積及び処理可能人口は増加しています。



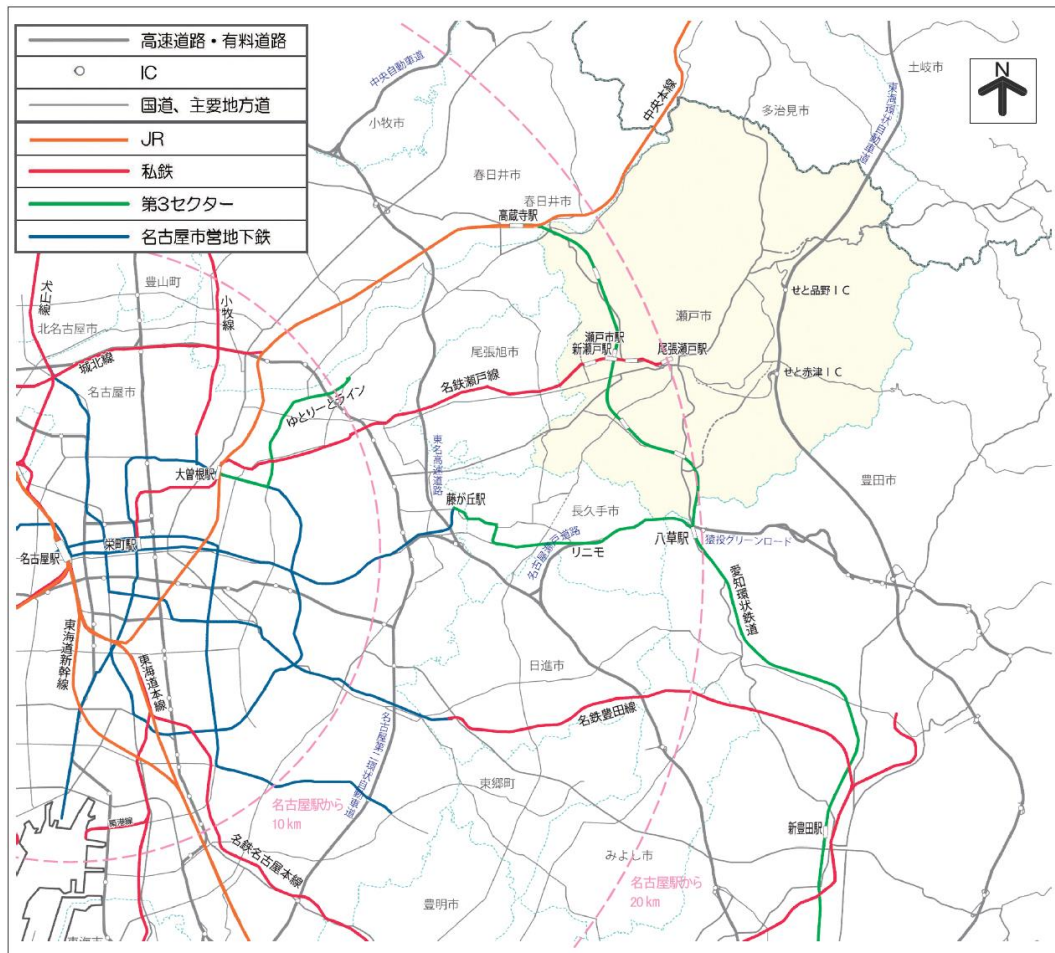
出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省 HP）より作成

下水道整備状況

●地域交通

〔広域交通網〕

名鉄瀬戸線や愛知環状鉄道によって周辺の都市と結ばれています。また、東海環状自動車道の2つのインターチェンジを有し、日本の物流や移動の大動脈である東名・新東名高速道路や中央自動車道などにつながっています。

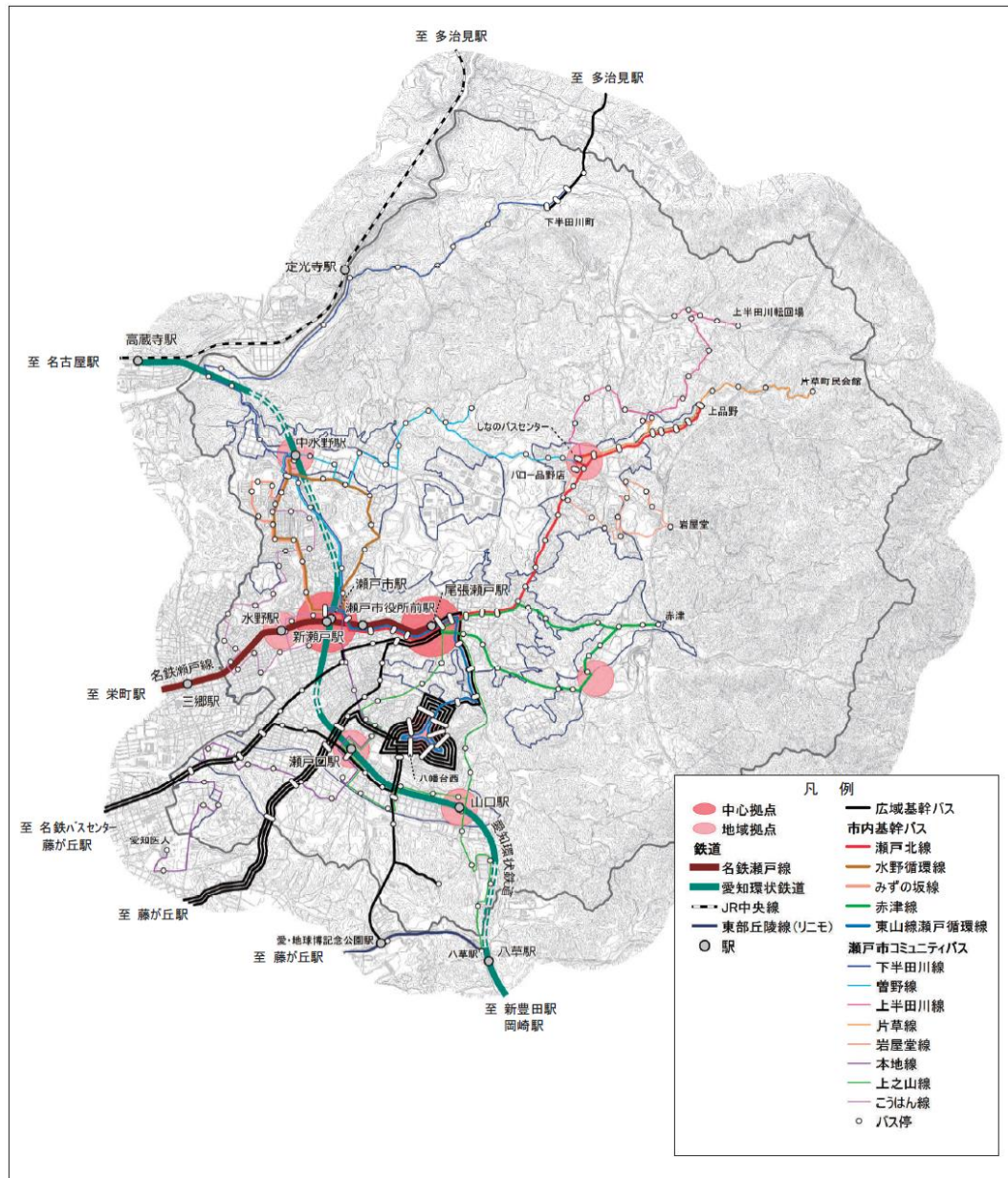


出典：瀬戸市都市交通マスタープラン（瀬戸市,平成 30 年 9 月）

広域交通網

〔公共交通網〕

瀬戸市の公共交通網は、名鉄瀬戸線と愛知環状鉄道を基軸とし、周辺都市と連絡する広域基幹バスや、拠点間を結ぶ市内基幹バス、これらに接続し、居住地から生活利便施設へのアクセスを確保するコミュニティバスにより形成されています。

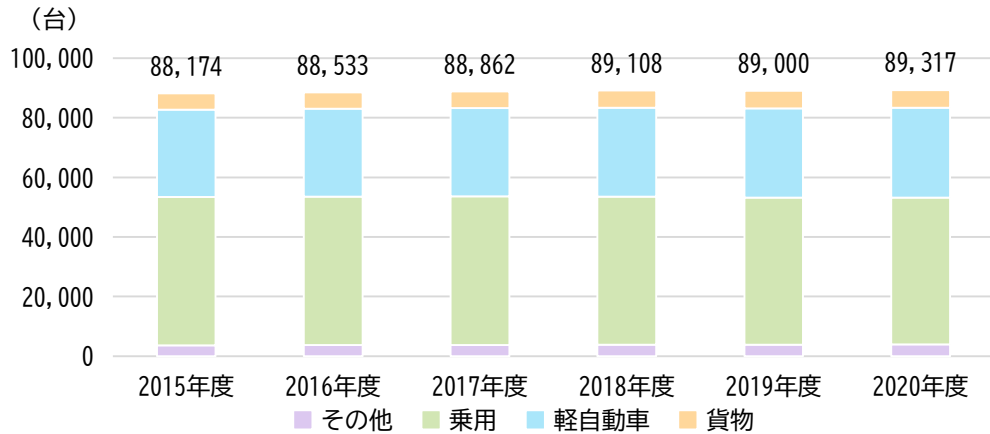


出典：瀬戸市都市交通マスタープラン（瀬戸市,平成30年9月）

公共交通網

〔自動車保有台数〕

瀬戸市の自動車登録台数は、やや増加傾向です。

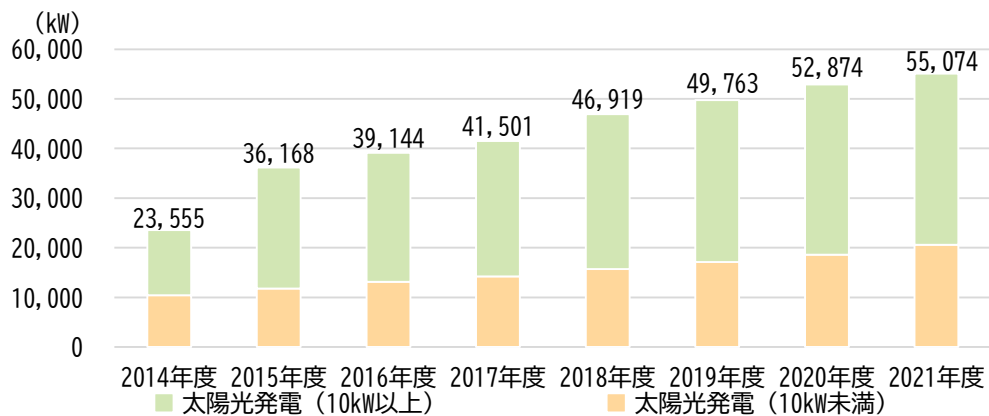


出典：瀬戸市統計書（瀬戸市HP）より作成
自動車登録台数

●再生可能エネルギー導入状況

瀬戸市で、固定価格買い取り制度（FIT 制度）によって導入されている再生可能エネルギーは、太陽光発電のみです。

太陽光発電設備の導入容量は、年々増加しています。



出典：自治体排出量カルテ（環境省HP）より作成
再生可能エネルギー設備導入容量（FIT 制度）

●再生可能エネルギー導入ポテンシャル

環境省により公表されている「REPOS」(再生可能エネルギー情報提供システム)による瀬戸市の再生可能エネルギーのポテンシャルは、発電では727,973MWh/年、熱利用では6,592,805GJ/年が見込まれています。

再生可能エネルギーのポテンシャル量

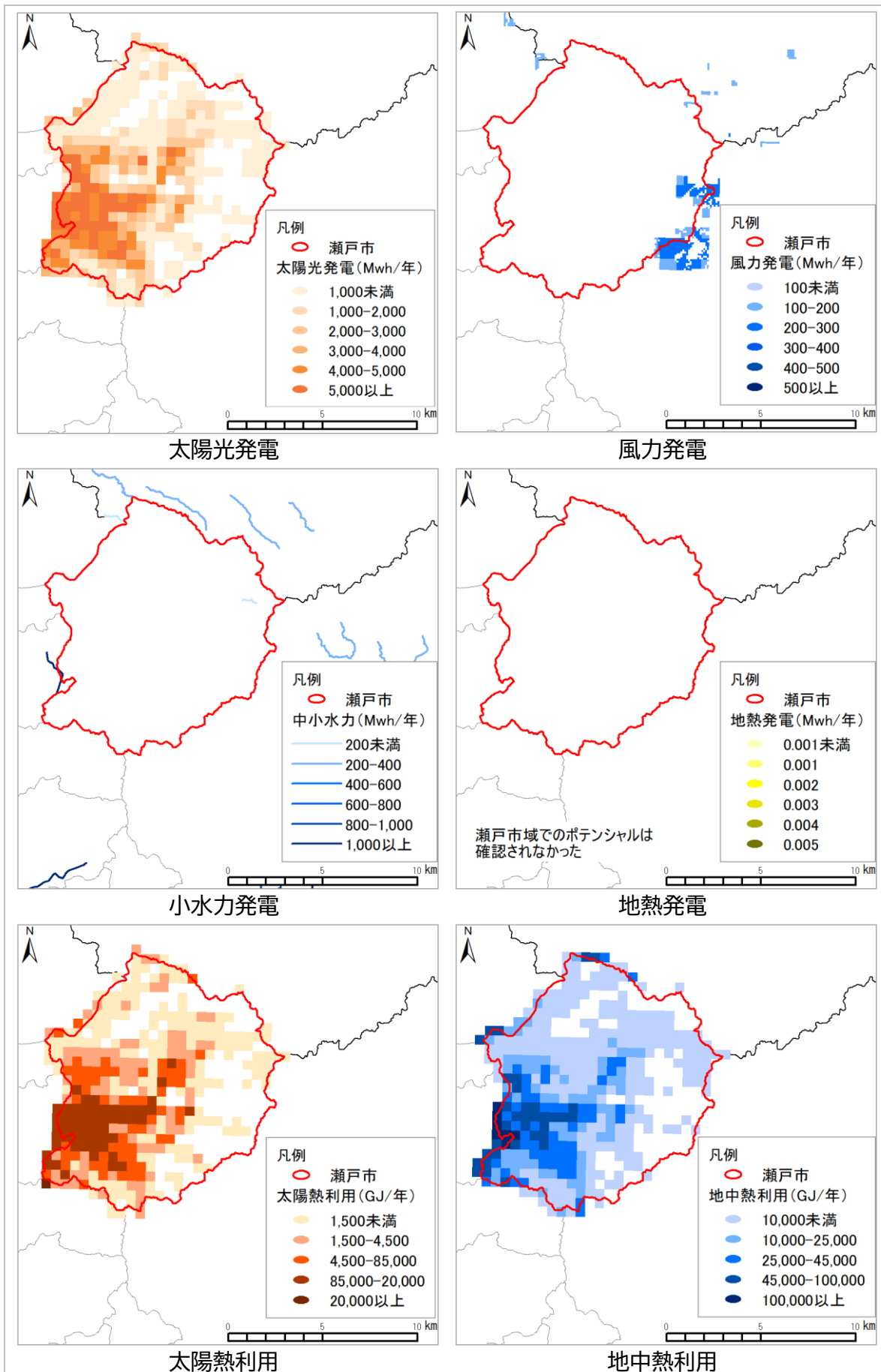
再生可能エネルギー			ポテンシャル	
			導入量 (MWh/年) または発熱量 (GJ/年)	設備容量 (MW)
発電	太陽光	建物系	598,959	429
		土地系	77,125	56
		合計	676,084	484
	風力	陸上風力	50,662	24
		中小水力	河川部	117
		農業用水路	1,110	0*
		合計	1,227	0*
	バイオマス	木質バイオマス	—	—
		地熱	—	—
		合計	727,973	509
熱利用		太陽熱	1,171,812	—
		地中熱	5,420,993	—
		合計	6,592,805	—

※各数値で四捨五入を行っているため、合計などと合わない場合があります。
 ※中小水量設備容量：河川部 0.02MW、農業用水路 0.2MW、合計 0.2MW
 出典：「REPOS」(環境省 HP) より作成

太陽光のポテンシャル量内訳

太陽光			ポテンシャル	
			導入量 (MWh/年)	設備容量 (MW)
建物系		官公庁	6,727	5
		病院	3,860	3
		学校	15,050	11
		戸建住宅等	256,377	182
		集合住宅	9,986	7
		工場・倉庫	34,376	25
		その他建物	272,330	196
		鉄道駅	252	0*
土地系	最終処分場	一般廃棄物	3,240	2
	耕地	田	40,259	29
		畑	17,197	12
	荒廃農地	再生利用可能(営農型)	2,147	2
		再生利用困難	13,051	9
	ため池	1,232	1	
	合計	676,084	484	

※各数値で四捨五入を行っているため、合計などと合わない場合があります。
 ※建物系鉄道駅：0.2MW
 出典：「REPOS」(環境省 HP) より作成



※太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用は、市域のメッシュのみを表示しています。
 出典：「REPOS」(環境省 HP) より作成

再生可能エネルギーポテンシャルマップ

3.2 市民・事業者の意識調査

意識調査の概要

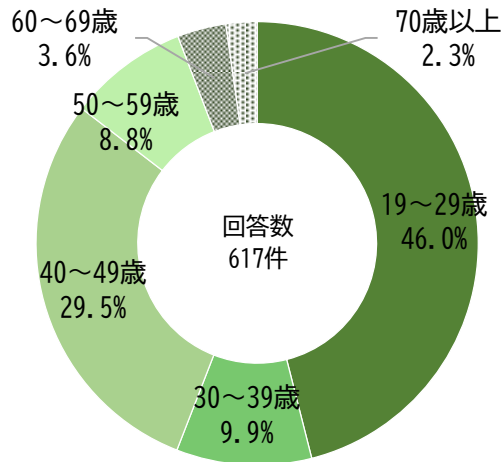
本計画を策定するにあたり、地球温暖化防止に関する取組の実施状況や、瀬戸市に期待する施策・対策について、市民・事業者の意識調査を行いました。

意識調査の概要

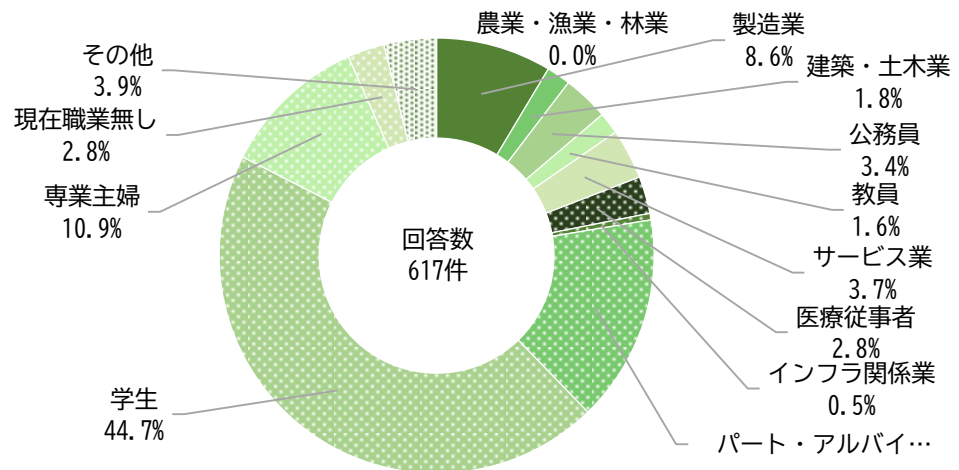
市民アンケート	<p>大学コンソーシアムせとで愛知工業大学と協働して実施したアンケートにおいて、「瀬戸市の取組みに対する満足度及び充実希望度」及び「市民の地球温暖化対策の取組み状況」についてお聞きしました。</p> <p>対象：19歳以上の市民/1,200人^{※1} 小・中・高校生/8,793人^{※2} ※1 1,200人の内250人は愛知工業大学の学生であるため、市外在住も含まれます。 ※2 小学生は5年生、6年生のみ対象。</p> <p>期間：2023年7月18日（火）～2023年8月13日（日）</p> <p>調査方法：19歳以上の市民/ 市内の新興住宅地を中心にポスティング・愛知工業大学の学生に配布・Web回答 小・中・高校生/学校にて配布・Web回答</p> <p>回収数：19歳以上の市民/617件（回収率51.4%） 小・中・高校生/248件（回収率2.8%）</p>
	<p>にじの丘学園で実施された県内の教員を対象とした環境塾において、「市との協力が可能と考える環境学習の方法及び内容」についてお聞きしました。</p> <p>対象：教員対象の環境塾参加者/31人</p> <p>期間：2023年8月9日（水）</p> <p>調査方法：環境塾にて調査票配布・回収</p> <p>回収数：31件（回収率100%）</p>
事業者アンケート	<p>瀬戸市環境パートナーシップ事業者や瀬戸市企業アンバサダーなどの事業者に、「今後市に期待する対策・施策」及び「事業者自身が市との協力が可能と考える対策」についてお聞きしました。</p> <p>対象：市内で事業を営む事業所/189事業所</p> <p>期間：2023年7月20日（木）～2023年8月4日（金）実施</p> <p>調査方法：電子データ配布・回収</p> <p>回収数：49件（回収率25.9%）</p>

【市民（19歳以上の市民）の回答者内訳】

年齢は、「19～29歳」が最も多く46.0%、職業は、「学生」が最も多く44.7%でした。



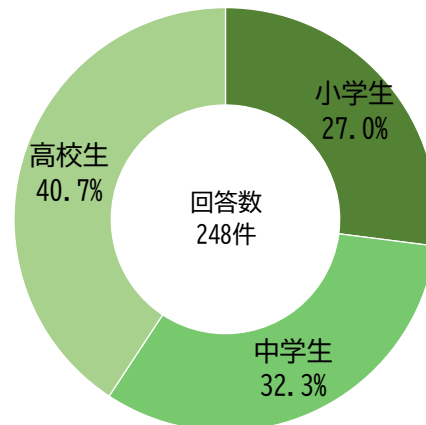
市民（19歳以上の市民）の回答者内訳（年齢）



市民（19歳以上の市民）の回答者内訳（職業）

【市民（小・中・高校生）の回答者内訳】

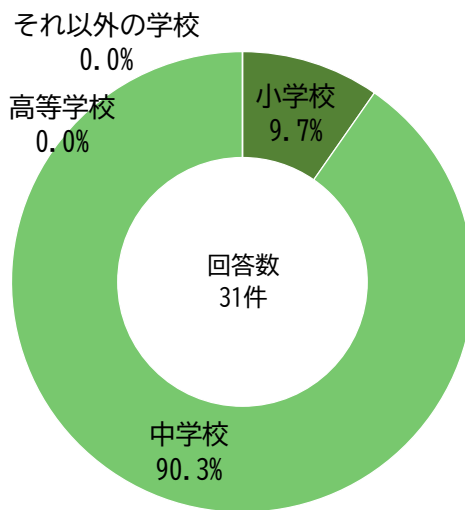
「小学生」が27.0%、「中学生」が32.3%、「高校生」が40.7%でした。



市民（小・中・高校生）の回答者内訳

【市民（教員対象）の回答者内訳】

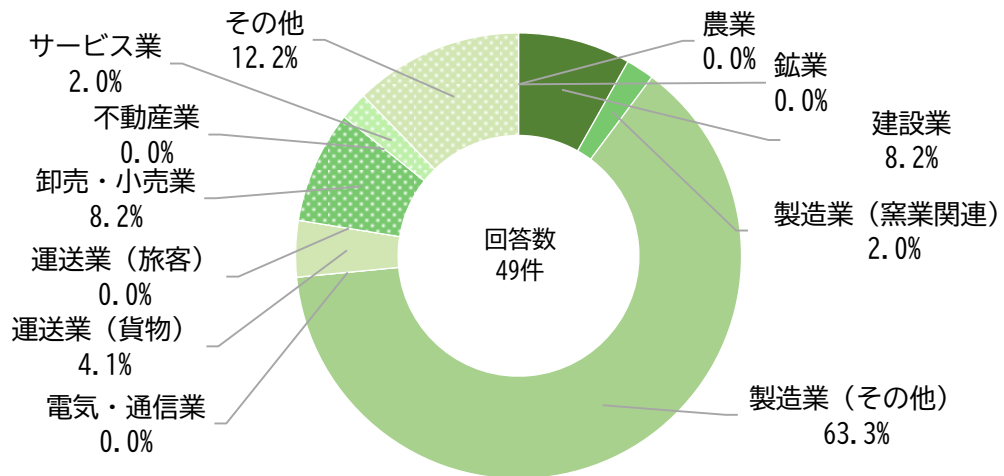
「小学校」が9.7%、「中学校」が90.3%でした。



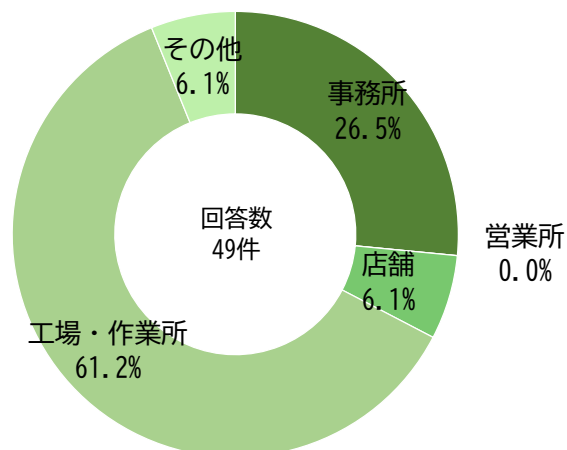
市民（教員対象）の回答者内訳

【事業者の回答者内訳】

業種は、「製造業（その他）」が最も多く63.3%、事業所形態は、「工場・作業場」が最も多く61.2%でした。



事業者の回答者内訳（業種）

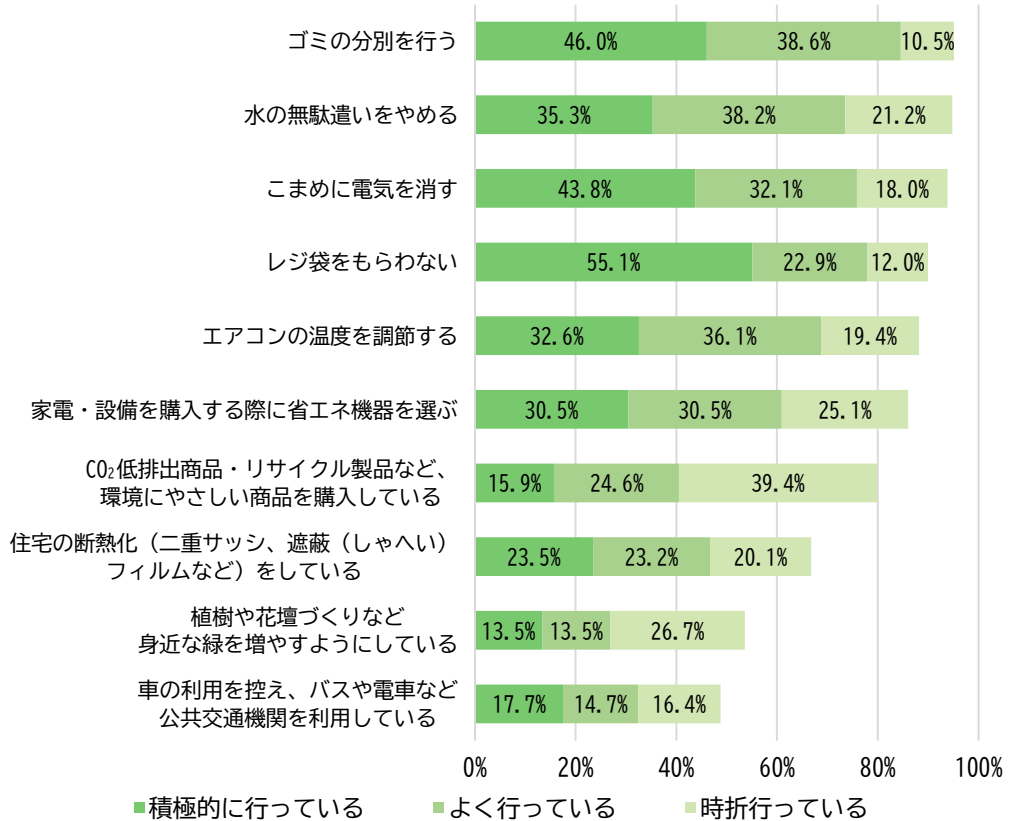


事業者の回答者内訳（事業所形態）

日ごろ行っている地球温暖化対策への取組

【市民（19歳以上の市民）】

日ごろ行っている地球温暖化対策への取組で、「積極的に行っている」、「よく行っている」、「時折行っている」と回答した割合は、「ゴミの分別を行う」が最も多く95.1%、次いで「水の無駄遣いをやめる」が94.8%、「こまめに電気を消す」が93.8%でした。

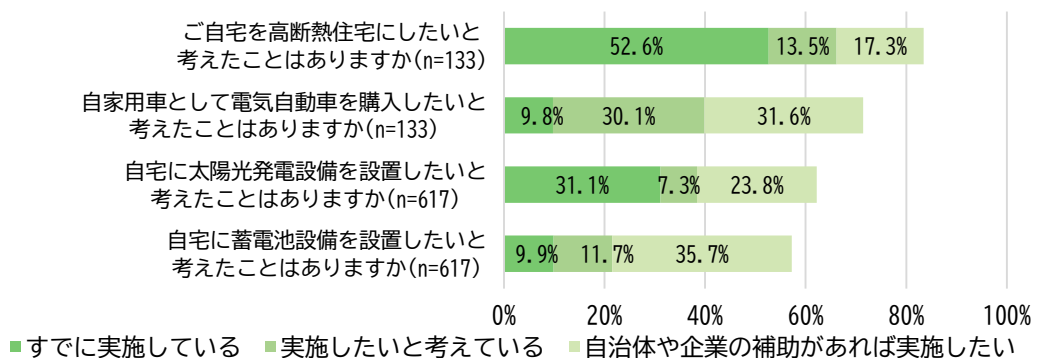


n=617

※各数値で四捨五入を行っているため、合計などと合わない場合があります。

日ごろ行っている地球温暖化対策への取組（19歳以上の市民）

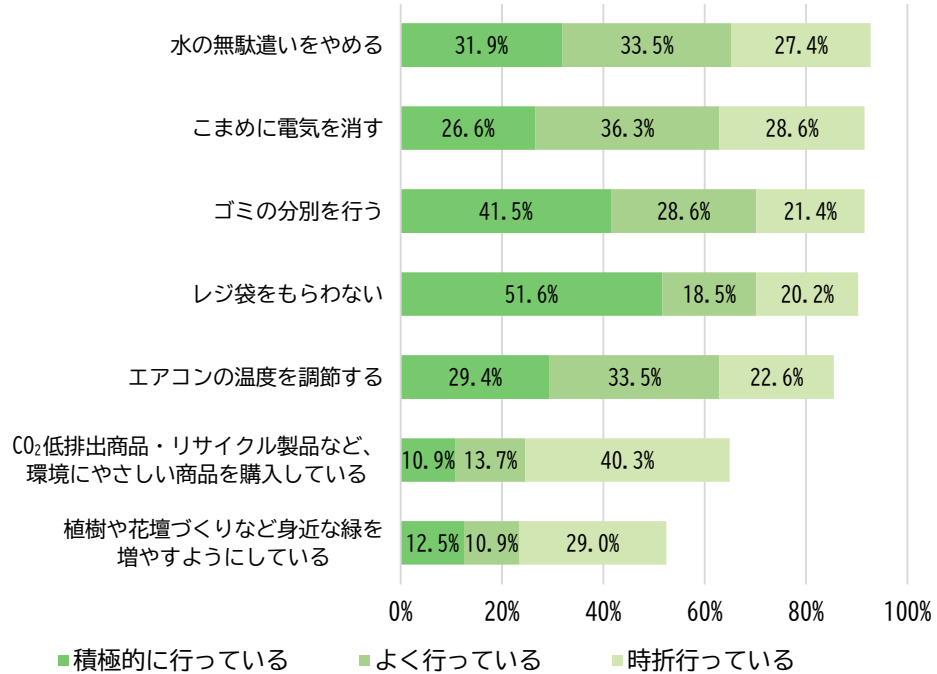
再エネ・省エネ機器などの内、「住宅の断熱化」の意欲が最も高く、「既に高断熱化住宅にしている」が52.6%、「高断熱化工事をしたいと考えている」が13.5%、「自治体や企業の補助があれば高断熱化したい」が17.3%でした。



再エネ・省エネ機器などの導入状況（19歳以上の市民）

【市民（小・中・高校生）】

日ごろ行っている地球温暖化対策への取組で、「積極的にやっている」、「よく行っている」、「時折行っている」と回答した割合は、「水の無駄遣いをやめる」が最も多く92.7%、次いで「こまめに電気を消す」及び「ゴミの分別を行う」が91.5%でした。

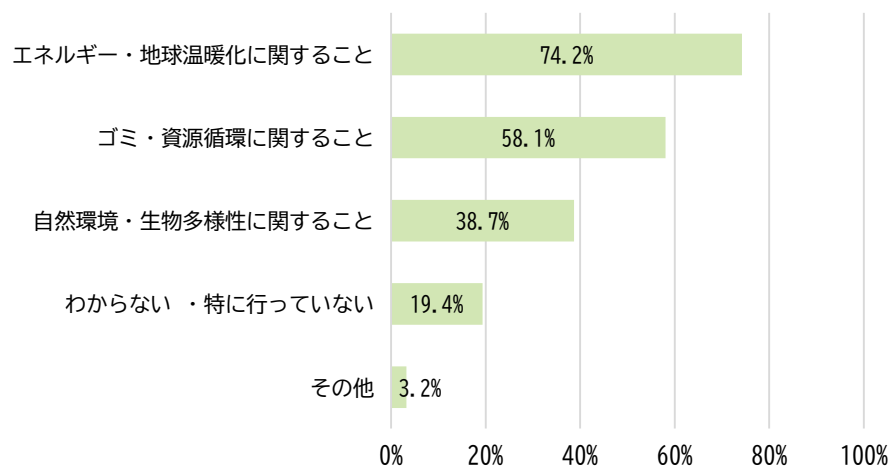


n=248

※各数値で四捨五入を行っているため、合計など合わない場合があります。
日ごろ行っている地球温暖化対策への取組（小・中・高校生）

【市民（環境学習について）】

現在実施している環境学習は、「エネルギー・地球温暖化に関すること」が最も多く74.2%、次いで「ゴミ・資源循環に関すること」が58.1%、「自然環境・生物多様性に関すること」が38.7%でした。

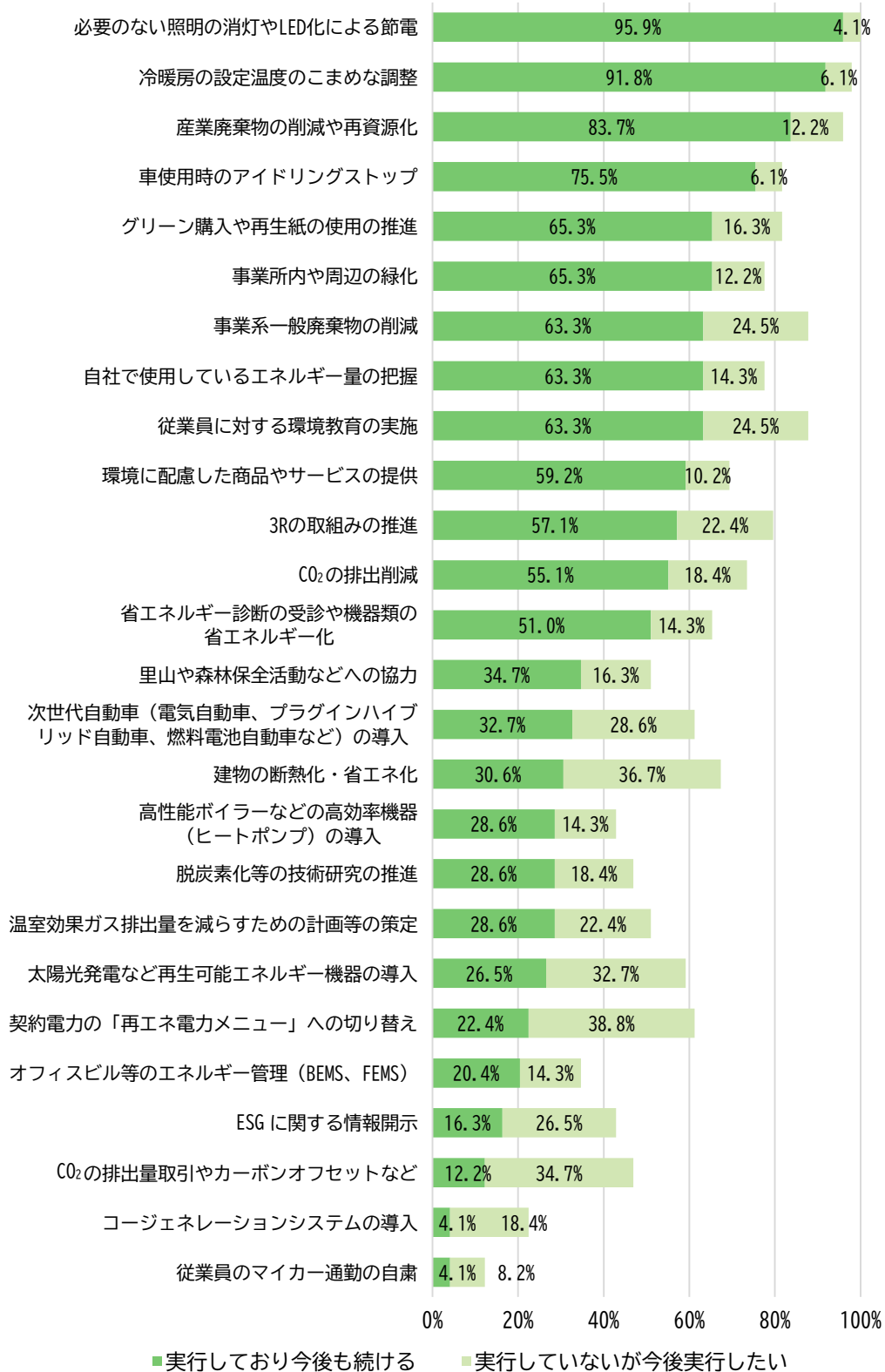


n=31

現在実施している環境学習

【事業者】

日ごろ行っている地球温暖化対策への取組で、「実行しており今後も続ける」と回答した割合は、「必要のない照明の消灯やLED化による節電」が最も多く95.9%、次いで「冷暖房の設定温度のこまめな調整」が91.8%、「産業廃棄物の削減や再資源化」が83.7%でした。



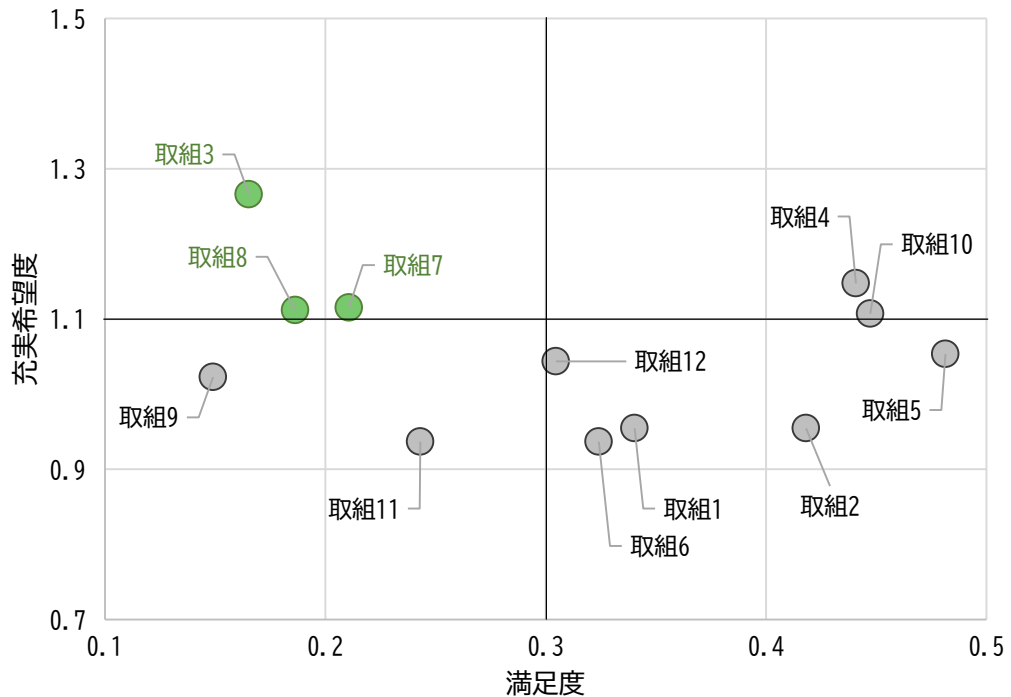
n=49

日ごろ行っている地球温暖化対策への取組（事業者）

地球温暖化防止のために行政に期待する施策

【市民（19歳以上の市民）】

「満足度」が比較的低く「充実期待度」が比較的高い取組みは、「公共交通機関の利用のしやすさの向上」、「省エネ設備の導入に関する支援制度の充実」、「再生可能エネルギーの導入に関する支援制度の充実」でした。



- 取組1:建物（住宅、ビル）の省エネ化の推進
- 取組2:クールビズ・エコドライブなど、省エネにつながる生活スタイルの普及啓発
- 取組3:公共交通機関の利用のしやすさの向上
- 取組4:森林等の保全や利用、まちの緑化の促進
- 取組5:ごみの減量と資源化、3Rの推進
- 取組6:地球温暖化問題についての普及啓発
- 取組7:省エネ設備の導入に関する支援制度の充実
- 取組8:再生可能エネルギーの導入に関する支援制度の充実
- 取組9:電気自動車やプラグインハイブリット自動車など、次世代自動車の導入支援
- 取組10:市の施設へのLED照明など、省エネルギー設備の導入
- 取組11:公用車への電気自動車、プラグインハイブリット自動車など、次世代自動車の導入
- 取組12:市の施設への再生可能エネルギーの導入

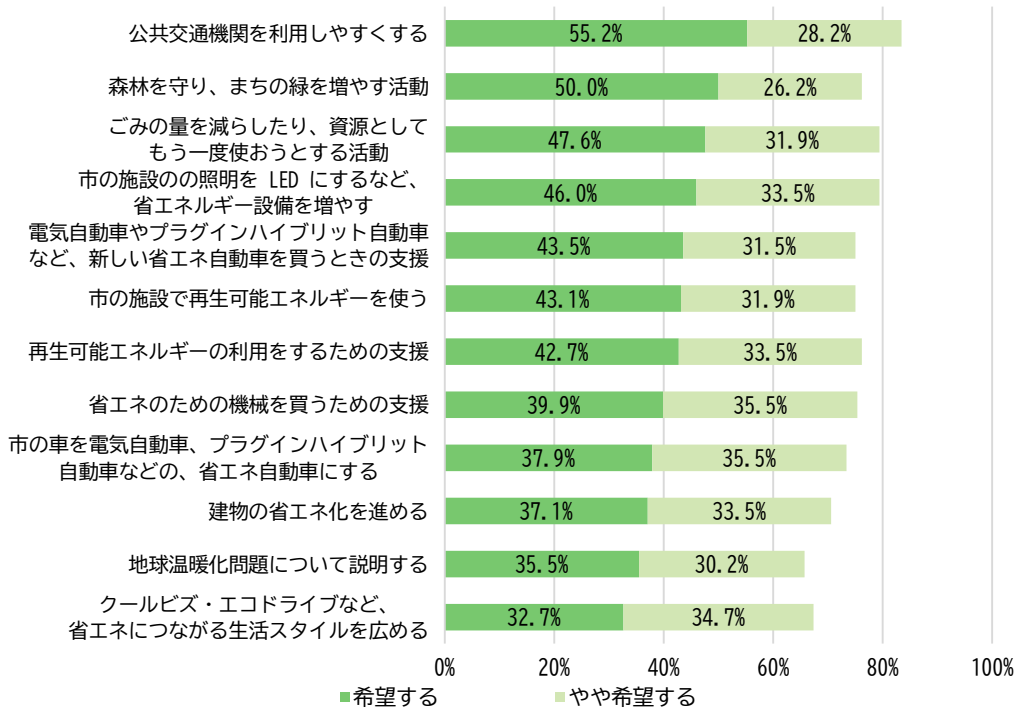
n=617

※各取組みの回答のうち、「満足」「希望する」を2点、「やや満足」「やや希望する」を1点、「どちらともいえない」を0点、「やや不満」「あまり希望しない」を-1点、「不満」「希望しない」を-2点とし、それぞれの回答数を乗じ、回答者数で除した平均値を使用しています。

施策に対する満足度と充実希望度（19歳以上の市民）

【市民（小・中・高校生）】

行政に充実を希望する施策で、「希望する」と回答した割合は、「公共交通機関を利用しやすくする」が最も多く55.2%、次いで「森林を守り、まちの緑を増やす活動」が50.0%、「ごみの量を減らしたり、資源としてもう一度使おうとする活動」が47.6%、「ごみの量を減らしたり、資源としてもう一度使おうとする活動」が47.6%でした。

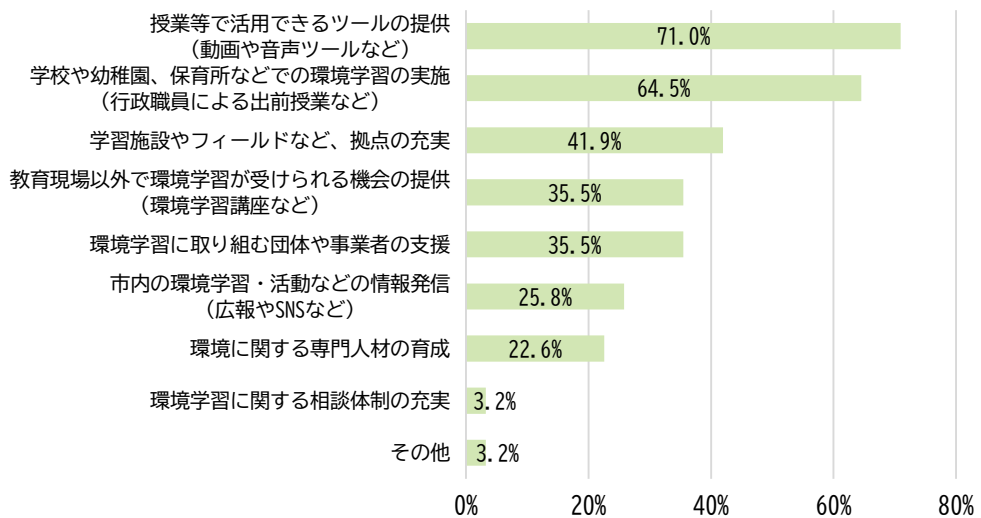


n=248

行政に充実を希望する施策（小・中・高校生）

【市民（環境学習について）】

環境学習を進めていく上で行政が重点的に取り組むべきことは、「授業等で活用できるツールの提供（動画や音声ツールなど）」が最も多く71.0%、次いで「学校や幼稚園、保育所などでの環境学習の実施（行政職員による出前授業など）」が64.5%、「学習施設やフィールドなど、拠点の充実」が41.9%でした。

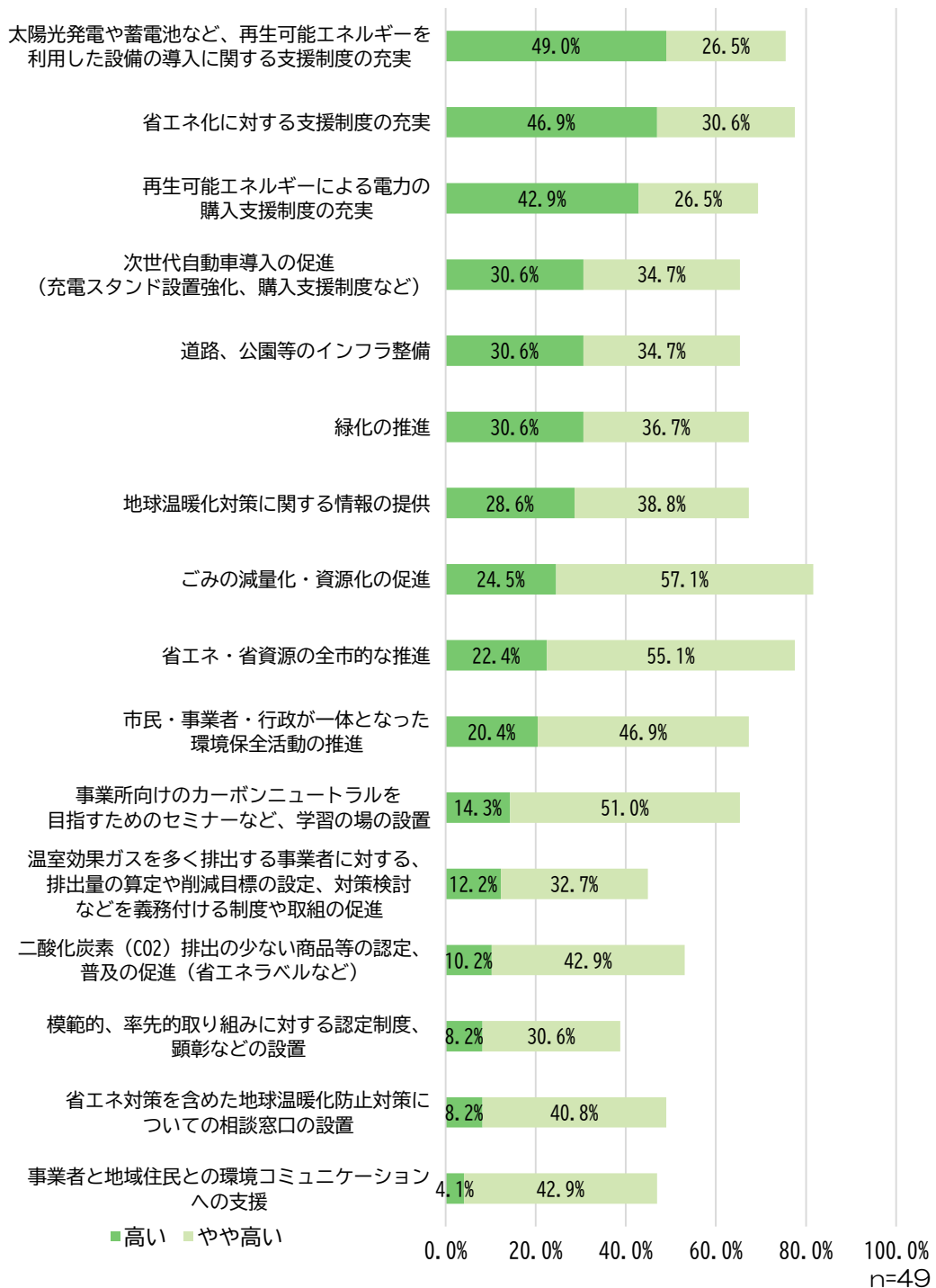


n=31

環境学習を進めていく上で行政が重点的に取り組むべきこと

【事業者】

行政に期待する施策で「高い」と回答した割合は、「太陽光発電や蓄電池など、再生可能エネルギーを利用した設備の導入に関する支援制度の充実」が最も多く 49.0%、次いで「省エネ化に対する支援制度の充実」が 46.9%、「再生可能エネルギーによる電力の購入支援制度の充実」が 42.9%、「再生可能エネルギーによる電力の購入支援制度の充実」が 42.9%でした。



行政に期待する施策 (事業者)

第4章 温室効果ガス排出量等の現状と将来推計

4.1 温室効果ガス排出量の現状

温室効果ガス排出量の現状は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和5年3月、環境省）に基づいて推計しました。

瀬戸市の2019年度の温室効果ガス排出量は、618千t-CO₂で、基準年度（2013年度）に比べ23.8%（192千t-CO₂）減少しています。

部門別の構成比は、運輸部門が31.7%、次いで家庭部門が26.6%、産業部門が20.1%、業務その他部門が17.7%です。

瀬戸市における温室効果ガス排出量の推移

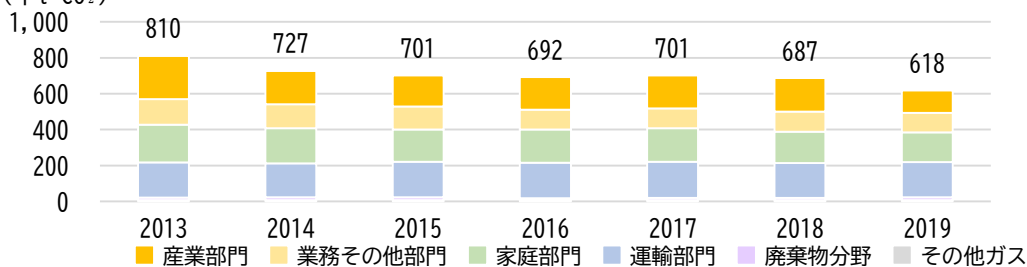
(単位：千t-CO₂)

部門・分野				2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	
二酸化炭素 (CO ₂)	産業部門	製造業	特定事業者	91	90	87	91	102	104	83	
			特定事業者以外	132	78	68	75	67	68	29	
		建設業・鉱業		15	14	12	10	10	9	8	
		農林業		3	3	4	5	5	5	5	
		小計			241	185	172	182	184	186	124
	業務その他部門				143	134	128	110	109	112	109
	家庭部門				209	195	181	184	188	174	164
	運輸部門	自動車	旅客	123	117	123	122	126	118	124	
			貨物	68	68	70	71	71	73	68	
		鉄道	4	4	4	4	4	4	4	3	
	小計			196	189	198	197	201	195	196	
	廃棄物分野				14	16	16	12	12	13	17
	二酸化炭素 合計				802	719	693	685	693	679	611
メタン (CH ₄)				4	3	3	3	3	3	3	
一酸化二窒素 (N ₂ O)				4	4	4	4	4	4	4	
温室効果ガス排出量 合計				810	727	701	692	701	687	618	

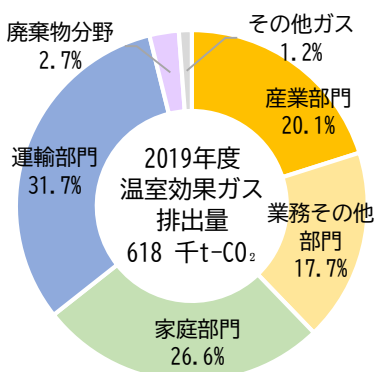
※各数値で四捨五入を行っているため、合計などと合わない場合があります。

※産業部門 製造業 特定事業者以外の排出量は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に従って算定した結果、大きく変化する年度があります（p.72を参照してください）。

(千t-CO₂)



瀬戸市における温室効果ガス排出量の推移



温室効果ガスの部門別排出割合（2019年度）

瀬戸市の 2019 年度のエネルギー消費量^{*}は、7,629TJ で、基準年度 (2013 年度) に比べ 18.8% (1,771TJ) 減少しています。

部門別の構成比は、運輸部門が 37.8%、次いで家庭部門が 24.0%、産業部門が 22.4%、業務その他部門が 15.7%です。

なお、廃棄物分野の二酸化炭素は、廃棄物の焼却によって発生し、メタン及び一酸化二窒素は、耕作、農業廃棄物の焼却、排水処理によって発生するため、エネルギーの消費量の把握対象外です。

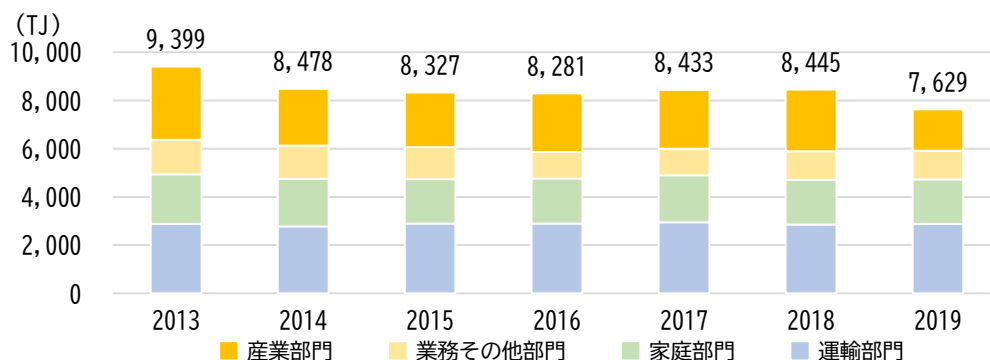
^{*}エネルギー消費量とは、石油、都市ガス、電気、ガソリンや灯油などのエネルギーが、産業活動や家庭などの消費者によって使用されたエネルギーの量のことです。

瀬戸市におけるエネルギー消費量の推移

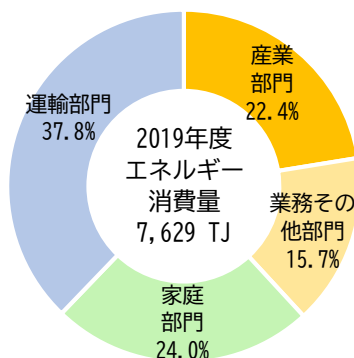
(単位：TJ)

部門	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
産業部門	3,039	2,354	2,262	2,417	2,437	2,557	1,712
業務その他部門	1,423	1,368	1,324	1,100	1,102	1,181	1,199
家庭部門	2,061	1,980	1,843	1,875	1,949	1,849	1,833
運輸部門	2,876	2,775	2,897	2,889	2,945	2,858	2,885
合計	9,399	8,478	8,327	8,281	8,433	8,445	7,629

※各数値で四捨五入を行っているため、合計など合わない場合があります。



瀬戸市におけるエネルギー消費量の推移



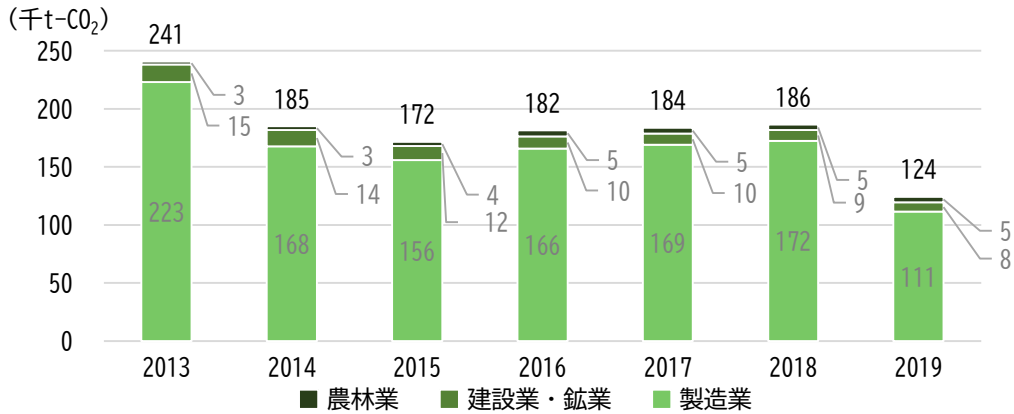
エネルギーの部門別消費割合 (2019 年度)

産業部門

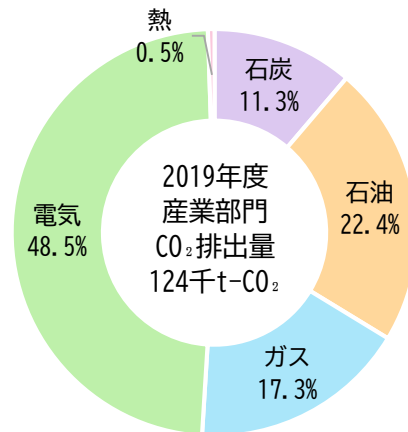
産業部門における2019年度の排出量は、製造業からの排出が約90%を占めており、排出量は、2013年度比で約50%減少しています。

エネルギー種別の排出量は、電気による排出が約50%を占めています。

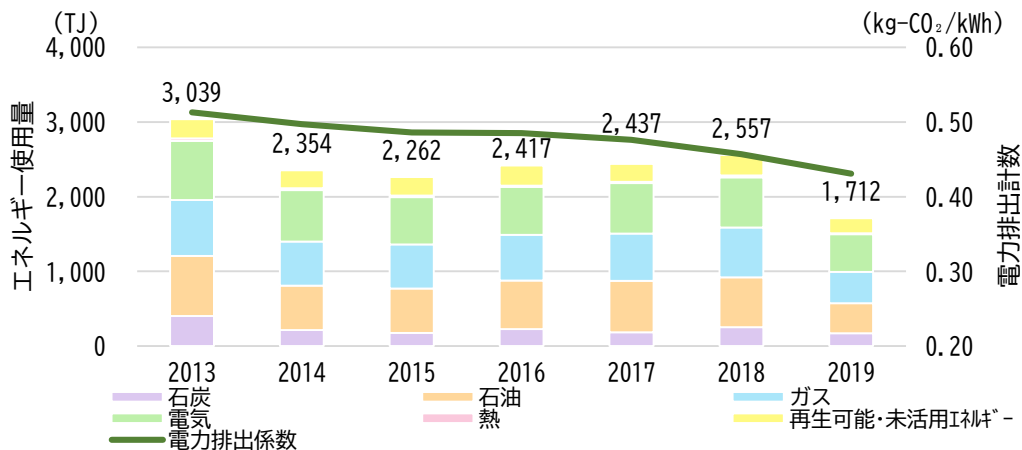
エネルギー消費量は、石炭、石油、ガスが2013年度比で40%以上減少しています。



産業部門における温室効果ガス排出量の推移



産業部門におけるエネルギー別の温室効果ガス排出量



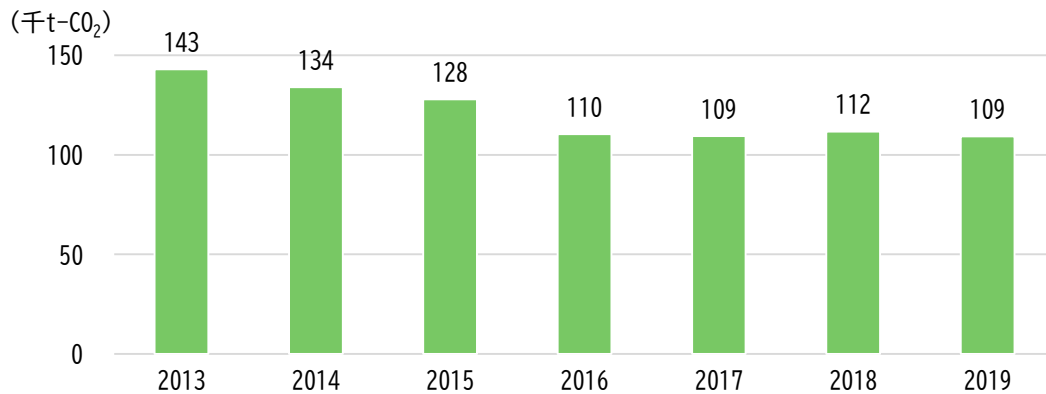
産業部門におけるエネルギー消費量の推移

業務その他部門

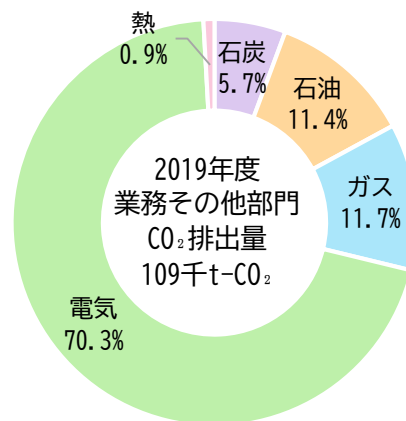
業務その他部門における2019年度の排出量は、2013年度比で約20%減少しています。

エネルギー種別の排出量は、電気による排出が約70%を占めています。

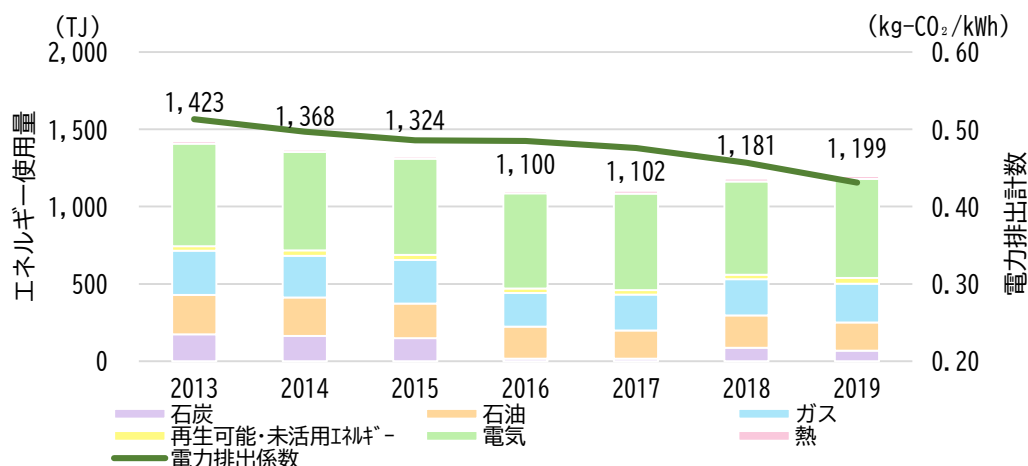
エネルギー消費量は、石炭、石油が2013年度比で25%以上減少しています。



業務その他部門における温室効果ガス排出量の推移



業務その他部門におけるエネルギー別の温室効果ガス排出量



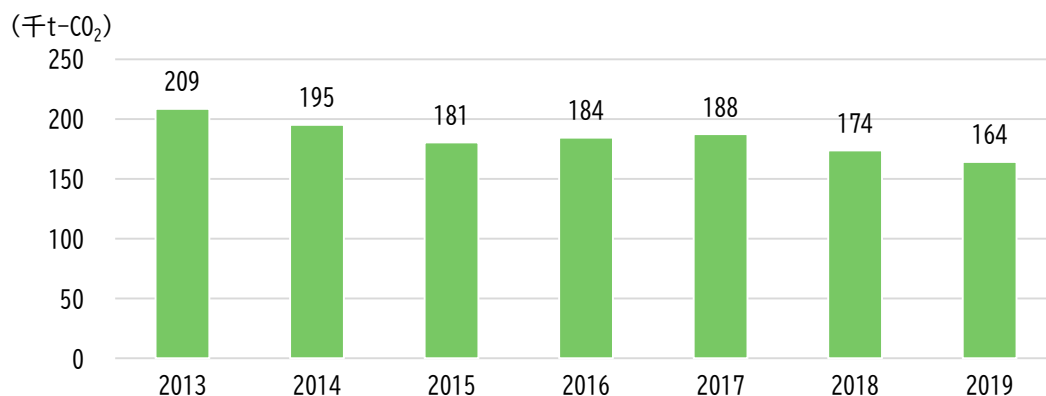
業務その他部門におけるエネルギー消費量の推移

家庭部門

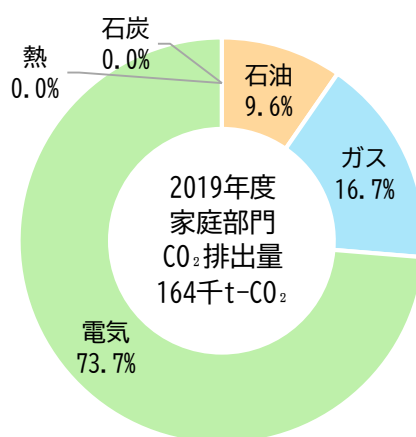
家庭部門における2019年度の排出量は、2013年度比で約20%減少しています。

エネルギー種別の排出量は、電気による排出が約70%を占めています。

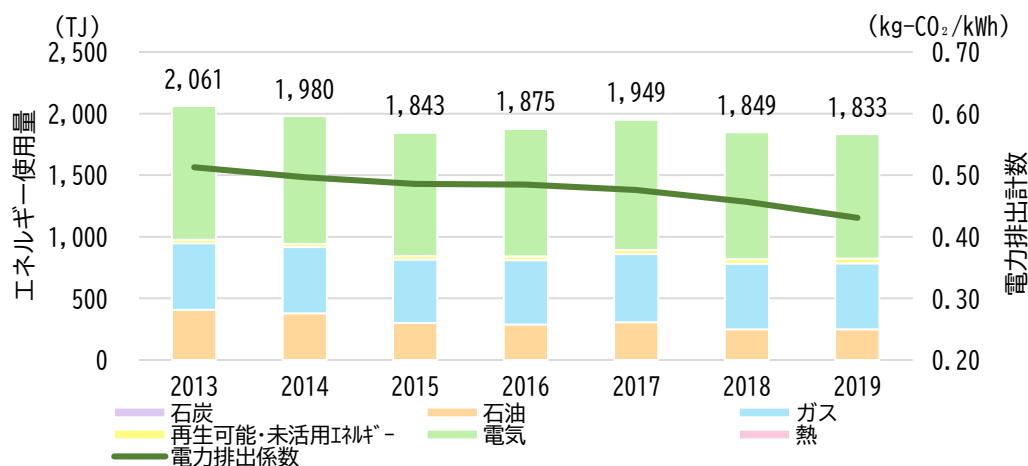
エネルギー消費量は、石油が2013年度比で約35%減少しています。



家庭部門における温室効果ガス排出量の推移



家庭部門におけるエネルギー別の温室効果ガス排出量



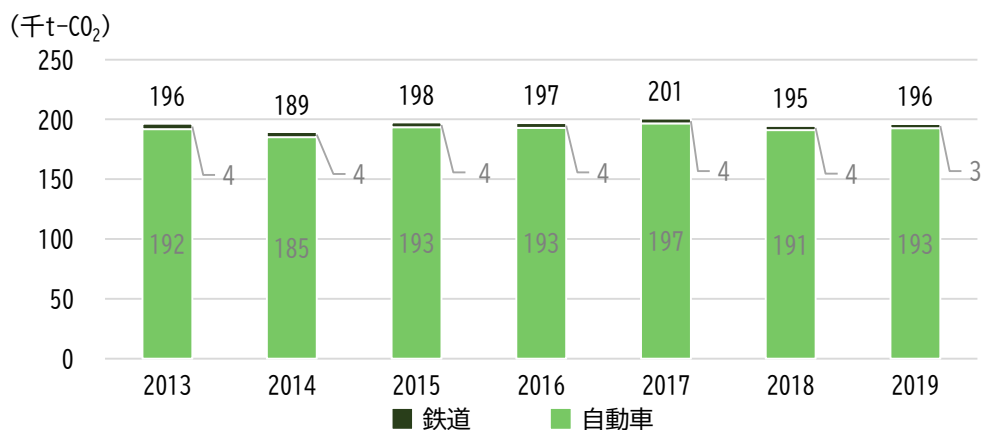
家庭部門におけるエネルギー消費量の推移

運輸部門

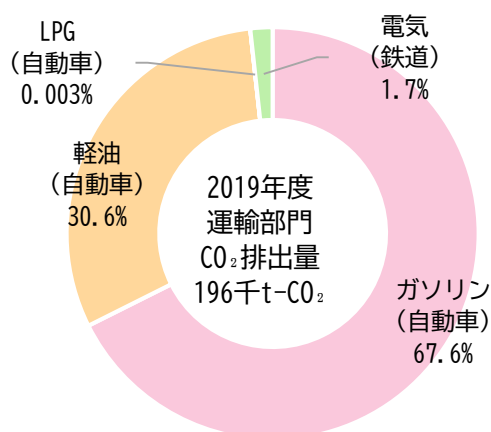
運輸部門における2019年度の排出量は、自動車からの排出がほとんどで、2013年度比で約0.5%増加しています。

エネルギー種別の排出量は、ガソリンによる排出が約70%を占めています。

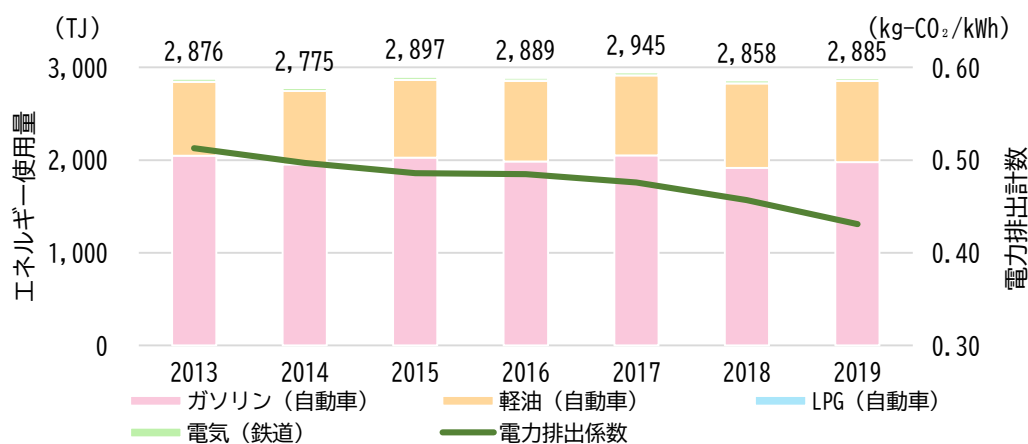
エネルギー消費量は、軽油が2013年度比で約10%増加しています。



運輸部門における温室効果ガス排出量の推移



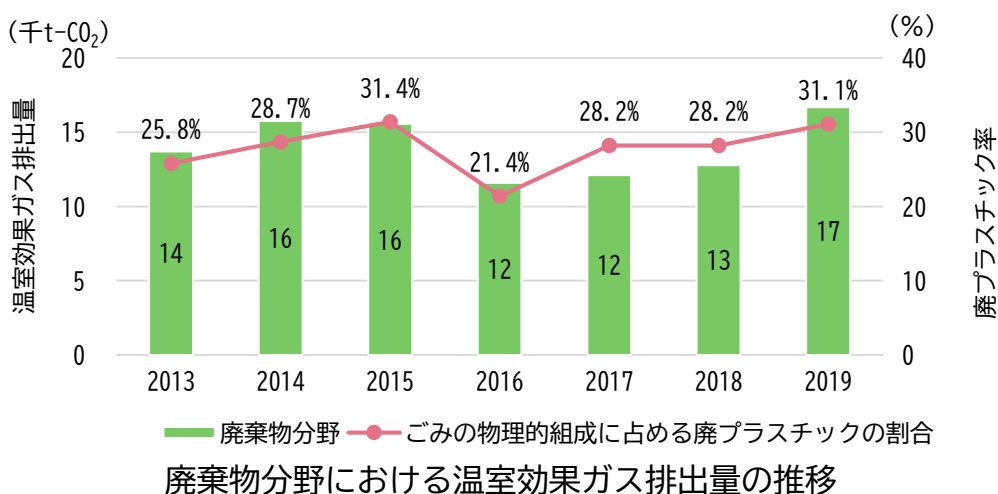
運輸部門におけるエネルギー別の温室効果ガス排出量



運輸部門におけるエネルギー消費量の推移

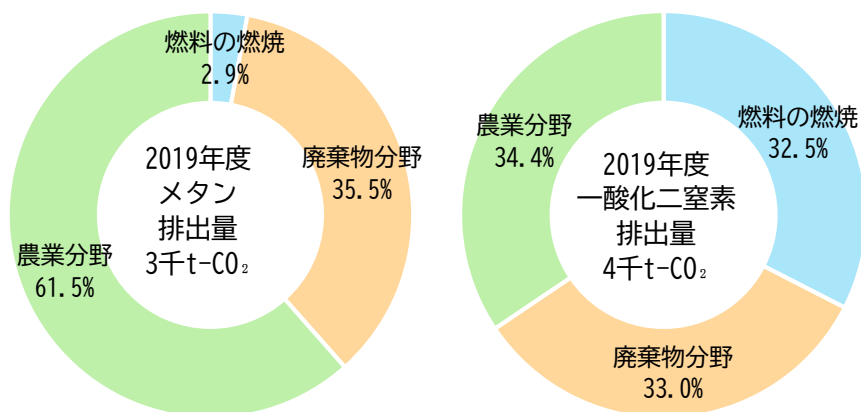
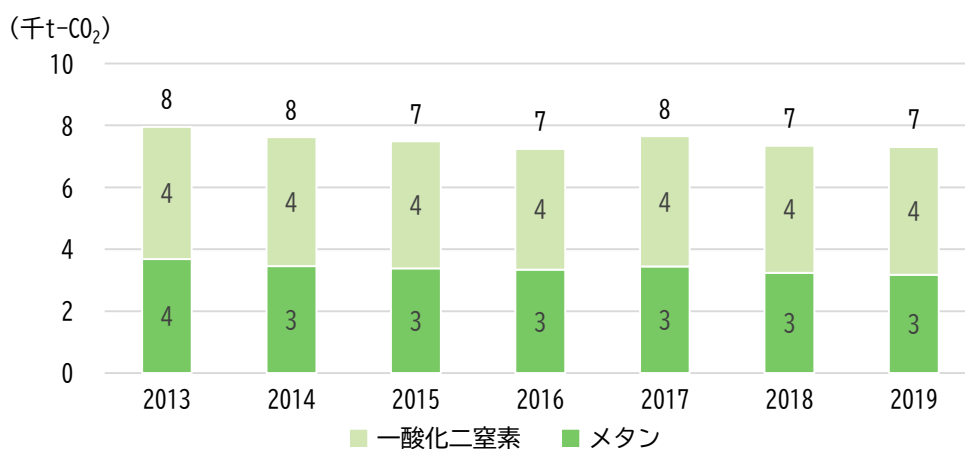
廃棄物分野

廃棄物分野における2019年度の排出量は、2013年度比で約20%増加しています。



その他ガス（メタン・一酸化二窒素）

その他ガスの2019年度の排出量は、2013年度比で約10%減少しています。分野別の排出量は、農業分野が最も多く、メタンの約60%、一酸化二窒素の約30%を占めています。



その他ガスの分野別の排出量

4.2 温室効果ガス排出量の将来推計

2030 年度及び 2050 年度の温室効果ガス排出量を推計しました。

現状趨勢(すうせい)ケース

現状趨勢ケースとは、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の温室効果ガス排出量の推計値で、推計可能な直近年度（2019 年度）の温室効果ガス排出量に対して、活動量の変化率をかけて推計しました。

なお、産業部門の特定事業者*の排出量は、直近年度（2019 年度）を維持するものとして推計しています。

※温室効果ガス排出量の現状の推計で、実績値を使用した事業者を指します。

$$\text{現状趨勢ケース排出量} = \text{直近年度の温室効果ガス排出量} \times \text{活動量の変化率}$$

$$\text{活動量の変化率} = \frac{\text{対象年度における活動量の推計値}}{\text{直近年度における活動量}}$$

現状趨勢ケースの推計で設定した活動量

部門		活動量	推計方法
産業部門	製造業	製造品出荷額	2009 年度から 2019 年度までの平均値から変わらないものとししました
	建設・鉱業	従業者数	直近値から変わらないものとししました
	農業	従業者数	直近値から変わらないものとししました
業務その他部門		延床面積	実績値から求められる回帰分析により推計しました
家庭部門		人口	「第 6 次瀬戸市総合計画」に基づく推計人口を用いました
運輸部門	自動車	旅客	旅客車保有台数 人口の変化率と同様に推移するものとししました
		貨物	貨物車保有台数 実績値から求められる回帰分析により推計しました
	鉄道	人口	「第 6 次瀬戸市総合計画」に基づく推計人口を用いました
燃料の燃焼	自動車	旅客	旅客走行量 人口の変化率と同様に推移するものとししました
		貨物	貨物走行量 実績値から求められる回帰分析により推計しました
廃棄物分野	焼却（一般廃棄物）	一般廃棄物焼却量	人口の変化率と同様に推移するものとししました
	排水処理	上下水道使用量	人口の変化率と同様に推移するものとししました
農業分野	耕作（水田）	作付面積（水稲）	直近値から変わらないものとししました
	耕作（肥料の使用）	作付面積（水稲）	実績値から求められる回帰分析により推計しました
	耕作（農業廃棄物）	収穫量（水稲）	実績値から求められる回帰分析により推計しました
	畜産（飼養）	肉用牛飼育頭数	実績値から求められる回帰分析により推計しました
	畜産（排泄物管理）	豚飼育頭数	直近値から変わらないものとししました

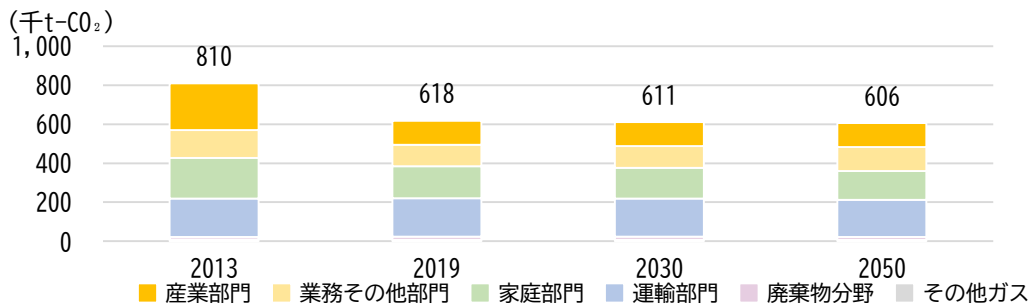
2030 年度における温室効果ガス排出量は、基準年度に比べ 24.6%減少し、2050 年度には 25.2%の減少が見込まれます。

また、2030 年度のエネルギー消費量は、基準年度に比べ 20.6%減少し、2050 年度には 22.6%の減少が見込まれます。

現状趨勢ケースにおける温室効果ガス排出量

ガス・部門			基準年度	直近年度	現状趨勢ケース			
			2013 年度 排出量 (千 t-CO ₂)	2019 年度 排出量 (千 t-CO ₂)	2030 年度		2050 年度	
					排出量 (千 t-CO ₂)	2013 年度比 増減率	排出量 (千 t-CO ₂)	2013 年度比 増減率
二酸化炭素	産業部門	特定事業者	91	83	83	-9.3%	83	-9.3%
		特定事業者以外	149	41	41	-72.9%	41	-72.9%
	業務その他部門		143	109	112	-21.7%	122	-14.4%
	家庭部門		209	164	158	-24.4%	149	-28.6%
	運輸部門		196	196	195	-0.7%	189	-3.7%
	廃棄物分野		14	17	16	17.1%	15	10.5%
メタン・一酸化二窒素			8	7	7	-7.9%	7	-11.7%
合計			810	618	611	-24.6%	606	-25.2%

※各数値で四捨五入を行っているため、合計などと合わない場合があります。

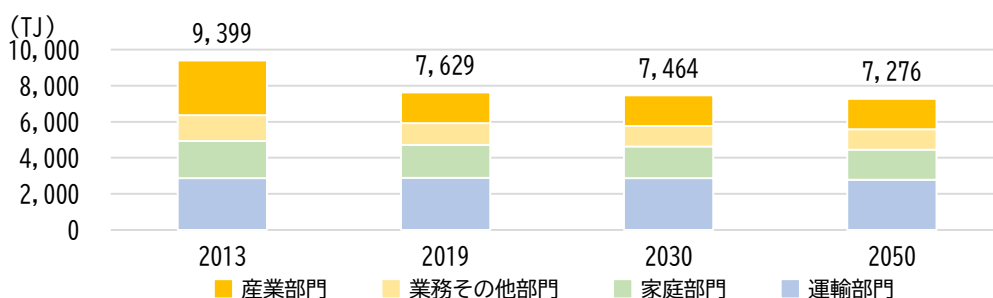


現状趨勢ケースにおける温室効果ガス排出量

現状趨勢ケースにおけるエネルギー消費量

部門	基準年度	直近年度	現状趨勢ケース			
	2013 年度 排出量 (TJ)	2019 年度 排出量 (TJ)	2030 年度		2050 年度	
			排出量 (TJ)	2013 年度比 増減率	排出量 (TJ)	2013 年度比 増減率
産業部門	3,039	1,712	1,695	-44.2%	1,695	-44.2%
業務その他部門	1,423	1,199	1,141	-19.8%	1,137	-20.1%
家庭部門	2,061	1,833	1,762	-14.5%	1,663	-19.3%
運輸部門	2,876	2,885	2,866	-0.3%	2,781	-3.3%
合計	9,399	7,629	7,464	-20.6%	7,276	-22.6%

※各数値で四捨五入を行っているため、合計などと合わない場合があります。



現状趨勢ケースにおけるエネルギー消費量

対策ケース

対策ケースは、削減対策を実施した場合の温室効果ガス排出量の推計値で、「電力排出係数の低減」、「国等との連携による削減対策」、「2050年脱炭素社会実現に向けた対策」、「特定事業者による対策」、「再生可能エネルギーの導入」を見込んで推計しました。

削減対策の項目と、対象とした年度を以下に示します。

対策ケースで見込んだ温室効果ガス排出量削減対策

削減対策の項目	2030年度	2050年度
電力排出係数の低減		
電力排出係数の低減による削減見込量 (2019年度：0.431 kg-CO ₂ /kWh →2030年：0.25 kg-CO ₂ /kWh)	○	—
国等との連携による削減対策		
国が2030年に温室効果ガス排出量2013年度比46%削減を達成するために実施する対策による削減見込量	○	—
2050年脱炭素社会実現に向けた対策		
「2050年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析」(2021年, 国立環境研究所 AIM プロジェクトチーム)に示される、2050年までの技術及び社会変容による削減見込量	—	○
特定事業者*による対策		
各事業者が公表する削減目標や、「経団連カーボンニュートラル行動計画」に示される2050年までのビジョンに基づく脱炭素方針を達成した場合に見込まれる削減見込量	○	○
再生可能エネルギーの導入		
瀬戸市における再生可能エネルギーポテンシャルに基づき導入が進んだ場合の削減見込量	○	○

※温室効果ガス排出量の現状の推計で、実績値を使用した事業者を指します。

電力排出係数とは

電力のCO₂排出係数のことで、電力供給1kWhあたりのCO₂排出量を示しています。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、電力会社の事業者に、温室効果ガスの排出量を報告するよう義務付けています。

中部電力の電力排出計数

(単位：kg-CO₂/kWh)

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
0.51	0.50	0.49	0.49	0.48	0.46	0.43

●電力排出係数の低減

電力排出係数の低減による削減見込量は、「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」（環境省）で示された 2030 年度における目標値（0.25kg-CO₂/kWh）を達成した場合の温室効果ガス削減見込量を推計しました。

2030 年度の削減見込量は 90 千 t-CO₂ で、2013 年度比で 11.1%の削減が見込まれます。

電力排出係数の低減による温室効果ガスの削減見込量

ガス・部門			基準年度	現状趨勢ケース	電力排出係数の低減による温室効果ガスの削減見込量（2030 年度）	
			2013 年度	2030 年度	削減見込量	2013 年度比
			排出量	排出量	削減見込量	増減率
			(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	
二酸化炭素	産業部門	特定事業者	91	83	—	—
		特定事業者以外	149	41	7	-4.5%
	業務その他部門		143	112	33	-23.1%
	家庭部門		209	158	49	-23.4%
	運輸部門		196	195	1	-0.7%
	廃棄物分野		14	16	—	—
メタン・一酸化二窒素			8	7	—	—
合計			810	611	90	-11.1%

※産業部門の特定事業者の排出量は、独自の脱炭素方針に基づいて対策を実施するものとし、電力排出係数の低減による温室効果ガスの削減見込量は推計対象外にしました。

※廃棄物分野及びメタン・一酸化二窒素は、電気の使用による排出がないため、推計対象外にしました。

※各数値で四捨五入を行っているため、合計などと合わない場合があります。

●国等との連携による削減対策

国の地球温暖化対策計画に示される施策に基づき、国等と連携して進める各種省エネルギー対策などによる温室効果ガスの削減効果を、国の削減見込量から按分して推計しました。

2030 年度の削減見込量は 55 千 t-CO₂ で、2013 年度比で 6.8%の削減が見込まれます。

国等との連携による削減対策による温室効果ガスの削減見込量

ガス・部門			基準年度	現状趨勢ケース	国等との連携による削減対策による温室効果ガスの削減見込量（2030 年度）	
			2013 年度	2030 年度	削減見込量	2013 年度比
			排出量	排出量	削減見込量	増減率
			(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	
二酸化炭素	産業部門	特定事業者	91	83	—	—
		特定事業者以外	149	41	7	-4.8%
	業務その他部門		143	112	10	-7.0%
	家庭部門		209	158	17	-8.3%
	運輸部門		196	195	17	-8.8%
	廃棄物分野		14	16	3	-24.0%
メタン・一酸化二窒素			8	7	0	-0.9%
合計			810	611	55	-6.8%

※産業部門の特定事業者の排出量は、独自の脱炭素方針に基づいて対策を実施するものとし、国等との連携による削減対策による温室効果ガスの削減見込量は推計対象外にしました。

※各数値で四捨五入を行っているため、合計などと合わない場合があります。

●2050年脱炭素社会実現に向けた対策

省エネ対策を講じた場合の2050年度の温室効果ガス排出量は、現状趨勢ケースにおけるエネルギー消費量に、対策によるエネルギー消費量の変化率を乗ずることで推計しました。なお、廃棄物分野は、石油由来の廃プラスチックの割合が50%になった場合の削減見込量を推計しました。

2050年度の削減見込量は370千t-CO₂で、2013年度比で45.7%の削減が見込まれます。

2050年脱炭素社会実現に向けた対策による温室効果ガスの削減見込量

ガス・部門			基準年度 2013年度	現状趨勢ケース 2050年度	2050年脱炭素社会実現に向けた対策による温室効果ガスの削減見込量(2050年度)	
			排出量 (千t-CO ₂)	排出量 (千t-CO ₂)	削減見込量 (千t-CO ₂)	2013年度比 増減率
二酸化炭素	産業部門	特定事業者	91	83	—	—
		特定事業者以外	149	41	23	-15.6%
	業務その他部門		143	122	87	-60.7%
	家庭部門		209	149	94	-45.0%
	運輸部門		196	189	159	-81.1%
	廃棄物分野		14	15	7	-49.9%
メタン・一酸化二窒素			8	7	—	—
合計			810	606	370	-45.7%

※産業部門の特定事業者の排出量は、独自の脱炭素方針に基づいて対策を実施するものとし、2050年脱炭素社会実現に向けた対策による温室効果ガスの削減見込量は推計対象外にしました。

※メタン・一酸化二窒素は、エネルギーの消費による排出がないため、推計対象外にしました。

※各数値で四捨五入を行っているため、合計などと合わない場合があります。

●特定事業者による対策

特定事業者による対策は、各事業者が公表する削減目標や、「経団連カーボンニュートラル行動計画」に示される2050年までのビジョンを参考に、脱炭素方針を達成した場合に見込まれる削減見込量を推計しました。

2050年度の削減見込量は83千t-CO₂で、2013年度比で市域全体の10.2%の削減が見込まれます。

特定事業者による対策による温室効果ガスの削減見込量

ガス・部門			基準年度 2013年度	特定事業者による対策による温室効果ガスの削減見込量(2030年度)		特定事業者による対策による温室効果ガスの削減見込量(2050年度)	
			排出量 (千t-CO ₂)	削減量 (千t-CO ₂)	2013年度比 増減率	削減見込量 (千t-CO ₂)	2013年度比 増減率
二酸化炭素	産業部門	特定事業者	91	24	—	83	—
		特定事業者以外	149	—	—	—	—
	業務その他部門		143	—	—	—	—
	家庭部門		209	—	—	—	—
	運輸部門		196	—	—	—	—
	廃棄物分野		14	—	—	—	—
メタン・一酸化二窒素			8	—	—	—	—
合計			810	24	-2.9%	83	-10.2%

※各数値で四捨五入を行っているため、合計などと合わない場合があります。

●再生可能エネルギーの導入

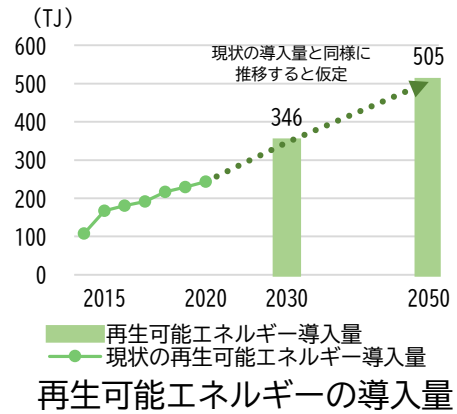
2030 年及び 2050 年度における再生可能エネルギーの導入量は、現状の FIT 制度による導入量実績と同様に推移すると仮定しました。

2030 年度における再生可能エネルギーの導入による温室効果ガスの削減見込量は、24 千 t-CO₂ (346TJ、7 万 kW) で、2013 年度比で 3.0%の削減が見込まれ、2050 年度における削減見込量は、35 千 t-CO₂(505TJ、10 万 kW) で、2013 年度比で 4.3%の削減が見込まれます。

再生可能エネルギーの導入による
温室効果ガスの削減見込量

ガス・部門		2030 年度 (千 t-CO ₂)	2050 年度 (千 t-CO ₂)
一酸化炭素	産業部門	2	4
	業務その他部門	9	9
	家庭部門	13	14
	運輸部門	0	8
合計		24	35

※部門ごとの削減見込量は、電力由来の排出量で按分しています。
※各数値で四捨五入を行っているため、合計など合わない場合があります。



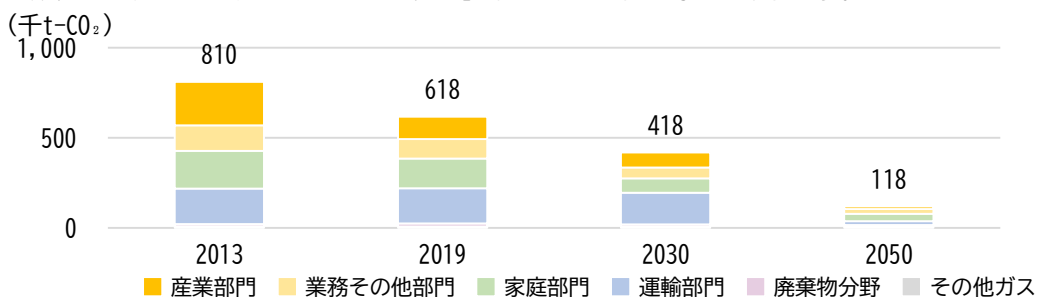
●対策ケースにおける温室効果ガス排出量

以上の対策を実施した場合の 2030 年度における温室効果ガス排出量は、2013 年度比で 48.4%減少し、2050 年度には 85.4%の減少が見込まれます。

対策ケースにおける温室効果ガス排出量

ガス・部門	基準年度 2013 年度 排出量 (千 t-CO ₂)	直近年度 2019 年度 排出量 (千 t-CO ₂)	対策ケース				
			2030 年度		2050 年度		
			排出量 (千 t-CO ₂)	2013 年度比 増減率	排出量 (千 t-CO ₂)	2013 年度比 増減率	
一酸化炭素							
産業部門	241	124	84	-65.2%	13	-94.4%	
業務その他部門	143	109	60	-58.0%	26	-81.5%	
家庭部門	209	164	79	-62.3%	41	-80.5%	
運輸部門	196	196	176	-10.4%	22	-88.7%	
廃棄物分野	14	17	13	-6.9%	8	-39.4%	
メタン・一酸化二窒素	8	7	7	-8.9%	7	-11.7%	
合計	810	618	418	-48.4%	118	-85.4%	

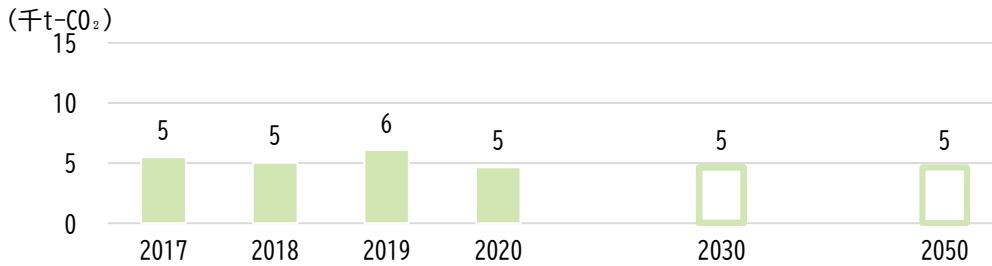
※各数値で四捨五入を行っているため、合計など合わない場合があります。



●森林吸収量

森林吸収量の現状は、「愛知県林業統計書」（愛知県HP）から、瀬戸市の森林面積で按分することで推計しました。2020年における、森林吸収量は5千t-CO₂です。

2030年度及び2050年度の森林吸収量は、現状を維持するものとし、直近年度（2020年度）の吸収量を設定しました。



森林吸収量

市域の再生可能エネルギーの導入量

瀬戸市で最も導入が進んでいる再生可能エネルギーは、太陽光発電です。地球温暖化対策として、自然環境や生活環境に調和するように配慮しながら、今後も太陽光発電の導入を進めていくことが望まれます。

現在までの瀬戸市の実績と同様に今後も導入を進めるには、2030年度までに約1万kWの太陽光発電設備を新たに導入する必要があります。

また、1万kWの太陽光発電設備を導入するためには、約7.8haの屋根や土地が必要です。

例えば、1万kWを瀬戸市の導入ポテンシャル※に合わせて振り分けると・・・



※p.22表「太陽光のポテンシャル量内訳」に掲載したポテンシャルの内、「最終処分場」、「耕地」、「荒廃農地（再生利用可能（営農型）」「ため池」は、導入の可能性が低いため除外しました。

第5章 温室効果ガス排出削減目標

5.1 温室効果ガスの削減目標

① 短期目標（2030年度）

瀬戸市では、2013年度比50%削減を目指します。

対策ケースにおける2030年度の温室効果ガス排出量は、2013年度比で48.4%の削減が見込まれます（p.45を参照してください）。これまでの削減努力の継続に加え、国の示す対策などに積極的に取り組み、再生可能エネルギーの導入などの施策を積極的に進めることで、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比50%削減することを目指します。

また、新技術の開発など社会情勢の変化を見込み、目標達成を目指します。

ただし、国の動向、温室効果ガス削減技術の進歩、削減目標の達成状況などを踏まえ、必要に応じて見直します。

2030年度における温室効果ガス排出量を 2013年度比50%削減 することを目指します		
基準年度	2013年度	810千t-CO ₂
目標年度	2030年度	405千t-CO ₂

温室効果ガス排出削減目標

部門・分野	排出量（千t-CO ₂ ）				削減率 2030年度 削減目標 (2013年度比)
	現状		将来推計 現状趨勢ケース	目標	
	2013 年度	2019 年度	2030 年度	2030 年度	
産業部門	241	124	123	83	▲65.4%
業務その他部門	143	109	112	57	▲60.2%
家庭部門	209	164	158	74	▲64.5%
運輸部門	196	196	195	176	▲10.5%
廃棄物分野	14	17	16	13	▲6.9%
その他ガス	8	7	7	7	▲8.9%
森林吸収量	-	-	▲5	▲5	-
合計	810	618	607	405	▲50.0%

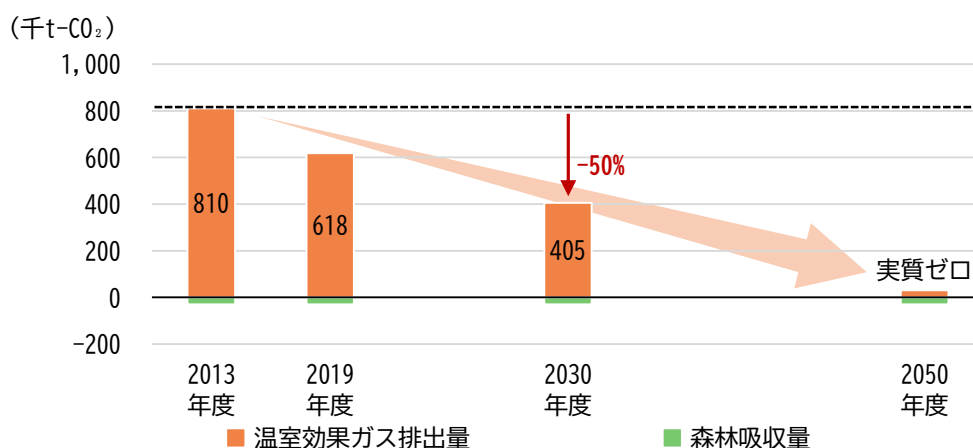
※各数値で四捨五入を行っているため、合計などと合わない場合があります。

※産業部門、業務その他部門、家庭部門及び運輸部門の2030年度排出量目標は、それぞれの部門の2030年度の電力使用量（推計）に応じた再生可能エネルギー導入や、新技術の開発など社会情勢の変化による削減を見込んでいます。

② 長期目標（2050年度）

国は「地球温暖化対策計画」において2050年カーボンニュートラルの実現を目指しています。瀬戸市においても、長期的な目標として2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指します。

2050年度までに温室効果ガス排出量
実質ゼロを目指します



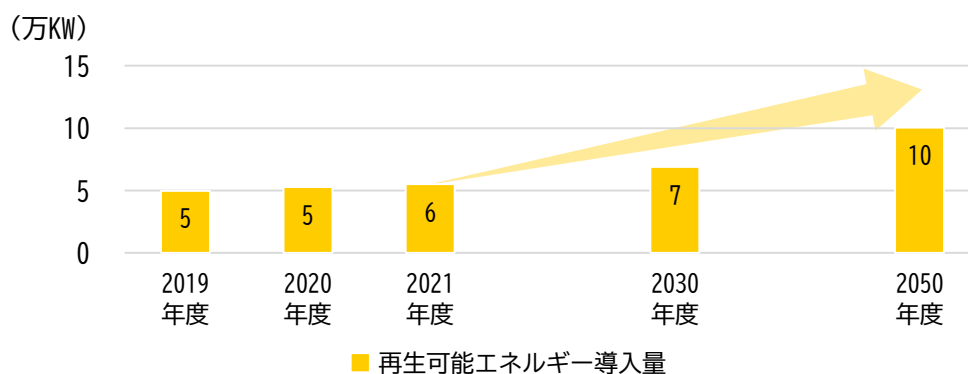
5.2 再生可能エネルギーの導入目標

2030年度の温室効果ガス削減目標を達成するためには、再生可能エネルギーの更なる導入が不可欠です。

瀬戸市では、補助事業や普及啓発活動を実施し、自然環境や生活環境に調和するように配慮しながら、現状のFIT制度による導入実績と同様に推移した場合と同等の7万kW以上の再生可能エネルギーの導入を目指します。

ただし、国の動向、温室効果ガス削減技術の進歩、削減目標の達成状況などを踏まえ、必要に応じて見直します。

2030年度までに再生可能エネルギーを設備容量で、
7万kW以上導入することを目指します



第6章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

6.1 施策・取組の方向性

「第3次瀬戸市環境基本計画」は、計画理念の「豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある『環境創造都市』を次世代につなぐ」を実現するために、3つの基本方針を掲げ、10の基本的方向性を示しています（p.8 第2章 2.2④瀬戸市の動向 を参照してください）。

本計画では、この基本的方向性のなかでも特に地球温暖化にかかわり深い「低炭素社会の実現に向けた取組の推進」や「資源循環型まちづくりの推進」に関連する具体的な取組を推進し、2050年カーボンニュートラルを目指します。

6.1.1 各主体の役割

市に求められること

- 温室効果ガス排出量削減に向けた、具体的な施策を推進します。
- 市民、事業者の皆様が、地球温暖化の影響を自らの問題として認識し、地球温暖化対策に取り組んでいただけるように、具体的な施策や取組みの情報提供・普及啓発をします。
- 市民や事業者、学術機関などが協働して地球温暖化対策の取組を行うための、橋渡しとなる場を設けます。

市民に求められること

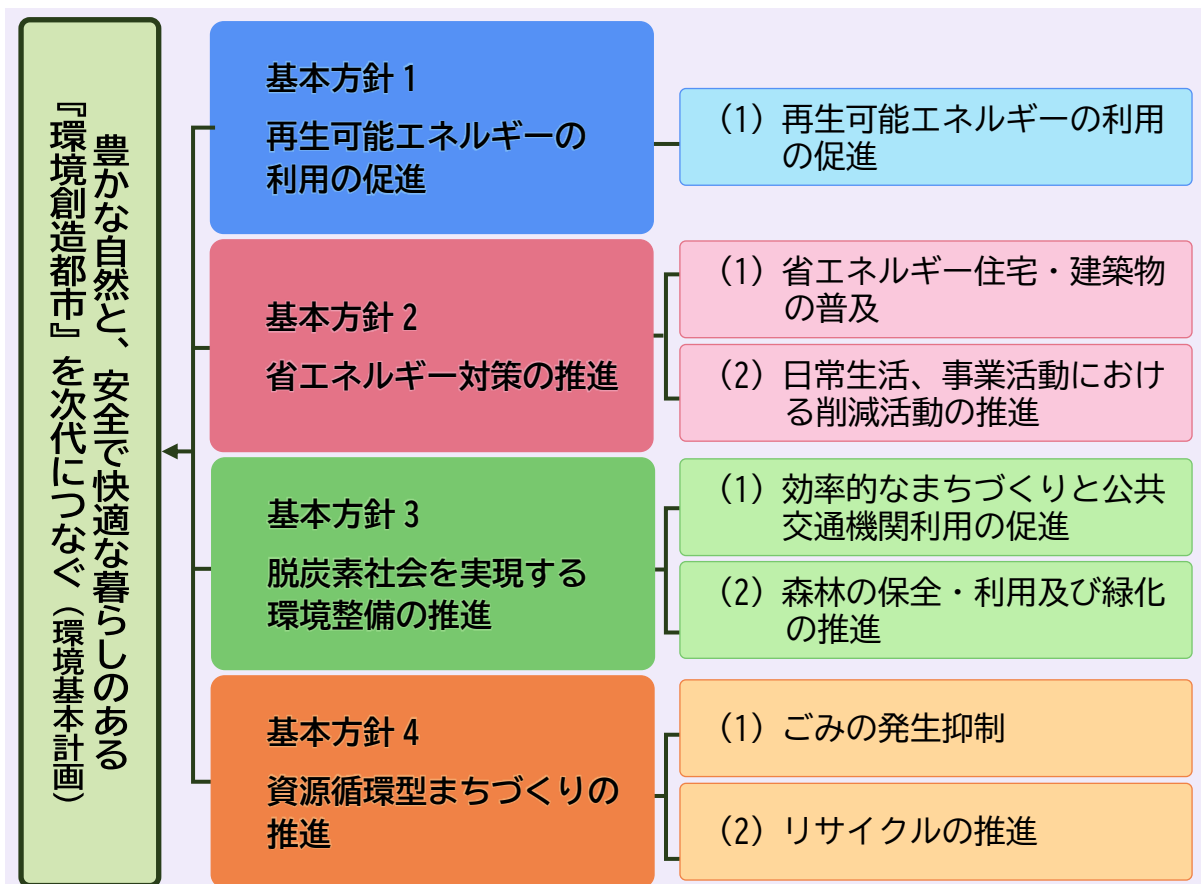
- 地球温暖化の影響を自らの問題として認識し、温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルになるように努めます。
- 事業者や市などと協力して、積極的に地球温暖化対策に取り組むように努めます。

事業者求められること

- 地球温暖化の影響を自らの問題として認識し、温室効果ガスの排出が少ない事業活動に転換するように努めます。
- 市民や市などと協力して、積極的に地球温暖化対策に取り組むように努めます。

6.2 施策体系

本計画は、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、以下の4つの基本方針を掲げ、7つの施策を展開していきます。



基本方針1 再生可能エネルギーの利用の促進

事業者アンケートでは「契約電力の「再エネ電力メニュー」への切り替え」に関心があることがわかりました。また、市民アンケート及び事業者アンケートにおいて「再生可能エネルギーの導入に関する支援制度の充実」が期待されているため、本方針を推進していきます。

瀬戸市の家庭や事業所における温室効果ガス排出は、電気の使用によるものが多くを占めているため、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を促進する取組みを推進していきます。

基本方針2 省エネルギー対策の推進

事業者アンケートでは「建物の断熱化・省エネ化」に関心があることがわかりました。また、市民アンケート及び事業者アンケートにおいて「省エネ設備の導入に関する支援制度の充実」が期待されているため、本方針を推進していきます。

温室効果ガス排出量の大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素を削減するには、省エネルギー化を進めることが重要なため、ライフスタイルの転換や省エネルギー機器などの普及を促進する取組みを推進していきます。

基本方針3 脱炭素社会を実現する環境整備の推進

市民アンケートでは「公共交通機関の利用のしやすさの向上」の満足度が低く、充実希望度が最も高いことがわかりました。また、市民アンケート及び事業者アンケートにおいて「森林等の保全や利用、緑化の推進」への期待が比較的高いため、本方針を推進していきます。

基本方針4 資源循環型まちづくりの推進

市民アンケートでは「ごみの減量と資源化、3Rの推進」の満足度が最も高いものの、充実希望度も比較的高いことがわかりました。また、事業者アンケートでは「ごみの減量化・資源化の促進」を多くの事業者が期待しているため、本方針を推進していきます。

※このページの「市民アンケート」は19歳以上の市民を対象としたアンケートを指します。アンケート調査結果は、p.24~p.32を参照してください。

基本方針ごとの取組指標は、以下の通りです。

取組指標		現状	目標
基本方針 1 再生可能エネルギーの 利用の促進	公共施設における再生可能エネルギー由来の電力メニューの契約施設数	0 施設 (2022 年度)	1 施設 (2030 年度)
	再生可能エネルギーの導入量 FIT 制度による導入量で把握します。	6 万 kW (2021 年度)	7 万 kW (2030 年度)
基本方針 2 省エネルギー 対策の推進	市域の家庭における電力使用量 低圧電力の使用量で把握します。	284, 145MWh (2022 年度)	269, 907MWh (2030 年度)
	市の事務・事業に伴う温室効果ガス 排出量 第 4 次エコオフィスプランせと 瀬戸市地球温暖化 対策実行計画（事務事業編）と連動します。	10.5 千 t-CO ₂ (2021 年度)	6.5 千 t-CO ₂ (2030 年度)
基本方針 3 脱炭素社会を 実現する環境 整備の推進	1 人あたりの自動車による温室効果ガス の排出量 運輸部門（自動車）CO ₂ 排出量推計データ*（環境省）か ら把握します。	1, 452kg-CO ₂ (2021 年度)	1, 400kg-CO ₂ (2030 年度)
	市街化区域の緑地量 瀬戸市緑の基本計画と連動します。	435ha (2018 年度)	435ha 以上 (2030 年度)
基本方針 4 資源循環型 まちづくり の推進	総ごみ排出量 瀬戸市一般廃棄物処理基本計画と連動します。	38, 930t/年 (2022 年度)	35, 358t/年 (2030 年度)
	資源化率 瀬戸市一般廃棄物処理基本計画と連動します。	16.2% (2022 年度)	23.2% (2030 年度)

※環境省が公表する、道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法による全市区町村の推計及び統計公表のない年度の簡易的な予測データです。本計画第 4 章における運輸部門の温室効果ガス排出量の現況推計とは算定方法が異なりますが、次世代自動車の導入状況を反映したデータを毎年度確認できるため取組指標に用いています。

6.3 温室効果ガス排出量の削減にむけた取組

6.3.1 基本方針1 再生可能エネルギーの利用の促進



太陽光などによる再生可能エネルギーは温室効果ガスの排出が少なく、枯渇することのない持続可能なエネルギー源です。また、自家消費型の太陽光発電は、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできます。自然環境に配慮した再生可能エネルギーの普及促進に取り組みます。

(1) 再生可能エネルギーの利用の促進

市の取組

①再生可能エネルギー利用の検討

- 公共施設のうち、設置可能な建築物（敷地を含む）に太陽光発電設備、電気自動車等充電設備（V2H）などの設置を検討します。
- 太陽光発電設備を設置した公共施設において、余剰電力の更なる有効利用及び災害時に備えた非常用電源確保蓄電池の設置を検討します。
- 再生可能エネルギー由来の電力メニューの契約を検討します。

②補助制度の推進

- 市民向けの補助事業「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」を継続的に実施します。
- 事業者向けの新規補助金の導入を検討します。

③普及啓発活動

- 再生可能エネルギーを活用した機器（太陽光発電設備・HEMS・定置用リチウムイオン蓄電池・家庭用燃料電池など）の利用に関する普及啓発や、設置に関する国や県の補助金制度などの情報を提供します。
- 家庭での再生可能エネルギーの利用を促進するために、再エネ電力メニューへの切り替えに関する情報提供を行います。

④新たな再生可能エネルギーの検討

- 新たな再生可能エネルギーの導入に向けた学術・研究機関や事業者との連携・協働体制を構築します。
- 再生可能エネルギーを活用した新たな仕組み・設備などに関する共同研究・開発などを支援します。

⑤その他

- 再生可能エネルギーなどを地域で活用（地産地消）するために、事業者と連携した地域新電力会社の設立を検討します。
- 再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの取組に関する相談窓口を案内します。

市民の取組

①積極的な情報の収集

- 環境に関する講演会や勉強会などに積極的に参加して、再生可能エネルギーに関する理解を深めます。

②再生可能エネルギー利用の検討

- 太陽光発電設備などの再生可能エネルギー機器の導入を検討します。
- 家庭の太陽光発電設備から発電された電力を有効活用するため、蓄電池、電気自動車等充給電設備(V2H)などの導入を検討します。
- 家庭用燃料電池システムの導入を検討します。
- 再生可能エネルギー由来の電力メニューの契約を検討します。

事業者の取組

①積極的な情報の収集

- 環境に関する講演会や勉強会などに積極的に参加して、再生可能エネルギーに関する理解を深めます。

②再生可能エネルギー利用の検討

- 太陽光発電設備などの再生可能エネルギー機器の導入を検討します。
- 太陽光発電設備などの設置を行うときは、自然環境や景観などに配慮します。
- 事業所の太陽光発電設備から発電された電力を有効活用するため、蓄電池、電気自動車等充給電設備(V2H)などの導入を検討します。
- 再生可能エネルギー由来の電力メニューの契約を検討します。
- 工場などから排出される熱の有効利用を検討します。



6.3.2 基本方針 2 省エネルギー対策の推進



温室効果ガス排出量の大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素を削減するためには、省エネルギー化を進めることが重要です。効率的かつ効果的な省エネルギーを推進するために、脱炭素型ライフスタイルへの転換や省エネルギー機器・設備の普及促進に取り組みます。

(1) 省エネルギー住宅・建築物の普及

市の取組

①公共施設のZEB化の推進

- 今後、新築する公共施設は、原則ZEB Oriented(ゼブ オリエンテッド)相当以上を目指します。

②ZEH・ZEBの普及促進

- ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化の普及を目的とした、市民向けの補助事業の導入を検討します。
- ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化や改修による省エネ性能の向上を促すための広報・普及啓発を行います。

市民の取組

①住宅の省エネルギー化の検討

- 住宅を新築する時は、ZEHなど住宅の省エネルギー化を検討します。
- エネルギーを効率的に使用するために、HEMSの導入を検討します。
- 二重窓など、断熱リフォームによる住宅の断熱化を検討します。

事業者の取組

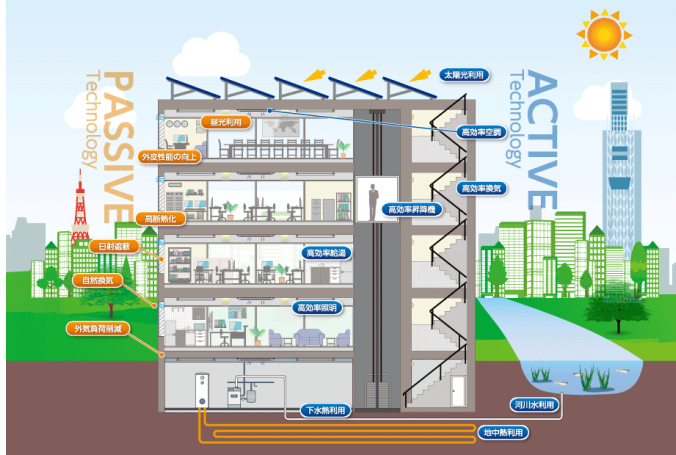
①事業所の省エネルギー化の検討

- 事業所のZEB化を検討します。
- エネルギーを効率的に使用するために、BEMSやFEMSの導入を検討します。
- 高性能断熱材などによる建物の断熱化を検討します。

ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) とは

ZEBとは、Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称です。

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建物のことです。省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることを目指します。

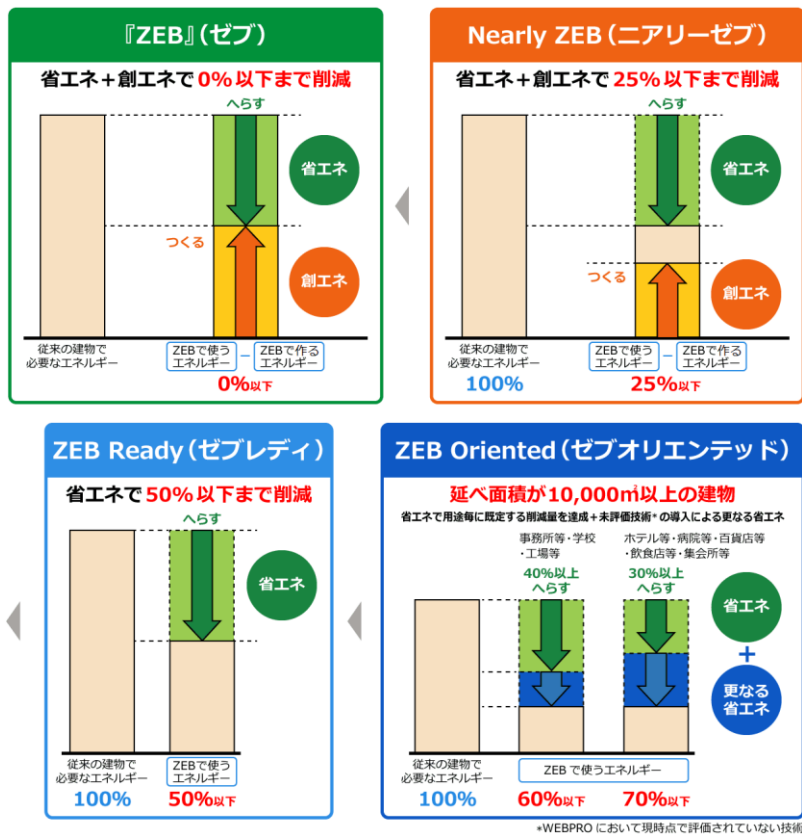


出典：環境省 HP

現在、ZEBの実現・普及に向けて、4段階に定義しています。

『ZEB』 (ゼブ)	省エネ(50%以上) + 創エネで100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
Nearly ZEB (ニアリーゼブ)	省エネ(50%以上) + 創エネで75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
ZEB Ready (ゼブレディ)	省エネで基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
ZEB Oriented (ゼブオリエンテッド)	延べ面積10000㎡以上で、省エネで用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減※を実現し更なる省エネに向けた未評価技術(WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術)を導入している建物

※事務所など、学校など、工場など：40%、ホテルなど、病院など、百貨店など、飲食店など、集会所など：30%



出典：環境省 HP

第6章

(2) 日常生活、事業活動における削減活動の推進

市の取組

①市の事業における削減活動の推進

- 「第4次エコオフィスプランせと（瀬戸市地球温暖化防止実行計画）」に基づき、市における全庁的な環境配慮行動を推進します。
- 公用車やコミュニティバスへの次世代自動車の率先導入を検討します。

②日常生活における削減活動の推進

- 次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリット自動車など）のため、公共施設にEV充電インフラの整備を推進します。
- 暮らしの省エネルギー化を促すため、家庭での省エネ家電への買い替え、照明のLED化などの事例を広報などで情報提供をします。
- 「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」や「COOL CHOICE運動」を推進します。



③事業活動における削減活動の推進

- 次世代自動車（電気自動車、プラグインハイブリット自動車など）の導入に関する、県の補助金制度などの情報を提供します。
- パートナーシップ型組織と連携し、環境ビジネスに特化したセミナーなどの開催にむけた体制、仕組みづくりを行います。
- 中小事業者を対象に、省エネルギー診断の受診を支援します。
- 中小事業者を対象に、高効率空調、高効率照明などの導入支援を検討します。
- 中小事業者を対象に、省エネルギー対策を紹介するセミナーを実施します。

デコ活 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。



デコ活アクションまずはここから

デ	電気も省エネ 断熱住宅（電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
コ	こだわる楽しさ エコグッズ（LED・省エネ家電などを選ぶ）
カ	感謝の心 食べ残しゼロ（食品の食べ切り、食材の使い切り）
ツ	つながるオフィス テレワーク（どこでもつながれば、そこが仕事場に）

出典：環境省HP

市民の取組

①積極的な情報の収集

- 環境に関する講習会や勉強会などに積極的に参加して、省エネルギーに関する理解を深めます。

②移動の省エネルギー化の検討

- 車を使用する時は、アイドリングストップなどエコドライブに努めます。
- 車を買替えるときは、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車など）への切り替えを検討します。

③日常生活の省エネルギー化の検討

- 照明は、必要な個所だけ点灯するように努めます。
- 空調使用時は、ブラインドやカーテンを閉め、窓からの熱の出入りの防止に努めます。
- 「うちエコ診断 WEB サービス」（環境省）などを利用し、ライフスタイルに合わせた省エネルギーに取り組むように努めます。
- LED 照明などの高効率照明への切り替えを検討します。
- 空調やテレビ、冷蔵庫などの家電を買替えるときは、省エネルギー型機器への切り替えを検討します。

事業者の取組

①積極的な情報の収集

- 環境に関する講習会や勉強会などに積極的に参加して、省エネルギーに関する理解を深めます。

②移動の省エネルギー化の検討

- 車を使用する時は、アイドリングストップなどエコドライブに努めます。
- 社用車を買替えるときは、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車など）への切り替えを検討します。

③事業活動の省エネルギー化の検討

- 不使用箇所の消灯に努めます。
- フィルターやファンの定期的な清掃に努めます。
- クールビズ・ウォームビズなどを奨励し、室内温度の適切な調整に努めます。
- LED 照明などの高効率照明への切り替えを検討します。
- 空調を更新する時は、高効率の空調への切り替える検討をします。
- モーターやポンプ、ファンへのインバータ導入による省エネルギー化を検討します。
- 高効率ボイラなど、高効率機器や省エネ設備の導入を検討します。
- 補助金などを活用した省エネルギー設備の導入を検討します。
- 環境マネジメントシステムの導入を検討します。

家庭でできる地球温暖化対策

●なぜ省エネが必要なの？

省エネルギーは、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面の意義をもっています。

エネルギーの安定供給確保は、エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っている日本にとって最重要課題のひとつです。地球温暖化防止については、温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減へ向けて、省エネルギーへの必要性が一層高まっています。

●家庭でエネルギーを多く使う機器

家庭でエネルギーを多く使う機器は、エアコンなどの空調機器や冷蔵庫などを動かすための動力や照明器具、テレビなどです。

●家庭でできる地球温暖化対策

私たちは、日々の生活で様々な電化製品を使用することで温室効果ガスを排出しています。一人一人が、日常生活で地球温暖化対策（省エネ）を実践することで、市域から排出される温室効果ガスの削減に大きく貢献します。また、省エネは、電気料金の節約にもつながります。

エアコン

省エネ性が優れたエアコンも、使い方しだいでさらに電力の無駄を省くことができます。例えば、カーテンで窓からの熱の出入りを防ぎましょう。また、タイマーを上手に使い、必要な時間だけ運転しましょう。

冷房は必要な時だけつける (設定温度 28℃ 冷房を 1 日 1 時間短縮した場合)	CO ₂ 削減量 8.51kg 年間で約 510 円の節約
暖房は必要な時だけつける (設定温度 20℃ 暖房を 1 日 1 時間短縮した場合)	CO ₂ 削減量 18.45kg 年間で約 1,100 円の節約
フィルターを月に 1 回か 2 回清掃する (フィルターが目詰まりしているエアコン(2.2kW) とフィルターを清掃した場合の比較)	CO ₂ 削減量 14.47kg 年間で約 860 円の節約

〔夏は熱中症に注意〕

適度な空調で室内の温度を快適に保ったり、衣服を工夫することで、熱中症の危険を避けやすくなります。過度の節電や「この程度の暑さなら大丈夫」とガマンしてはいけません。

冷蔵庫

ライフスタイルや家族の人数に合わせて、大きさや機能を選ぶことが省エネにつながります。

ものを詰め込みすぎないようにする (詰め込んだ場合と、半分にした場合との比較)	CO ₂ 削減量 19.86kg 年間で約 1,180 円の節約
適切な設定温度にする (周囲温度 22℃ で、設定温度を「強」から「中」 にした場合)	CO ₂ 削減量 27.96kg 年間で約 1,670 円の節約

テレビ

使い方しだいで、テレビを楽しみながら消費電力量を減らすことができます。例えば、テレビ画面は、部屋の明るさに合わせた適切な明るさで視聴しましょう。明るさセンサーがある機種では、明るさセンサーを ON にすると、部屋の明るさに合わせて、画面が適切な明るさとなるよう自動的に設定されます。

画面は明るすぎないように設定する (テレビ (32V 型) の画面の輝度を最適 (最大→中間) にした場合)	CO ₂ 削減量 12.28kg 年間で約 730 円の節約
---	--

出典：経済産業省 資源エネルギー庁 HP
省エネ性能カタログ 2022 年版 (経済産業省 資源エネルギー庁)

6.3.3 基本方針3 脱炭素社会を実現する環境整備の推進



市域から排出される温室効果ガス排出量を削減するためには、社会システムや都市・地域の構造を脱炭素型に変えていくことが必要です。公共交通機関の利用促進や都市機能の集約などによる省エネルギー型のまちづくりに取り組みます。また、大気中の二酸化炭素の吸収源となる、森林の保全や適切な整備、市街地の緑の保全や創出に取り組みます。

(1) 効率的なまちづくりと公共交通機関利用の促進

市の取組

①効率的なまちづくりの推進

- 一定区域内の人口密度を維持^{*}するとともに、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスが住まい等の身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクト構造」を目指します。

※都市全体の人口減少が進行する中でも、都市機能やコミュニティが持続されるよう、日常生活に必要なサービス機能や一体の公共交通の利便性を優先的に確保し、現況の人口と今後の人口推移を踏まえ、将来にわたり一定の人口密度を維持する区域を「居住誘導区域」に設定します。

②公共交通機関利用の促進

- 鉄道事業者と連携して、必要な輸送サービスレベルの確保に向けた検討を進めます。
- 広域基幹交通、基幹交通、生活交通が一体となり、「多極ネットワーク型コンパクト構造」を支える公共交通ネットワークを構築します。
- 居住誘導区域をはじめ、拠点周辺や郊外部の地域特性に応じた適切な運行形態・運行頻度等について検討を行い、効率的・効果的に各拠点や都市機能増進施設等へ移動できる市民の生活交通を確保します。

市民の取組

①公共交通機関利用

- 電車、バスなどの公共交通機関を利用するように努めます。
- 可能ならば、ノーマイカー通勤に取組みます。
- 近くへの移動は、可能ならば徒歩や自転車を利用するように努めます。

事業者の取組

①公共交通機関利用

- 電車、バスなどの公共交通機関を利用するように努めます。
- 可能ならば、ノーマイカーデーの実施に取組みます。
- 駅などから勤務先へ従業員を送迎するバスの導入を検討します。

(2) 森林の保全・利用及び緑化推進

市の取組

①森林の保全・利用の推進

- 「瀬戸市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、瀬戸市が整備する公共建築物は、原則として木質化を図っていきます。
- 適切な造林・間伐など里山環境の維持管理を推進します。
- 伐採木などの資源活用を検討します。

②緑化の推進

- 公園・緑地や公共施設などの緑化を図っていきます。
- 緑の街並み推進事業などにより、民有地緑化を促進します。
- 緑地、里山などは環境学習・環境教育の場としての活用を図ります。
- 森林の保全や緑化活動などへの支援に努めます。

市民の取組

①森林の保全・利用の推進

- 住宅を新築、増改築するときは、地元産の木材の利用を検討します。

②緑化の検討

- 所有している土地の森林、緑地は適切に維持管理します。
- 住宅の庭や生がき、ベランダなどの緑化を推進します。
- 緑のカーテンなどの壁面・屋上緑化を検討します。
- 森林の保全や緑化活動などに参加して、みどりに親しみます。

事業者の取組

①森林の保全・利用の推進

- 事業所を新築、増改築するときは、地元産の木材の利用を検討します。

②緑化の検討

- 事業実施の際には緑化に対して配慮をします。
- 事業所の敷地内への植樹などによる緑化を推進します。
- 森林の保全や緑化活動などへの参加・支援に努めます。

6.3.4 基本方針4 資源循環型まちづくりの推進



ごみを減量化することは焼却処理による温室効果ガス排出量の削減につながります。断る(リフューズ)・発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・修理(リペア)の4Rを行った上で発生するものについては、できる限りリサイクルをすることで、資源循環を推進していきます。特に廃棄物分野からの温室効果ガスの排出は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却が大部分を占めているため、プラスチックごみの削減に取り組みます。

(1) ごみの発生抑制

市の取組

①ごみを出さない行動の促進

- 「ごみを出さない消費行動」の考え方の普及・啓発をします。
- 簡易包装商品の選択やマイバッグの持参の啓発、レジ袋削減の取組を推進します。

②長期利用の推進

- 長期利用に関する情報提供・啓発をし、「もったいない」意識を高めます。

③食品ロス・生ごみ削減の促進

- 生ごみ減量に取り組む家庭への支援施策を継続します。
- 3キリ(食べキリ・水キリ・使いキリ)運動や30(さんまる)・10(いちまる)運動を推進します。
- 食材を無駄なく使う方法などを紹介するエコ・クッキング教室などを開催します。
- フードバンクやフードドライブなどの活動の紹介やイベント等を実施します。

④再使用(リユース)の促進

- 民間リユースショップや不用品を引き取ってもらえるホームセンターの紹介等、情報提供や普及啓発に取り組みます。
- リユースに関するイベントの情報提供・開催をします。

30(さんまる)・10(いちまる)運動

30(さんまる)・10(いちまる)運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンです。「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう。お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。」と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

宴会における大量の食品ロスを減らすため

最初の30分 最後の10分
皆で食べる時間を設けましょう。

市民の取組

①ごみを出さない行動の促進

- 「ごみを出さない消費行動」の理解に努めます。
- マイボトル・マイ箸、マイ食器などの利用に努めます。
- 簡易包装商品など、ごみの発生が少ない商品を選択します。

②長期利用の推進

- 使い捨て商品の購入を控えます。
- 購入時に長く使用できるかを検討します。

③食品ロス・生ごみ削減の促進

- 3キリ（食べキリ・水キリ・使いキリ）運動や30（さんまる）・10（いちまる）運動を実施します。
- 生ごみを減量・減容する行動に努めます。

④再使用（リユース）の促進

- 民間リユースショップや不用品を販売・交換するインターネットサイト等を利用し、リユース品の積極的な活用に努めます。

事業者の取組

①ごみを出さない行動の促進

- ごみをできるだけ発生させない商品作りや販売・提供方法を検討します。
- マイボトル・マイ箸、マイ食器などの利用者に動機付けを与える仕掛け作りに努めます。
- 簡易包装商品の販売や梱包材の減量化に努めます。

②長期利用の推進

- 修理や修繕により、設備を長期間利用します。
- 修理サービスの提供に努めます。

③食品ロス・生ごみ削減の促進

- 事業活動を通じて発生する食品ロスの削減に努めます。

④再使用（リユース）の促進

- 再生資源の素材・材料や、リサイクル製品などの優先的な使用を検討します。
- 再生品であることの適切な表示や情報提供を行います。
- リユースの機会の提供・情報発信をします。

(2) リサイクルの推進

市の取組

①資源物分別ルールの徹底

- 媒体を最大限に活用した啓発資料の充実を図ります（紙媒体・web 媒体・マスメディア・対面形式など）。
- 転入者・外国人等に対して、機会や対象を適切に捉えた情報提供をします。
- パトロールの実施やごみ出しルールを知らない・守らない排出者への直接指導により、違反ごみ対策を実施します。

②資源回収機会の活用

- 事業所と連携した資源回収の普及促進を図ります。
- 資源回収に対しての奨励金制度を検証・点検し、効果的に実施します。
- 既存の資源回収拠点（資源リサイクルセンターなど）への持込可能品目の拡大を検討します。
- 新たな資源回収拠点の新設を検討します。

③資源回収品目拡充に向けた検討

- リサイクル技術の進歩や生活スタイルの変化に合わせて、現行の資源回収体制を見直します。
- プラスチック資源（プラスチック製品含む）などの分別収集を検討します。
- 燃えないごみの中に含まれる資源化できる品目につき、資源化の方法を検討します。

市民の取組

①資源物分別ルールの徹底

- 「ごみ分別」についての情報を積極的に取得し、実践します。

②資源回収機会の活用

- 民間の資源回収ステーション、地域の集団回収、資源回収拠点（資源リサイクルセンターなど）を積極的に活用します。

事業者の取組

①資源物分別ルールの徹底

- 事業に伴って排出される資源物については、適切に分別します。

②資源回収機会の活用

- 資源回収ステーションの設置を検討します。

ひとりひとりができること ゼロカーボンアクション30

一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
できるところから取り組んでみましょう。

エネルギーを節約・転換しよう!

ACTION

- 1 再エネ電気への切り替え
- 2 クールビズ・ウォームビズ
- 3 節電
- 4 節水
- 5 省エネ家電の導入
- 6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取る
- 7 消費エネルギーの見える化



環境省
Ministry of the Environment

交通・移動手段で環境配慮ができます。

ACTION

- 15 スマートムーブ
- 16 ゼロカーボン・ドライブ



環境省
Ministry of the Environment

衣類・ファッションでもサステナブルを!

ACTION

- 21 今持っている服を長く大切に着的る
- 22 長く着られる服をじっくり選ぶ
- 23 環境に配慮した服を選ぶ



環境省
Ministry of the Environment

買い物や投資でも環境配慮ができます。

ACTION

- 28 脱炭素型の製品・サービスの選択
- 29 個人の ESG 投資



環境省
Ministry of the Environment

環境に配慮した住まいを検討しよう!

ACTION

- 8 太陽光パネルの設置
- 9 ZEH (ゼッチ)
- 10 省エネリフォーム窓や壁等の断熱リフォーム
- 11 蓄電池 (EV・車載の蓄電池)・蓄エネ給湯機の導入・設置
- 12 暮らしに木を取り入れる
- 13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択
- 14 働き方の工夫



環境省
Ministry of the Environment

食品・食材の無駄をなくそう!

ACTION

- 17 食事を食べ残さない
- 18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
- 19 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活
- 20 自宅でコンポスト



環境省
Ministry of the Environment

家庭ゴミを減らす工夫をしよう!

ACTION

- 24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う
- 25 修理や補修をする
- 26 フリマ・シェアリング
- 27 ごみの分別処理



環境省
Ministry of the Environment

環境活動に積極的に参加しよう!

ACTION

- 30 植林やごみ拾い等の活動



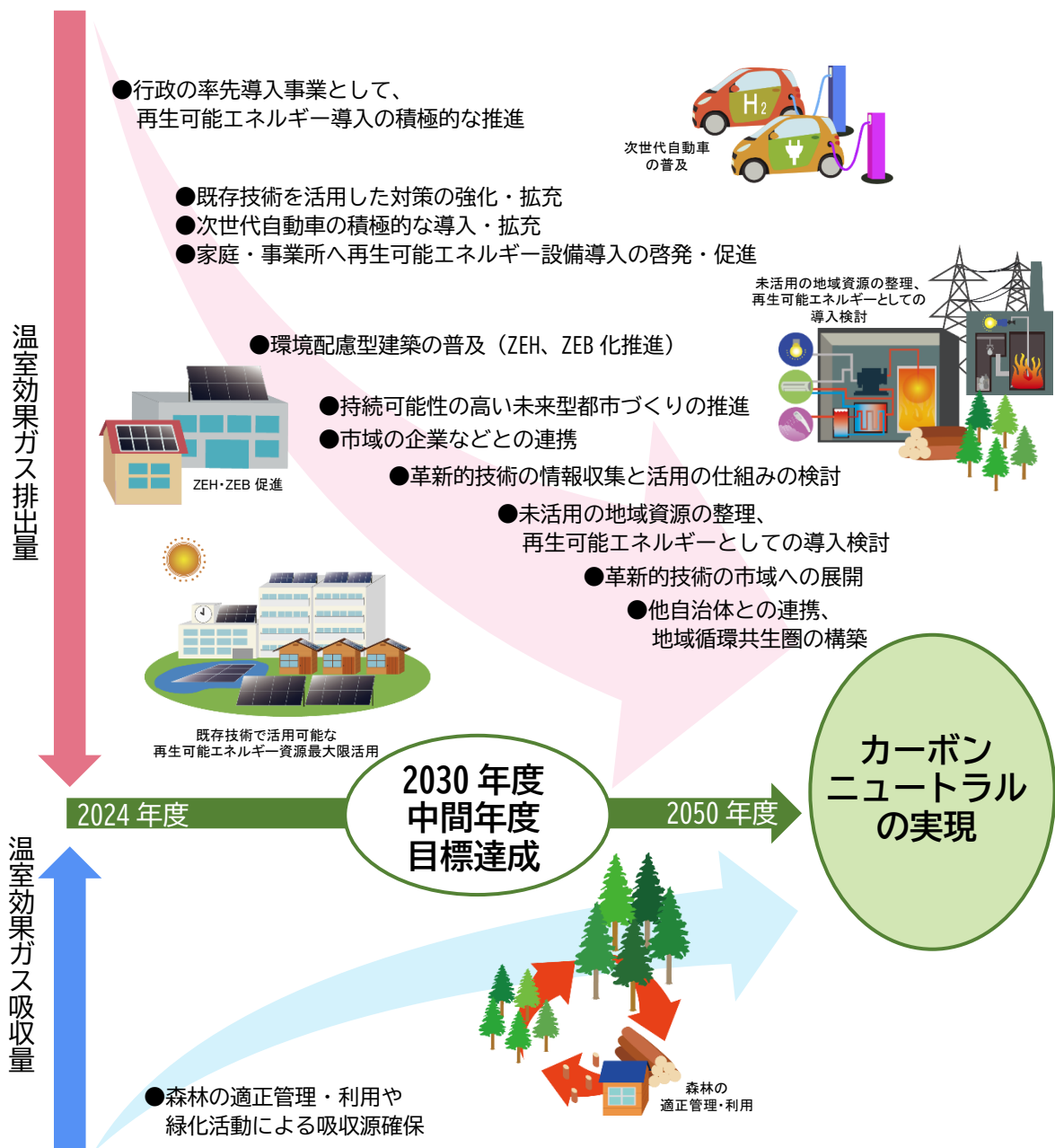
環境省
Ministry of the Environment

出典：環境省 HP

6.4 2050年カーボンニュートラル実現にむけたロードマップ

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入など、さまざまな対策を講じていく必要があります。

本市の特徴である、市域の約6割を占める森林などの自然環境及び生活環境との調和を図りながら、市民・事業者・市が一体となって市域の脱炭素化を進めていきます。また、再生可能エネルギー導入ポテンシャルを最大限活用するとともに、他自治体との連携や革新的技術の活用を進めていきます。



6.5 将来ビジョン（2050年のすがた）

2050年カーボンニュートラル実現に向けた本市の取組を進めることで目指す将来の姿を、以下に示します。

＜再生可能エネルギーの利用＞

- 太陽光発電が自然環境及び生活環境との調和を図りながら、最大限導入されています。
- バイオマスなど未利用エネルギーの導入が図られています。
- 使用する電気は市域内で作った電気を最大限活用し、不足分は他地域から再生可能エネルギー由来の電気を購入することで賄っています。
- 再生可能エネルギーを活用した自立分散型エネルギーシステムが普及し、災害時にも非常用電源として再生可能エネルギーを活用しています。
- 公共施設への太陽光発電設備・蓄電池・電動車の導入により、脱炭素と地域レジリエンス強化を両立しています。



＜省エネルギー対策＞

- 市民一人一人の取組みにより環境と調和する持続可能なまちが構築され、日常生活にともなう温室効果ガスをほとんど排出していません。
- 高効率な建物（ZEB・ZEH）が普及し、建物の脱炭素化が進んでいます。
- 自動車は、次世代自動車が普及し、化石エネルギーの利用から脱却し、脱炭素化を実現しています。
- すべての事業者が、自らカーボンニュートラルを目指しています。



＜脱炭素社会を実現する環境整備＞

- 多くのひとが、公共交通機関を日常的に利用しています。
- 市域内の交通機関は、化石エネルギーの利用から脱却し、脱炭素化を実現しています。
- 森林や里山が適正に管理・保全され二酸化炭素の吸収源となり、美しい自然風景や豊かな生態系が継承されています。
- 公園や緑地が保全され、さまざまな緑化活動により、市街地内に緑が溢れています。



＜資源循環型まちづくり＞

- 4Rの意識の定着や、分別の推進により、廃棄物の量が減少し、資源化率が高まっています。
- 使用するプラスチックの多くがバイオマスプラスチックになっており、焼却による温室効果ガスの削減が進んでいます。



第7章 計画の推進体制

計画を推進するためには、市民・事業者・行政などの主体が連携し、役割を分担して進めていく必要があります。そのため、各主体が連携して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。計画の進捗管理は、PDCA サイクルによる継続的な推進と改善を図り、着実に実施します。

7.1 計画の推進体制

今後、計画の推進や進行管理を行う上では、市民・事業者・市などの各主体が連携し、役割分担をして進めていく必要があります。そのため、各主体が連携して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。

(1) 環境審議会

市長の諮問を受けて、本計画の策定・変更や、地球温暖化対策に関する基本的事項、重要事項の調査・審議を行います。

環境に関する基本的事項については、必要に応じて、市長への積極的な提言も行います。

(2) パートナーシップ型組織

市民、事業者と市の連携・協働の取組を推進します。

市民や事業者の自主的・自発的な取組を、市がパートナーとして支援することで、各種施策の推進力としての役割を担います。

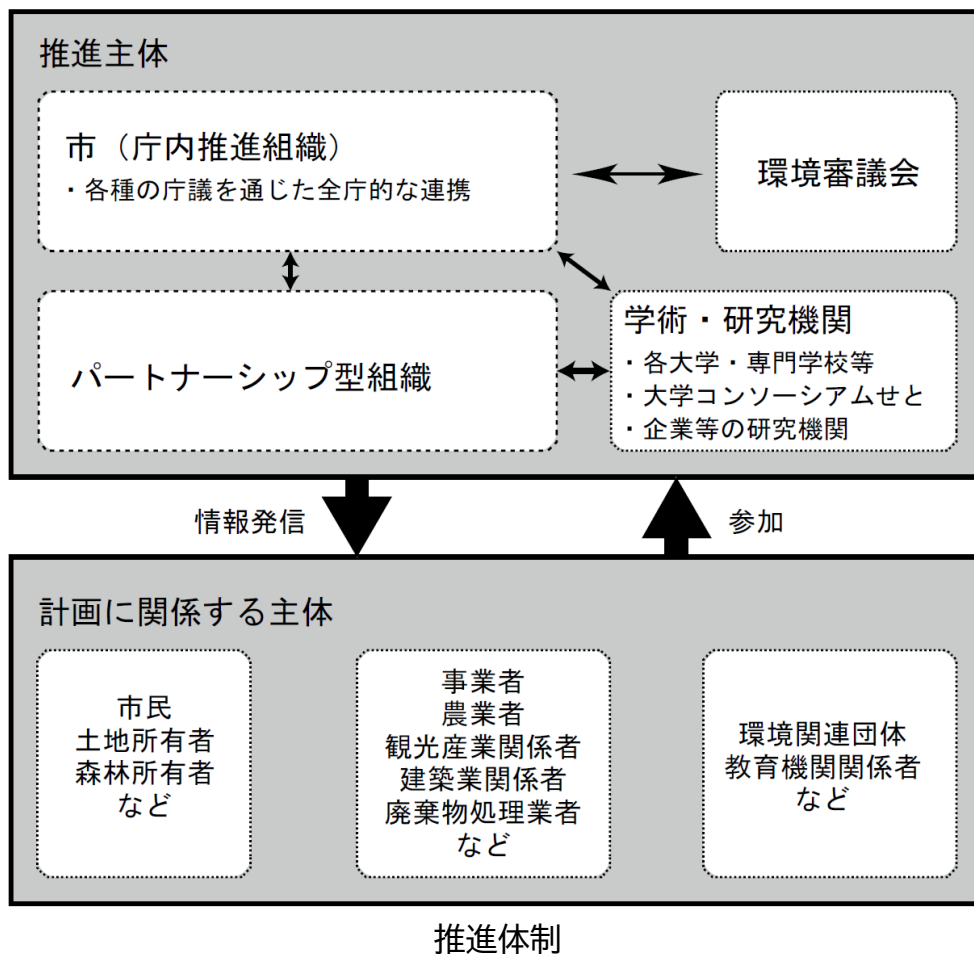
(3) 市（庁内推進組織）

市長の指揮のもと、本計画に沿った各種施策を実施します。

政策会議などの庁議を通して全庁的な連携を図りながら、本計画に示す温室効果ガスの削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標の達成を目指します。

(4) 学術・研究機関

市内の各大学や専門学校など、大学コンソーシアムせとの構成員、企業などの学術・研究機関などと、環境分野に関する研究や新たな取組を検討していきます。また、必要に応じて、パートナーシップ型組織への参加や協力も図ります。



7.2 進行管理

計画の進行管理は、PDCA サイクルによる継続的な推進と改善を図り、着実に実施します。

具体的には、本計画に関する施策・取組の実施計画を作成し、実施計画に基づいて施策・取組を着実に実施します。施策・取組の実施状況や目標の達成状況の点検・評価を毎年行い、点検・評価結果を瀬戸市環境審議会などに報告・公表し、必要に応じて施策・取組の見直しを検討します。

(1) 計画 (Plan)

計画の策定や見直しによって、本計画の目標を実現するための行動目標などを設定します。計画の策定や見直しについては、市民・事業者の意見を反映しつつ、環境審議会での審議を中心とします。

(2) 実行 (Do)

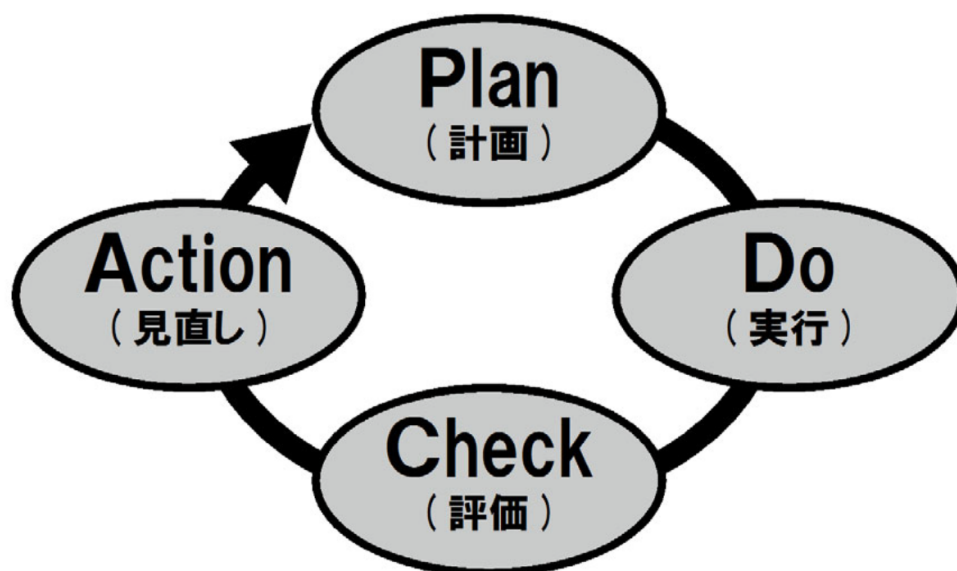
計画に基づいて、市民・事業者・市が具体的な取組を実施します。取組を実施する際には、各主体個々の取組に加え、地域やパートナーシップ型組織との連携・協働による取組を進めます。

(3) 評価 (Check)

施策・取組が目標達成に向かっているかを基本方針ごとに、環境審議会などでの意見を踏まえて評価します。

(4) 見直し (Action)

評価の結果に基づき、施策の実施方法などを見直すほか、必要に応じて施策の見直しや新たな取組を検討します。見直しの時期としては、計画期間の中間を目途に見直し、計画期間末に次の計画改定に向けた見直しを行います。



PDCAサイクル

巻末資料

本計画における温室効果ガス排出量（現状）の推計方法

ガス種	部門・分野		算定手法	算定式	出典	
エネルギー 起源CO ₂	産業部門	製造業	A・D 都道府県別按分法 事業所排出量積上法	【特定事業所のある業種】 特定事業所実績値（瀬戸市）+ 中小規模事業所 1事業所当たりの排出量（愛知県平均）× 中小 規模事業所数（瀬戸市） 【特定事業所のない業種】 製造業炭素排出量（愛知県） × 製造品出荷額の比（瀬戸市/愛知県） × 44 ÷ 12	・ 温室効果ガス排出量 算定・報告・ 公表制度実績値 ・ 都道府県別エネルギー消費統計 ・ 工業統計調査	
		建設業・鉱業	A 都道府県別按分法 【標準的手法】	建設業・鉱業炭素排出量（愛知県） × 従業者数の比（瀬戸市/愛知県） × 44 ÷ 12	・ 都道府県別エネルギー消費統計 ・ 経済センサス	
		農林水産業	A 都道府県別按分法 【標準的手法】	農林業炭素排出量（愛知県） × 従業者数の比（瀬戸市/愛知県） × 44 ÷ 12	・ 都道府県別エネルギー消費統計 ・ 経済センサス	
	業務その他部門	A 都道府県別按分法 【標準的手法】	業務その他部門炭素排出量（愛知県） × 延床面積の比（瀬戸市/愛知県） × 44 ÷ 12	・ 都道府県別エネルギー消費統計 ・ 固定資産の価格等の概要調査		
	家庭部門	C 都道府県別按分法 （実績値活用）	【電力】 電気購入量（瀬戸市）× 排出係数 【その他のエネルギー】 家庭部門炭素排出量（愛知県） × 世帯数の比（瀬戸市/愛知県） × 44 ÷ 12	・ 中部電力管内エリア需要実績 ・ 都道府県別エネルギー消費統計 ・ 住民基本台帳		
	運輸部門	自動車（貨物）	B 都道府県別按分法	車種別燃料消費量（愛知県） × 自動車保有比率（瀬戸市/愛知県） × 単位発熱量 × CO ₂ 排出係数	・ 自動車燃料消費調査 ・ 愛知県統計書	
		自動車（旅客）	B 都道府県別按分法	車種別燃料消費量（愛知県） × 自動車保有比率（瀬戸市/愛知県） × 単位発熱量 × CO ₂ 排出係数	・ 自動車燃料消費調査 ・ 愛知県統計書	
		鉄道	B 全国事業者別按分法	【電力】 鉄道事業者別電力消費量 × 営業キロ比率（瀬戸市/全線） × 電力排出係数 【軽油】 鉄道事業者別軽油消費量 × 営業キロ比率（瀬戸市/全線） × 単位発熱量 × CO ₂ 排出係数	・ 鉄道統計年報	
	エネルギー 起源CO ₂ 以外のガス	燃料の 燃焼分野	自動車走行	-	都道府県別走行キロ数（愛知県） × 自動車保有比率（瀬戸市/愛知県） × CH ₄ ・N ₂ O排出係数	・ 自動車燃料消費量統計 ・ 愛知県統計書
			鉄道	-	鉄道事業者別軽油消費量 × 営業キロ比率（瀬戸市/全線） × 単位発熱量 × CH ₄ ・N ₂ O排出係数	・ 鉄道統計年報
農業分野		耕作	-	【水田 CH ₄ 】 水田作付面積 × 水管理割合 × CH ₄ 排出係数 【肥料の使用 N ₂ O】 作物別耕地作付面積 × 化学肥料及び有機肥料のN ₂ O排出係数 【作物残さのすきこみ N ₂ O】 耕地にすき込まれた作物残さ量 × 作物残さのN ₂ O排出係数	・ 作物統計調査 ・ 日本国温室効果ガスインベントリ 報告書	
		畜産	-	【家畜飼養に伴う排出 CH ₄ 】 飼養頭数 × CH ₄ 排出係数 【家畜排せつ物管理に伴う排出 CH ₄ ・N ₂ O】 飼養頭数 × CH ₄ ・N ₂ O排出係数	・ 瀬戸市データ ・ 日本国温室効果ガスインベントリ 報告書	
		農業廃棄物	-	作物別年間生産量 × 残さ率 × 野焼き率 × CH ₄ ・N ₂ O排出係数	・ 作物統計調査 ・ 日本国温室効果ガスインベントリ 報告書	
廃棄物 分野		焼却処分	-	【焼却処分に伴う排出 非工ネCO ₂ 】 一般廃棄物焼却量 × 焼却処理量按分比率（瀬戸 市/尾張東部衛生組合） × 廃プラ率 × (1-水分率) × CO ₂ 排出係数 + 一般廃棄物焼却量 × 焼却処理量按分比率（瀬 戸市/尾張東部衛生組合） × 繊維くず割合 × (1-水分率) × 合成繊維割合 × CO ₂ 排出係数 【焼却処分に伴う排出 CH ₄ ・N ₂ O】 一般廃棄物焼却量 × 焼却処理量按分比率（瀬戸 市/尾張東部衛生組合） × CH ₄ ・N ₂ O排出係数	・ 一般廃棄物処理実態調査	
		排水 処理	終末処理場	-	年間下水処理量 × CH ₄ ・N ₂ O排出係数	・ 瀬戸市データ
	し尿 処理施設 生活排水 処理施設		-	生し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量 × CH ₄ ・N ₂ O排出係数 処理施設別年間処理人口 × CH ₄ ・N ₂ O排出係数	・ 一般廃棄物処理実態調査	

※炭素排出量は、二酸化炭素の重量（t-CO₂）ではなく炭素の重量（t-C）で定義されています。CO₂排出量に換算するため、炭素と二酸化炭素の分子量の比（44 ÷ 12）を乗じています。

【参考】

自治体排出量カルテと本計画の温室効果ガス排出量の違いについて

自治体排出量カルテは、環境省が公開する、区域施策編における対策・施策を検討するための参考ツールです。「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」の標準的手法に基づく CO₂ 排出量推計データなどから、対策・施策の重点的分野を洗い出しするために必要な情報を地方公共団体ごとに取りまとめています。

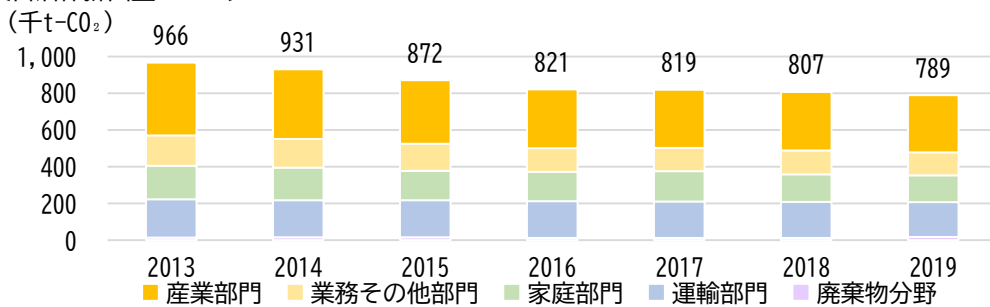
自治体排出量カルテにおける温室効果ガス排出量（現状）の推計方法

部門・分野		算定式	出典
産業部門	製造業	市区町村のCO ₂ 排出量＝都道府県の製造業炭素排出量／都道府県の製造品出荷額等×市区町村の製造品出荷額等×44÷12	・都道府県別エネルギー消費統計調査 ・経済センサス-活動調査
	建設業・鉱業	市区町村のCO ₂ 排出量＝都道府県の建設業・鉱業炭素排出量／都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44÷12	・都道府県別エネルギー消費統計調査 ・経済センサス-活動調査
	農林水産業	市区町村のCO ₂ 排出量＝都道府県の農林水産業炭素排出量／都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44÷12	・都道府県別エネルギー消費統計調査 ・経済センサス-活動調査
業務その他部門		市区町村のCO ₂ 排出量＝都道府県の業務部門炭素排出量／都道府県の従業者数×市区町村の従業者数×44÷12	・都道府県別エネルギー消費統計調査 ・経済センサス-活動調査
家庭部門		市区町村のCO ₂ 排出量＝都道府県の家庭部門炭素排出量／都道府県の世帯数×市区町村の世帯数×44÷12	・都道府県別エネルギー消費統計調査 ・住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
運輸部門	自動車	市区町村のCO ₂ 排出量＝全国の自動車車種別炭素排出量／全国の自動車車種別保有台数×市区町村の自動車車種別保有台数×44÷12	・総合エネルギー統計 ・自動車保有車両数統計電子データ版 ・市区町村別軽自動車車両数ファイル
	鉄道	市区町村のCO ₂ 排出量＝全国の人口当たり炭素排出量／全国の人口×市区町村の人口×44÷12	・総合エネルギー統計 ・住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
廃棄物分野		市区町村のCO ₂ 排出量＝焼却処理量×（1－水分率）×プラスチック類比率×2.77＋焼却処理量×全国平均合成繊維比率（0.0281）×2.29	・一般廃棄物処理実態調査結果

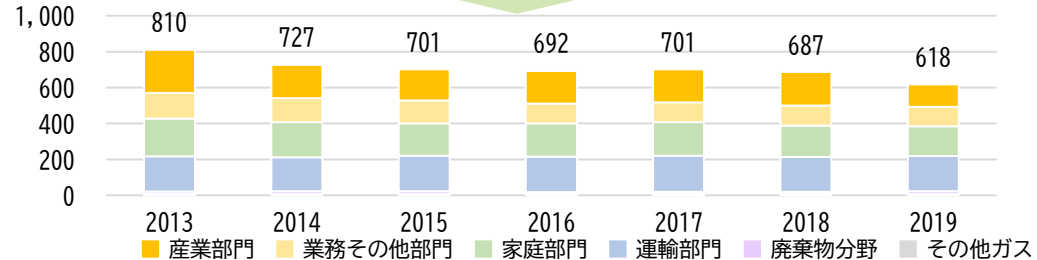
※出典：環境省 HP より作成

自治体排出量カルテは、ほとんどの部門で「国または都道府県の炭素排出量」を「市区町村の活動量」で按分して市区町村の温室効果ガス排出量を求めています。本計画では、「国または愛知県の炭素排出量」を「瀬戸市の活動量」で按分する方法を基本に推計していますが、より瀬戸市の実態に沿った温室効果ガス排出量を求めるために、一部の部門で実績値を用いています。特に、産業部門は、特定事業所の実績値と、同値から推計した中小規模事業所 1 事業所あたりの排出量を用いたため、自治体排出量カルテの排出量と差が生じています。

〔自治体排出量カルテ〕



〔本計画〕



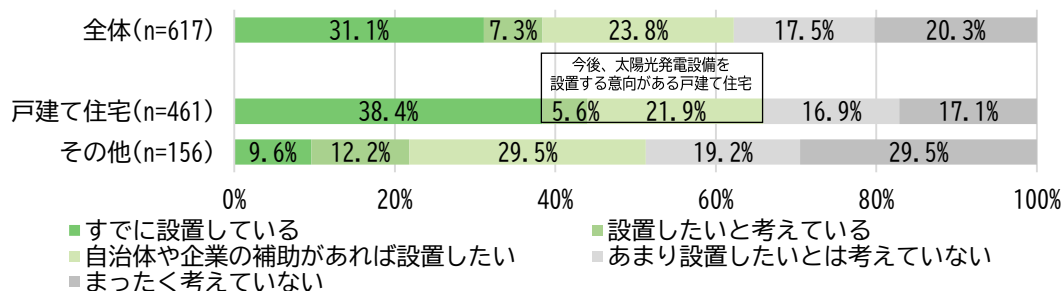
瀬戸市の温室効果ガス排出量

【参考】

戸建て住宅における太陽光発電設備導入量の推計及び
再生可能エネルギーの導入目標について

市民アンケート（p.27）の太陽光発電設備の導入状況を住居形態ごとに整理すると、戸建て住宅では、「すでに設置している」が38.4%、「設置したいと考えている」が5.6%、「自治体や企業の補助があれば設置したい」が21.9%でした。このことから、市域の27.5%の戸建て住宅で、今後、太陽光発電設備を設置する意向がある*と推察します。

*「設置したいと考えている」及び「自治体や企業の補助があれば設置したい」を設置する意向があるとしました。



※このグラフは、p.27の「再エネ・省エネ機器等の導入状況（19歳以上の市民）」の内、太陽光発電設備について詳細に示したものです。

太陽光発電設備の導入状況（19歳以上の市民）

住宅・土地統計調査（総務省統計局 HP）によると、瀬戸市の2018年の住宅数は50,790戸で、戸建て住宅は33,320戸です。

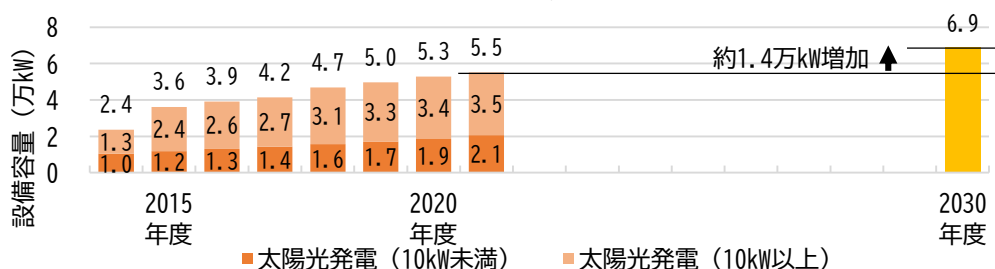
戸建て住宅の戸数を、市民アンケートにおける太陽光発電設備の設置意向（設置する意向がある：27.5%）及びFIT制度による太陽光発電の導入実績（10kW未満：2.1万kW）で按分し、今後2,952戸の戸建て住宅に太陽光発電設備が設置され、1.5万kW*が導入される可能性があると推計しました。

*「令和5年度以降の調達価格等に関する意見」（令和5年2月、経済産業省 HP）を参考に、1戸あたりの発電容量を5kWとしました。

	すでに設置している	設置する意向がある
戸建て住宅の戸数（戸）	4,114	2,952
太陽光発電設備の設備容量（万kW）	2.1	1.5

今後もFIT制度による導入実績と同様に太陽光発電設備の導入が進むと仮定した場合、2030年度には6.9万kW（2021年度比で1.4万kW増加）の導入が見込まれます。また、市民アンケートによる太陽光発電設備設置の意向を基にした戸建て住宅における太陽光発電設備の導入量は1.5万kWで、FIT制度による導入実績を基にした2030年度の導入見込み量達成に必要な導入量（1.4万kW）を上回っています。

そのため、2030年度の再生可能エネルギーの導入目標は、導入実績に基づく「7万kW以上の導入」とし、戸建て住宅だけでなく、その他の建物や土地への導入を推進する等の施策を講じることで目標達成を目指します。



※2014年度から2021年度までは、FIT制度による導入実績（出典：自治体排出量カルテ（環境省 HP）より作成）。

FIT制度による導入実績と同様に太陽光発電設備の導入が進むと仮定した場合（設備容量）

瀬戸市環境審議会委員名簿

氏名		職名
会長	千頭 聡	日本福祉大学国際福祉開発学部特任教授(環境計画・地域計画・持続可能な開発)
副会長	石川 良文	南山大学総合政策学部教授(環境政策学、地域経済学)
委員	青山 清敏	市民公募委員
	市川 春代	元瀬戸市環境基本計画見直し市民ワーキング会議委員、愛知県地域環境保全委員
	伊藤 勉	瀬戸市自治連合会 会長
	魚住 英史	瀬戸市小中学校長会 副会長 (八幡小学校校長)
	加藤 哲也	瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議 会長
	高田 佳伸	瀬戸商工会議所 専務理事
	高野 雅夫	名古屋大学大学院環境学研究科地球環境科学専攻教授(地球科学、資源エネルギー)
	服部 富久美	瀬戸市ごみ減量推進会議 議長
	藤野 繫春	あいち海上の森センター 所長
	平出 正孝	市民公募委員
安村 直樹	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林准教授 生態水文学研究所所長(林業経済学・林政学)	

計画策定経過

令和5年度（2023年度）	
7月18日～8月13日	大学コンソーシアムせと 市民アンケート実施 19歳以上の市民/1,200人 小・中・高校生 /8,793人※ ※小学生は5年生、6年生のみ対象 19歳以上の市民/617件（回収率51.4%） 小・中・高校生 /248件（回収率 2.8%）
7月20日～8月4日	事業者アンケート実施 市内で事業を営む事業所/189事業所 回収数49件（回収率25.9%）
8月9日	市民アンケート実施 教員対象の環境塾参加者/31人 回収数31件（回収率100%）
8月22日	瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議 第2回幹事会 議事 地球温暖化対策・カーボンニュートラルに関する意見交換 (1) 瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定について (2) 地球温暖化に関する事業者アンケート結果概要について (3) 2050年カーボンニュートラルに向けた対策について 事業者自ら実施可能と考える具体的な対策、対策を実施するために市に期待する施策など
9月12日	令和5年度 第1回瀬戸市環境審議会 議事 (1) 令和5年度版第3次瀬戸市環境基本計画年次報告書(案)について (2) 瀬戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の諮問及び計画(案)について
9月29日	第1回施策庁内検討会議 瀬戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定に係る施策の検討
11月9日	第2回施策庁内検討会議 瀬戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定に係る施策の検討
11月21日	令和5年度 第2回瀬戸市環境審議会 議事 瀬戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)について
1月9日～2月8日	パブリックコメント 意見提出人数 1人 意見件数 4件
3月1日	瀬戸市環境審議会 答申
3月29日	瀬戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 公表

2024年3月にゼロカーボンシティ宣言を行う予定です。

瀬戸市ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化に起因する気候の変動の影響により、世界各地で大規模な自然災害が頻発し、甚大な被害をもたらすなど、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」と言われる状況になっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「世界的な平均気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求する」という目標が掲げられました。また、2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標の達成には「2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量をほぼゼロにすることが必要」と示されています。

このような状況の中、本市は、「豊かな自然と、安全で快適な暮らしのある『環境創造都市』を次代につなぐ」を計画理念とする第3次瀬戸市環境基本計画に基づき、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー行動の推進など、様々な環境施策に取り組んでまいりました。

加えて、2024年3月に策定した「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比50%削減することを目指して、温室効果ガス排出量の削減に向けた各種施策に取り組むこととしたところです。

本市は、将来にわたり本市の豊かな環境を次世代に引き継ぐため、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)」を目指し、市民・事業者の皆さまとともに脱炭素社会の実現に向けて取り組みを進めていくことをここに宣言します。

令和6年（2024年）3月〇日

瀬戸市長



あ行	
アイドリングストップ	自動車等を駐車、または停車する時に、エンジンを停止することです。
一般廃棄物	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)で廃棄物として扱われるものの内、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか主に家庭から発生する家庭系ごみのほか、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいます。
エコドライブ	ゆるやかな発進や一定速度での走行など、車の燃料消費量や二酸化炭素(CO ₂)排出量を減らすための環境に配慮した運転方法のことです。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素(CO ₂)やメタン(CH ₄)などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF ₆)、三ふっ化窒素(NF ₃)の7種類としています。
温室効果ガス排出量実質ゼロ	二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林などの吸収源による吸収量の差し引きがゼロになることを表します。
か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっていることをいいます。
化石燃料	石油、石炭、天然ガスなどのことです。微生物の死骸や枯れた植物などが何億年という時間をかけて化石になり、やがて石油や石炭になったと考えられていることからこう呼ばれます。
家庭用燃料電池	都市ガス・LPガス・灯油などを使って発電する家庭用の機器のことです。発電時に出る熱は給湯に利用され、火力発電による電気とガス給湯器を組み合わせる場合よりも、二酸化炭素排出量が減るとされています。
環境マネジメントシステム	事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標などを自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく仕組みのことです。ISO14001は、環境マネジメントシステムの代表的な国際認証規格のひとつです。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱など、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのことです。
再生可能エネルギー情報提供システム [REPOS (リーポス)]	「Renewable Energy Potential System」の略称で、全国・地域別の再生エネルギー導入ポテンシャル情報などを、データと地図で可視化したウェブサイトです。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物の内、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)で、燃えがらや汚泥、廃油、廃プラスチック、ゴムくずなど約20種類が定義されています。
30(さんまる)・10(いちまる)運動	宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンです。「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう。お開き10分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。」と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

次世代自動車	電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル自動車を指します。二酸化炭素や窒素酸化物（NOx）、粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境に配慮した自動車のことです。
循環型社会	天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会をいいます。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されています。
省エネルギー診断	専門家であるエネルギー管理士などが実際に工場やビルなどの現場を調査し、その利用エネルギーの現状などを診断し、最適な稼働方法や最新機器への更新などの具体的なアドバイスを受けることができます。
食品ロス	食べ残しや買いすぎにより、食べることができるのに捨てられてしまう食品のことです。
自立分散型エネルギー	再生可能エネルギーなどの供給や地域コミュニティでの効率的な電力・熱融通を実現することで、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステムのことです。
森林吸収量	森林の樹木は、光合成によって二酸化炭素（CO ₂ ）を吸収し、炭水化物として炭素（C）を固定し酸素（O ₂ ）を放出していますが、同時に呼吸によって炭水化物を燃焼させ、二酸化炭素を放出しています。このため、光合成による吸収量が呼吸による放出分を上回った分が樹木の成長量として二酸化炭素の吸収に貢献しているといえます。
生態系	ある空間に生きている生物と、生物を取り巻く非生物的な環境が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのことです。ある空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などのあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれています。
た行	
第3次瀬戸市環境基本計画	瀬戸市の施策を環境面から横断的に捉えた行政計画であり、瀬戸市環境基本条例を根拠として、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しています。また、「第6次瀬戸市総合計画」をはじめとする本市の関連計画を、環境の側面から効果的に推進する役割を果たすと同時に、市民・事業者・市が環境の保全と創造に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示しています。
第6次瀬戸市総合計画	瀬戸市の市政における最上位の方針である「基本構想」と、それを実現するための総合的な施策体系を示す「基本計画」、中期的な視点からの施策の 実施計画である「中期事業計画」からなる最上位の計画であり、市が携わるすべての分野における主要な施策の長期的な方針を示しています。（平成29年（2017年）年3月策定）
太陽光発電	太陽の光エネルギーを電気に変換する太陽電池を使った発電システムです。太陽光発電システムは、太陽電池を配置した太陽電池パネルと、太陽電池で発電した電気を家庭用の交流電気に変換するインバータ（パワーコンディショナ）で構成されています。
脱炭素社会	化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化などを図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のことです。

断熱リフォーム	住宅の断熱機能を向上させて、熱の移動によるロスを少なくするリフォーム工事のことです。
地域新電力	環境省では、地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益などを活用して地域の課題解決に取り組む事業者を「地域新電力」と呼んでいます。全国的には、太陽光発電や小水力発電など、地域資源（再生可能エネルギー）を活用した取組事例が増えています。
地球温暖化	人の活動の拡大によって、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇することをいいます。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民などが講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策などについて記載されています。
地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法、温対法）	京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」における「京都議定書」の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定めたものであり、1999年に施行された法律です。2021年の改正により、「パリ協定」に定める目標を踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携などを、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定されました。
蓄電池	二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のことです。スマートフォンのバッテリーなどに使われているほか、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池などが普及しています。
地産地消	地域で生産されたものを、その生産された地域内において消費することです。
デコ活	2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です。
は行	
パートナーシップ型組織	市民・事業者と市が協力関係のもとで、協働・連携して公益的な事業を行うための組織です。
バイオマス	動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらなどがあります。バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができます。
パリ協定	2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、1997年に定められた「京都議定書」の後継にあたります。京都議定書と大きく異なり、途上国を含む全ての参加国に、排出削減の努力を求めています。
フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。
フードバンク	包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPOなどが食品メーカーから引き取って、福祉施設などへ無償提供するボランティア活動のことです。

A～Z	
BEMS	「Building Energy Management System」の略称であり、ビルエネルギー管理システムのことです。設備の運転状況やエネルギー消費を可視化し、ビルの省エネ化や運用面の効率化に役立つシステムです。
COOL CHOICE(クールチョイス)	温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、政府だけではなく、事業者や国民が一致団結して展開する国民運動のことです。省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促しています。
COP21 (国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)	気候変動枠組条約締約国会議(COP)とは、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目的として、1992(平成4)年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、1995(平成7)年から毎年開催されている年次会議のことです。2015(平成27)年に開催されたCOP21は、第21回目の年次会議にあたり、「パリ協定」が採択されました。
FEMS	「Factory Energy Management System」の略称で、工場におけるエネルギー管理システムのことです。工場全体のエネルギーを管理することで省エネ化に役立つシステムです。
HEMS	「Home Energy Management System」の略称であり、家庭におけるエネルギー管理システムのことです。設備の運転状況やエネルギー消費を可視化し、家庭の省エネ化に役立つシステムです。
PDCA サイクル	計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Act)のプロセスを順に実施するサイクルのことです。最後のActではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続(定着)、修正、破棄のいずれかにして、次回のPlanに結び付け、らせん状にプロセスを繰り返すことによって、品質の維持、向上及び継続的な業務改善活動を推進することが可能です。
V2H	「Vehicle to Home」の略称であり、EVやPHVの大容量バッテリーを家庭で有効活用するためのシステムや考え方を指します。専用のV2H機器を介して、昼間発電した電気をEVやPHVの大容量バッテリーに電気を蓄えることで、夜間に家庭へ給電したりすることができます。
ZEB	「Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)」の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。
ZEH	「Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略称であり、外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のことです。
4R	断る(リフューズ)・発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・修理(リペア)のことです。ごみを減らす、捨てずに繰り返し使うことを指します。

瀬戸市地球温暖化対策実行計画

令和6年3月（2024年3月）

発行：瀬戸市

編集：市民生活部 環境課

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1

電話：0561-88-2670（ダイヤルイン）

FAX：0561-88-2664

ホームページ：<https://www.city.seto.aichi.jp/>

E-mail：kankyo@city.seto.lg.jp

